

# 教育委員会月報



文部科学省

特集

今年度の重要施策と課題

- 初等中等教育局／総合教育政策局／
- 大臣官房文教施設企画・防災部／
- 大臣官房国際課・国際統括官／スポーツ庁／文化庁

Series

地方発! 我が教育委員会の取組

岐阜県教育委員会／堺市教育委員会／神奈川県鎌倉市教育委員会

お知らせ

学習支援ポータルサイト「子供の学び応援サイト」をリニューアル!  
教育委員会関係事業の開催予定について



2024年4月10日発行 第76巻1号

2024 April

4

特集

今年度の重要施策と課題

- 初等中等教育局／総合教育政策局／
- 大臣官房文教施設企画・防災部／
- 大臣官房国際課・国際統括官／スポーツ庁／文化庁 ..... 1

Series 地方発！我が教育委員会の取組

## 研修主事研修

～学び合い文化の醸成・協働的な職場環境づくりの担い手として～

岐阜県教育委員会 ..... 66

## 堺がめざす「新たな学校のあり方」

～新たな学校マネジメントモデル事業を通して～

堺市教育委員会 ..... 72

## 多様なプレイヤーとの協働による学びの充実

～社会に開かれた教育課程の実装を目指して～

神奈川県鎌倉市教育委員会 ..... 77

## お知らせ

学習支援ポータルサイト「子供の学び応援サイト」をリニューアル! ..... 81

教育委員会関係事業の開催予定について ..... 82

## 1 教師を取り巻く環境整備について

我が国の学校教育の中核であり、その成否を左右する教師に質の高い人材を確保することは必須であり、抜本的に教職の魅力向上させるため、教師を取り巻く環境整備を進めることが重要です。

平成28年度に実施した教員勤務実態調査において、教師の厳しい勤務実態が明らかとなったことなどを踏まえ、文部科学省においては、令和元年に給特法\*を改正し、平成31年に策定した「公立小学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を法的根拠のある「指針」に格上げするとともに、小学校における35人学級の計画的な整備等の教職員定数の改善、教師を支援するスタッフの配置の充実、ICTを活用した業務効率化等、働き方改革をはじめとする教師を取り巻く環境整備に取り組んできました。（\*公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法）

令和4年度に実施した教員勤務実態調査の結果によれば、前回調査と比較して、全ての職種で、平日・土日ともに在校等時間が減少しているなど、働き方改革の成果が着実にしつつあるものの、調査結果を基に推計した教諭の月当たりの時間外在校等時間は、小学校は約41時間、中学校は約58時間となっており、依然として長時間勤務の教師も多いことから、引き続き取組を加速させていく必要があります。

令和5年5月には、文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問し、学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実について総合的に検討いただいています。

8月には、「できることを直ちに行う」という考え方のもと、「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取

り組むべき施策（提言）」（以下、「緊急提言」という。）が取りまとめられました。緊急提言においては、冒頭、我が国の学校教育が世界に誇るべき成果を上げることができたのは、教師の献身的な取組によるものであるという敬意が示された上で、今般の改革の目指すべき方向性は、長時間勤務の是正を図ることで教師の健康を守ることはもとより、高度専門職である教師が新しい知識・技能等を学び続け、子供たちに対してより良い教育を行うことができるようにすることにあるとしています。そして、これまでの働き方改革の取組の進展により、教師の時間外在校等時間の状況は一定程度改善したものの、依然として長時間勤務の教師が多いという課題が示されています。

このような状況を改善し、より持続可能な教育環境を構築するためには、

- ① 国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体が自分事としてその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと。
- ② 保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となって課題に対応していくこと

が極めて重要であるとして、例えば、学校において授業時数や学校行事の在り方の見直しを行うことや、これらの改善が適切に行われるよう教育委員会が指導助言することなど、各主体による具体的な取組が提言されています。

文部科学省では、緊急提言を受けて、文部科学大臣メッセージとして「子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に」を発表しました。その内容は、1点目に国が先頭に立って改革を進め、これまで以上に力強く教育予算を確保する決意を表明したこと、2点目に学校や教育委員会はできることを直ちに実行すべきであること、3点目に保護者や地域住民の皆様に対し、学校の業務や役割分担の見直しへの御

理解と御支援をお願いしたことです。文部科学省としては、教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を確認し、特に今年度においては、緊急提言においてフォローアップの必要性が指摘された事項を中心に「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、その結果を12月に公表しました。平成31年の中央教育審議会答申において示された「学校・教師が担う業務に係る3分類」については、全体的に順調に取組が進んでいる一方で、地方自治体間の取組状況に差が見られました。また、緊急提言を踏まえ、教育委員会が特に優先的に取り組むとした項目は、都道府県、政令市、市区町村ともに「部活動」が最多でした。その他、授業時数の点検や学校行事の精選・重点化に係る項目もフォローアップをしております。各教育委員会におかれては、本調査結果や文部科学省からの留意事項等を踏まえて、更なる取組の推進をお願いいたします。特に、「3分類」について進捗に課題があるもののうち、

- ・「登下校の見守り」など、学校・教育委員会のみならず、首長部局と連携の上、地域や保護者に協力依頼を発信することが効果的なもの
- ・「調査・統計等への回答」や「学校徴収金の徴収・管理」など、教育委員会や首長部局の権限と責任に基づく対応によって改善が見込まれるもの

については、速やかな実行に向けた検討を開始するなど、取組を加速いただくようお願いいたします。その際、首長部局と教育委員会が一体となって取組を推進するため、例えば、働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について総合教育会議で議題として取り上げること等もご検討ください。

なお、概要資料には、緊急提言を踏まえての取組事例も幅広く載せておりますので、こちらも是非ご覧ください。

文部科学省としては、緊急提言等を踏まえ、令和6年度予算に

- ・小学校高学年における教科担任制の当初の予定より1年前倒しでの実施などのための教職員定数の改善

・教員業務支援員の全ての小・中学校への配置等に必要な経費を盛り込んでいます。

今般の予算を踏まえ、新たに教員業務支援員の配置充実に取り組まれる教育委員会等においては、文部科学省が作成した「協働の手引き」もご参照いただければ幸いです。

中央教育審議会においても、今年の春頃に一定の方向性を示すことを目途として議論が深められているところです。文部科学省としては、教育の質の向上に向け、引き続き、学校における働き方改革の更なる推進、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めてまいります。

## 2 GIGA スクール構想の推進

GIGA スクール構想は、1人1台端末の整備が完了し、学校教育の基盤的なツールとしてICTの活用を進めてきた「GIGA スクール構想」は次のステージに向かおうとしています。

その前提として、「公教育の必須ツール」として欠かせない端末について、端末の更新、さらに端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備も進められるよう、令和5年度補正予算において都道府県に基金を設置するための予算を計上しました。

全体としては、ICTの活用が進む地域・学校が増えている一方で、活用の進まない地域・学校も依然としてあります。令和5年度・6年度を集中推進期間として位置づけた上で、徹底的な伴走支援の抜本的強化により一気に底上げを図ってまいります。具体的には、GIGA スクール運営支援センターの整備支援、ネットワークアセスメントの促進や国費によるアドバイザー派遣等の取組に必要な予算を令和5年度補正予算等に盛り込んでおり、全国の学校・教育委員会に対してプッシュ型の支援を継続してまいります。

働き方改革の観点で重要な、校務のデジタル化については、昨年末に学校や教育委員会の校務DX化に関する取組状況を公表しました。校務DXの推進については今後3年程度を集中取組期間と位置づけ、取組の加速化を図ってまいります。

また、初等中等教育段階における生成AIの活用については、昨年公表した「暫定的なガイドライン」も踏まえ、一部の学校でパイロット的な取組を進めており、成果や課題の分析に取り組んでいきたいと考えています。

なお、ICT環境整備に係る地財措置については、現在、令和7年度以降の学校のICT環境整備に関する方針を中央教育審議会で議論中であり、必要な支援について検討してまいります。

### 3 いじめ対策・不登校児童生徒への支援について

いじめは絶対に許されず、ましてやいじめによって子供たちの命が失われることは決してあってはならないという思いのもと、文部科学省として、いじめ防止対策推進法の施行以降、法や国の基本方針等の周知に取り組んできたところです。

各教育現場においても、法に基づく積極的な認知が浸透してきたことにより、いじめの認知件数は、平成25年度の約19万件から、令和4年度には約68万件にまで増加しており、いじめの解消状況についても、令和4年度は認知件数約68万件のうち、約53万件と8割近くにのぼっております。このことは、教育関係者による「いじめをより積極的に認知し、対応していこう」という取組の現れであると考えております。

その一方で、未だに生命や心身等に影響を及ぼす重大な事態が発生していることや、いわゆるネットいじめなど、いじめが多様化する中で、把握すること自体が困難な事案も増加している等の課題もあります。

特に、いじめの重大事態件数については、令和4年度は923件で過去最多となっており、その923件の内、

約4割にあたる357件では、重大事態として対応する以前にいじめとして認知をしていなかったという結果が出ています。

これらの調査結果や、いじめの重大事態への対応について、体制面や運用面にかかる様々な課題がこれまで指摘されてきていることを踏まえ、文部科学省では現在、「いじめ防止対策協議会」において、有識者の方々に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改定に向けて、御議論いただいているところです。

法の施行から10年が経過し、子供たちを取り巻く環境も大きく変化する中で、各教育現場におかれましては、今一度初心に立ち返り、法や国の基本方針等に基づいた、いじめの早期発見・組織的対応の徹底をお願いいたします。

次に不登校対策について、小・中・高等学校で不登校児童生徒が9年連続で増加し、令和3年度には約30万人と過去最多となったことを踏まえ、文部科学省では、令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を取りまとめました。

本プランは、1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること、3. 学校の風土の「見える化」を通して学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることの3つを柱とし、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指すものです。

プランに基づき、不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成する「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置を促進するなどの取組を進め、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校の設置を目指しています。また、直近の設置目標として第四期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、計画期間である令和9年度までに全ての都道府県・指定都市へ設置することを掲げています。

加えて、令和4年度の小・中・高等学校における不

登校児童生徒が約 35 万人と過去最多を更新したことを踏まえ、令和 5 年 10 月には「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を取りまとめました。

本パッケージにおいては、COCOLOプランを前倒し、校内教育支援センターの設置促進や教育支援センターのICT整備やアウトリーチ機能の強化、ICT端末を活用した「心の健康観察」の推進や、より課題を抱える学校へのスクールカウンセラー等の配置充実などを行うこととしており、令和 5 年度補正予算に必要な経費を計上しました。加えて、本パッケージに基づき学びの多様化学校の更なる設置促進のため、設置ノウハウや課題の共有のための全国会議を開催するとともに、学びの多様化学校設置経験者を自治体に派遣し、相談・助言が受けられる「学びの多様化学校マイスター」制度を創設いたしました。令和 6 年度予算においては学びの多様化学校の設置前の準備経費、設置後の運営経費を補助する事業を盛り込んでおります。

文部科学省としては、引き続き子供達に寄り添いつつ、教育委員会や学校と連携していじめ・不登校の対応強化に取り組んでまいります。

## 4 キャリア教育

キャリア教育は、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。学校においては、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を進めていくことが必要です。

学校における具体的な方向性としては、「キャリア・パスポートの活用」や、「職場体験活動や就業体験活動（インターンシップ）などの職業に関する体験活動の充実」等があげられます。

特に、職業に関する体験活動は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施率が低下し、児童生徒の職業観・勤労観への影響が懸念されるため、実施状況を

コロナ禍前に戻していくとともに、改めてその目的や意義を踏まえて実施していくことが求められます。

文部科学省においては、キャリア教育の優れた実践事例等を周知するなど、引き続き、キャリア教育を推進していくために必要な取組を進めてまいります。

## 5 外国語教育の強化

外国語活動及び外国語科では、小・中・高等学校を通じ、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」、「書くこと」の言語活動を通して、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目標としています。

文部科学省では、英語教育に関する全国的な課題や第4期教育振興基本計画の指標等を踏まえ、AI等のデジタル技術を活用した「話すこと」等の発信力強化に向けた実証研究や、教師の英語力・指導力向上のためのオンライン研修等の実施など、英語教育の更なる強化を図ります。

また、優れた授業の実践例や指導のポイント等の動画公開（令和 6 年 3 月現在 計 90 本）など、授業改善に向けた支援の更なる充実を図ります。

文部科学省 YouTube 公式チャンネル「外国語教育はこう変わる!」公開中! <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbCsze5PvMhQ1TS-jXEZKA4f>

## 6 義務教育における これからの学校の在り方

中央教育審議会「義務教育の在り方ワーキンググループ」では、令和5年 12 月に、義務教育における今後の学校の在り方についての基本的な考え方やその実現に向けた取組の方向性について、「[義務教育の在り方](#)

「ワーキンググループ中間まとめ」を取りまとめました。

中間まとめでは、義務教育を取り巻く今日的な課題や学校の役割・意義の歴史的経緯、義務教育の目的と学校の役割、日本型学校教育の強みと弱み等を踏まえ、目指すべき義務教育・学校教育の姿及び取組の方向性について、①義務教育の中核としての学校教育の役割、②公教育としての共通性の担保と多様性の包摂、③児童生徒と教師が集い、共に学び、生活する場としての価値の最大化、④生涯学習社会を生き抜く自立した学習者の育成、⑤義務教育の目的を達成するための創意工夫の発揮、⑥公教育を支える学習基盤に係る一体的な検討・充実の6つの観点からまとめられたほか、今後の学校教育の展開の在り方に大きく影響する可能性を有する学びにおけるオンラインの活用の基本的な考え方等が提言されています。

特に義務教育段階におけるオンラインの活用は、学校や教師に代わるようなものではなく、対面による指導の中でオンラインを適切に組み合わせることで、子供たちの興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる観点から教師をサポートし、児童生徒の学習をより充実させるものと位置づけられるべきであり、こうした基本的な考え方を前提に、オンラインの積極的かつ有効な活用に向け、オンラインを活用した学びの充実のための取組や学びへのアクセスを保障するための取組等を進めていくことが必要であるとしています。

本中間まとめで示された基本的な考え方を共通の方向性として、引き続き各部会等における専門的な議論・検討を進めてまいります。

## 7 高等学校改革の推進

令和4年11月より、中央教育審議会に「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方、全日制・定時制・通信制の望ましい在り方、探究・文理横断・

実践的な学びの推進等について議論いただき、昨年8月に「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」が示されました。中間まとめでは、高等学校教育の質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要があることを基本的な考え方とし、小規模校の教育条件の改善、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現、全ての生徒の学びの充実等に向けた方策について提言いただいたところです。こうした提言を踏まえ、対面教育の重要性を十分に踏まえつつ、遠隔授業や通信教育の促進に向けた制度改革を行いました。

また、大学教育段階でデジタル・理数分野への学部転換の取組が進んでおり、その政策効果を最大限発揮するためにも、高等学校段階においてもデジタル等成長分野を支える人材育成の取組が必要です。上述の中間まとめにおいても、探究的な学び、STEAM教育等の文理横断的な学び、実践的な学びの推進が課題として指摘されていました。そこで、令和5年度補正予算で、高等学校DX加速化推進事業(DXハイスクール)として、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する高等学校等に対して、必要な環境整備の支援を行うこととしました。

文部科学省としては、引き続き、高等学校教育全体の一層の質の確保・向上など、「生徒を主語にした」高等学校教育の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

## 8 学びや生活の基盤をつくる 幼児教育と小学校教育の 接続について

小学校以降に育む資質・能力の基礎である新しい環境や学びに興味や関心をもって主体的に関わる姿や、目標に向かって最後まで粘り強く取り組む姿などは、幼稚園や保育所、認定こども園における多様な遊びや体験を通して培われていきます。幼稚園等と小学校にお

いては、様々な交流活動が行われていますが、接続の改善に向けて、今後は日々の教育活動についても協働して取り組むことが重要です。

## (1) 小学校学習指導要領の改訂と中央教育審議会での審議

平成30年の小学校学習指導要領の改訂において、総則に「幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施」することが、初めて規定されました。

これを具現化するため、令和3年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に特別委員会を設置し、令和5年2月に「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について」を公表しました。この中で、5歳児から小学校1年生の2年間（架け橋期）におけるカリキュラムを幼保小が協働して作成・実施し、資質・能力がどのように育まれたかについて、小学校1年生の修了時期を中心に共に振り返り、日々の教育活動等を評価するなどして、架け橋期の教育を充実していくことが重要であるとされました。

## (2) モデル事業や大規模縦断調査などの実施

令和4年度から3年間にわたり、19の自治体の119のモデル地域（令和5年度時点）において、カリキュラムの開発・実施などに取り組んでいただいています。令和6年度は最終年度としてモデル地域での成果の普及に努めていきます。その際、本年3月に文科省で作成した幼児教育と小学校教育とのつながりを教科毎に分かりやすく整理した資料も参考にしながら各地域で取り組みを進めていただきたいと思います。

また、令和6年度から幼児教育が小学校以降の学習や生活に与える影響を検証し、質の高い幼児教育を科学的に明らかにするために、日本では初めてとなる大規模縦断調査を本格実施します。

このほか、「子ども・子育て支援新制度」において、幼稚園等と小学校が協働してカリキュラムを作成してい

る場合の財政支援の充実を行い、各園の取組を推進します。

各地方自治体においては、小学校学習指導要領の趣旨等を踏まえて、幼保小接続の改善に努めていただくようお願いします。

## 9 特別支援教育の振興

文部科学省では、インクルーシブ教育システムの推進に向け、障害のある子供が通常の学級でも学ぶことが出来るよう、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員の配置に係る財政措置の拡充や、高校段階における通級による指導の加配の充実を行うとともに、義務教育段階の通級による指導を担当する教員の基礎定数化を進めてきました。

さらに、令和5年3月に公表した、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」を踏まえ、特別支援学校と小中高等学校等の学校を一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル」の創設に向けた事業を令和6年度予算案に計上しているところです。

また、病気療養中等の児童生徒について、令和5年4月に小・中・高等学校におけるオンデマンド型授業配信を制度化し、同時双方向型を原則としつつ、学校の判断によりオンデマンド型の授業配信を可能としました。

加えて、改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、令和6年4月から施行されることを受け、令和5年12月28日には、文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正しました。

令和6年度においても、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の



整備を両輪で取り組んでまいります。

## 10 学校健康教育等の充実について

近年の社会状況等の変化により、複雑化・多様化する児童生徒の現代的健康課題への対応については、学校保健活動や食育の推進に当たり中核的な役割を果たす養護教諭及び栄養教諭をはじめ、学校全体で組織的に対応していくことがより一層重要となっており、教職員の業務を支援する体制の強化が必要です。

### (1) 学校保健の推進体制支援

児童生徒等が抱える健康課題が複雑化・多様化する中で、学校における健康相談や保健指導等の体制強化を支援するため、令和6年度予算案においても、繁忙期や大規模校等における養護教諭や栄養教諭の業務支援や、時代に則した資質能力の向上のための研修機会確保を図るため、養護教諭や栄養教諭の資格を有する人材を学校へ派遣する事業を実施することとしています。本事業は各地域・学校の実情に応じて柔軟に活用いただくことが可能であり、教職員の定数配置を補完する事業として学校の指導體制の充実に資するものですので、積極的な活用をお願いします。

### (2) 労働安全衛生管理体制の強化

令和6年1月に公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査の結果を公表したところですが、衛生推進者・衛生管理者の未選任自治体が全体の2割程度あるなど、法令違反状態が未だに見受けられるところです。労働安全衛生管理体制の整備は教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、学校における働き方改革の推進の基盤でもあるため、法令違反状態が是正されるよう体制整備を改めてお願いします。

### (3) 学校給食費の公会計化等の推進

学校給食費の徴収・管理については、平成31年の中央教育審議会の答申において、「公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」とされているところ、令和4年に実施した調査においては、学校給食費の徴収・管理について、公会計で取り扱い、地方公共団体の業務として実施している自治体は35%程度に留まっており、徴収や未納者への催促等の事務が学校や教職員の負担となっている状況が生じています。教員の業務負担軽減の観点も勿論のこと、地方自治法上も、学校の設置者が実施する学校給食に関し、保護者から徴収する学校給食費については、公会計により取り扱い、学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者から徴収する学校給食費についても歳入予算として計上することが適切です。昨年8月に発出した通知「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について」においてもその旨を示し、改めて周知を行ったところですが、早急に取り組を進めていただくようお願いします。

## 11 より良い教科書のために

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省検定済教科書等を使用しなければならないこととされています。

### (1) 教科書検定

教科書検定は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

令和6年度には、高等学校（主として低学年）の教科書検定を行うこととしています。

## (2) 教科書採択

教科書採択は、主たる教材としての教科書を決定する重要な行為です。文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしっかりと確保されるよう取り組んでいます。

令和6年度には、中学校用教科書の採択が行われる予定です。

## (3) 教科書無償給与・教科用特定図書

文部科学省では、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償給与制度を実施するとともに、障害のある児童生徒が検定済教科書等に代えて使用する拡大教科書や、通常の検定済教科書では文字等の認識が困難な発達障害等の児童生徒向けの音声教材など、教科用特定図書等の普及を図っています。

## (4) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書は、紙の教科書に代えて使用することができる教材で、個別最適な学びと協働的な学びの観点から児童生徒の教育の充実を図るため、小学校5年生から中学校3年生までを対象として「英語」、次に「算数・数学」を段階的に導入することとしています。これを踏まえ、文部科学省では、導入に必要な予算を措置するとともに、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインや実践事例集を公表するなど、その円滑な導入に向けて取組を進めておりますので、教育委員会におかれましては、活用の促進をお願いします。



学習者用デジタル教科書について

## 12 初等中等教育段階における教育費負担軽減

初等中等教育段階の教育費負担軽減については、義務教育段階では公立学校の授業料は無償であり、経済的に困難な家庭に対する学用品費等を支援する就学援助制度を設けるとともに、高等学校段階では、授業料を支援する高等学校等就学支援金と、低所得世帯向けに授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金により、特に経済的に困難な家庭に対する支援を推進しています。

義務教育段階における要保護者に対する就学援助については、令和6年度予算において、小学校の新入学時児童生徒学用品費等の単価引き上げといった充実を図っており、地方単独事業である準要保護者に対する就学援助についても、地方の実情を踏まえつつ同様の取組を進めていただきたいと考えております。

また、高等学校段階では、令和2年度に私立高校等に通う年収約590万円未満世帯の生徒等を対象に高等学校等就学支援金の支給額を大幅に引き上げるとともに、令和5年4月から就学支援金制度において家計急変世帯への支援を開始しています。高校生等奨学給付金については、令和6年度予算において、第1子への給付額を増額することで支援の充実を図っています。

## 13 夜間中学の設置・充実

夜間中学は、義務教育未修了者のほか、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方（入学希望既卒者）や、本国又は我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の方などに、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

本年4月に新たに9校が開校するなど、夜間中学の設

置は着実に進められています。

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や、令和5年6月に閣議決定した「教育振興基本計画」等を踏まえ、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指し、設置・促進に取り組んでいます。

令和4年5月に、令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果が公表され、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人ということが明らかになりました。夜間中学は、今後ますます重要な役割を果たすものとして、その期待も高まってくると考えています。

各自治体においては、潜在的な入学希望者（当事者）のほか、その家族や友人、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者や外国人支援者などにも夜間中学の存在を周知して多様なニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが求められます。



夜間中学の設置促進・充実について

14

公立小・中学校の  
適正規模・適正配置等

令和5年に生まれた子供の数が75万人台（速報値）となるなど、少子化等の更なる進展により、学校の小規模化や、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されています。新しい時代に対応した教育が求められる中で、公立小・中学校の設置者である市町村においては、それぞれの実情に応じた今後の学校教育の在り方を主体的に検討し、教育条件の改善の観点からこうした課題の解消を図っていく必要があ

ります。

①学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、②小規模校として存続するとともに、地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点から、地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図る場合等の複数の選択があると考えられ、学校の設置者である市町村のいずれの選択も尊重されるべきものと考えています。

また、広域の教育行政を担う各都道府県においても、域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえ、適切な指導・助言・援助を行うことが期待されるところです。

文部科学省では、市町村の検討の参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成しています。また、全国の教育委員会の担当者等を対象とした「学校魅力化フォーラム」を開催し、各地の優れた取組事例やアイデア例、近年の政策動向等の共有を図っておりますので、ぜひご参照ください。



令和5年度「学校魅力化フォーラム」  
について

15

児童生徒性暴力等  
対策について

本来、児童生徒等を守り育てる立場にある教員が、児童生徒等に性暴力等を行うことは断じてあってはならず、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするよう指導を徹底しているところです。

しかしながら、児童生徒等に対する性暴力等により懲戒処分を受ける教育職員等は後を絶たず、事態は極めて深刻な状況にあります。

令和3年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、令和4年4月から施行されており、教育職員等による児童生徒性暴力等を明確に禁じる規定が置かれた上で、①児童生徒性暴力等の防止のための啓発、②児童生徒性暴力等の早期発見・対処のための調査・通報、③教育職員等を任命又は雇用する際のデータベースの活用義務、④児童生徒性暴力等を行い教員免許状が失効又は取上げ処分を受けた者に対する免許状再授与に関する授与権者の裁量的拒絶権等について規定しています。

教育職員等による児童生徒性暴力等は全て法律違反となることなども踏まえ、児童生徒を性暴力等の被害者とさせないためには、教育職員一人一人が法の趣旨及び基本理念について理解し、共通認識を持った上で、学校が組織的に対策を講じていくことが重要です。文部科学省 HP において、児童生徒性暴力等に関する取組事例集及び教育職員向け研修動画を公表しておりますので、現在行っている取組の再点検や校内研修等にも積極的に御活用いただき、厳正な対応を改めてお願いいたします。

[児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について：文部科学省 \(mext.go.jp\)](https://www.mext.go.jp/)

## 16 地方教育行政の充実

教育を取り巻く社会状況が急速に変化する中で、学校現場の抱える多様化・複雑化した課題をしなやかに受け止め、各学校の「個別最適な学び」・「協働的な学び」の一体的な充実を図り、主体的、対話的で深い学びの実現を通じて「令和の日本型学校教育」を実現するためには、教育委員会による各学校への適切な関与や支援が極めて重要です。

文部科学省では、「令和の日本型学校教育」を推進する地方教育行政の在り方について、有識者会議を開催し、令和5年7月に報告書を公表しました。同報告

書では、平成26年の地方教育行政法改正も踏まえつつ、以下の観点に沿って様々な方策について記載しております。

### ○教育委員会の機能強化・活性化

- ・教育委員会会議の活性化
- ・教育長、教育委員の資質・能力の在り方
- ・教育委員会事務局の在り方

### ○教育委員会と首長との効果的な連携の在り方

- ・総合教育会議の在り方
- ・関係する首長部局等との連携促進

### ○教育委員会による学校運営支援

- ・学校の自主性・自律性の促進
- ・指導主事に係る体制整備
- ・教師が教育活動に専念できる環境整備

### ○小規模自治体への対応・広域行政の推進

- ・都道府県による市町村支援
- ・自治体間の広域連携等促進

具体的な事例も多数掲載しておりますので、ぜひ皆様お読みいただき、各自治体の教育行政を一層充実してくださるようお願いいたします。



「令和の日本型学校教育」を推進する  
地方教育行政の充実に向けて

総合教育政策局は、

I. 学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策の推進

II. 生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策の総合的推進

を主なミッションとして、平成30年10月に発足した局です。

特に、

1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進

2 国際教育の推進

3 教師の資質能力の向上等

4 生涯にわたる学びの推進

5 地域学習の推進

6 ともに生きる学びの推進

等の政策課題に取り組んでいます。

以下に令和6年度の重要施策等について紹介します。

## 1

## 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進

### (1) 教育DXの推進

Society5.0時代の到来やAI技術の発展など、社会の在り方が劇的に変わる中、政府全体でDX（デジタル・トランスフォーメーション）に向けた各種取組が推進されており、教育においても、教育の質を高める観点から、「教育DX」を推進していくことが重要です。

教育DXの推進においては、共通の「ルール」と「ツール」の整備が不可欠です。共通の「ルール」について、教育データを有効に活用していくためには、データの意味や定義を揃える必要があるため、文部科学省において、文部科学省「教育データ標準」を策定・公表しています。令和5年度には、学校間で授受するデータ

項目を標準化した「教育データ標準 4.0」を公表しました。令和6年度も、教育データの標準化を引き続き進めていきます。

「ツール」については、文部科学省において、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、学習やアセスメントができるCBT（Computer Based Testing）システムであるMEXCBT（メクビット）を開発しています。令和5年11月現在、全国の公立小学校の80%超、公立中学校のほぼ全て、児童生徒等約820万人が登録しており、日々の学習や、地方自治体独自の学力調査など、様々な用途での活用が広がっています。令和5年度は、全国学力・学習状況調査中学校英語「話すこと」調査で活用しました。令和6年度も、全国学力・学習状況調査中学校生徒質問調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査における活用など、更に活用の場を広げるとともに、更なる利便性向上や機能改善等を行い、デジタルならではの学びの実現につなげていきます。

また、教育委員会や学校等がクラウド上で調査に回答できる「文部科学省WEB調査システム（EduSurvey（エデュサーベイ）」の開発も行っています。調査結果の自動集約により、教育委員会等の調査負担の一層の軽減や効率的な調査実施が期待されます。令和5年度は100以上の調査をEduSurveyで実施し、令和6年度は約120の調査を実施する予定です。

以上のような共通の「ルール」や「ツール」を基盤とし、全ての子供一人一人の力を最大限引き出すための教育データの利活用を推進しています。令和5年度は、地方自治体における教育データ分析の手法についての研究と他自治体への展開を行ったほか、教育データ利活用に当たり安全・安心を確保するため教育委員会等が参考にできる「教育データの利活用に係る留意事項」の改訂を行いました。

また、令和6年3月には、「教育データの利活用に関する有識者会議」において、教育データ利活用を全国の教育委員会・学校で実現するために今後1～2年を視野に必要な方策等についてとりまとめました。令和6年度は、本まとめも踏まえつつ、引き続き教育データの効果的な利活用に向けた取組を進めていきます。

## (2) 全国学力・学習状況調査

全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、

- ①全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図る
- ②学校における個々の児童生徒への学習指導や学習状況の改善・充実等に役立てる
- ③そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する

ことを目的として、平成19年度から実施しています。

令和6年度の本体調査（悉皆調査）では、小学校6年生と中学校3年生の全児童生徒を対象に、国語、算数・数学の調査を実施するとともに、児童生徒質問調査をオンライン方式で実施します。調査結果については本年夏に返却し、併せて「報告書」「授業アイデア例」等を公表する予定です。各教育委員会・学校等において調査結果を十分活用していただけるよう、情報発信に努めてまいります。

また、令和6年度は、国全体の学力の状況等について、経年の変化を把握・分析し、今後の教育施策の検証・改善に役立てるための経年変化分析調査、そして保護者に対する調査も抽出により実施します。これらの調査は、対象校の半数においてオンライン方式で実施します。

令和7年度からは、悉皆調査の教科調査にCBT（Computer-based Testing）を導入する方向で検討を進めています。令和7年度調査では中学校理科をCBTで実施する予定としており、それ以降もCBTで実施する教科を順次拡大していく予定です。

## (3) EBPM の推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太の方針 2023）等に基づき、政府全体としてEBPM（証拠に基づく政策立案：Evidence-based Policymaking）の推進が求められています。文部科学省においては、大規模なパネル調査に基づいた、学校満足・意欲、進路、ウェルビーイング・非認知能力についての分析など、政策立案に資するエビデンスの開発に取り組んでいます。地方自治体を対象に文部科学省が行った調査では、2022年度と2020年度を比較すると、具体的な指標設定や調査結果の分析・施策の見直し等、EBPMが着実に進められていることがわかりました。

また、国立教育政策研究所では国や自治体の政策・実践に役立つ教育分野の調査データや研究成果・取組事例を共有するプラットフォームの機能を強化するなど、データの利活用を推進する環境の構築といったEBPM推進策に取り組んでいます。

文部科学省においては、引き続き、各地方公共団体における教育政策の立案や学校における取組の改善・充実等が、客観的な証拠に基づいて実施されるよう、取組を推進していきます。

## (4) 教育費の負担軽減

誰もが家庭の経済事情に関わらず希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。また、我が国においては、教育費の負担が少子化の要因の一つとなっており、少子化対策の観点からも、教育費の負担軽減を進めることが不可欠です。

このため、消費税財源を活用して、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化、令和2年4月から大学等について、低所得世帯の学生等を対象に給付型奨学金と授業料等減免をセットで実施する高等教育の修学支援新制度を開始しました。また、高等学校段階においても、令和2年4月に私立高校生に対する高等学校等就学支援金の拡充を行うなど、切れ目ない教育費負担軽減を実施しているところです。

また、子供たちの学びの機会が奪われることがない

よう、各学校段階の特性を踏まえつつ、授業料等を納付することが困難な者への配慮を要請していることに加え、高等学校等就学支援金制度や高等教育の修学支援新制度においては、家計が急変した世帯の学生等について、随時申込みを受け付け、授業料等の支援・減免等を行っています。

さらに、大学等の高等教育段階については、令和6年度から、扶養する子供が3人以上である多子世帯や理工農系の学部・学科に通う学生等の中間所得層（世帯年収600万円程度まで（目安））に給付型奨学金等の対象を拡充することとしていることに加え、令和7年度からは、子供3人以上を扶養する間、国が定める一定額まで、所得制限なく授業料等を無償化することとしています。

なお、これらの各種修学支援制度について、特に、非課税世帯や、就学援助制度や高校生等奨学給付金制度の受給対象者など、経済的な支援を必要とする者に対して、生徒等の心情や生徒等及び保護者のプライバシーにも配慮しながら、義務教育段階から丁寧な周知を行うこと等を各教育委員会・各学校等をお願いしているところです（「高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金制度及び高等教育の修学支援新制度の周知について（通知）」（令和5年6月13日付））。

文部科学省としては、教育費の負担軽減を着実に進めるため、関係省庁と連携し、これらの制度の円滑な実施にしっかりと取り組んでまいります。

## 2 国際教育の推進

グローバル化が加速する社会において持続的な成長・発展を目指すためには、それに対応した教育環境の整備・人材育成の推進が必要不可欠です。

これを踏まえ、文部科学省においては、高校生留学の促進、在外教育施設における教育の充実、外国人児童生徒等への教育の充実等に取り組んでいます。

### (1) 高校生留学の促進

グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められる中、高等学校段階からの海外留学や、より若年段階からの国際的な交流活動の推進などを図っていく必要があります。

文部科学省としては、第4期教育振興基本計画において定められた、2033年までに日本人高校生の海外留学生数については12万人、日本への高校への外国人留学生数については2万人とする政府目標を実現すべく、令和6年度においても、各種取組を行ってまいります。

具体的には、地方公共団体、学校等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しており、令和6年度は1,600人の高校生を対象とする予定です。併せて、日本語を学ぶ外国人高校生を日本の高校に招聘して国際交流を深め、日本を深く理解してもらうと同時に、日本人高校生が異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力等を身に付ける機会を創出する予定です。

また、都道府県における高校生留学の機運の醸成を図るため、都道府県が主催する啓発活動、オンラインの国際交流や研修の実施、留学相談員の配置に必要な経費を支援することとしています。

さらに、これら国費による支援に加え、官民協働海外留学支援制度「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、令和5年度からは第2ステージを開始しました。地域の産学官が共創し、地域の高校生等への留学機会提供と留学機運醸成に取り組む「拠点形成支援事業」をはじめ、高校生の留学をより強化しています。

一方、各学校等において、留学前に安全への意識啓発や危機管理体制の整備など、事故・事件等に関する未然防止の取組みを十分に行うこと、渡航する生徒が事前に十分な安全管理の意識をもって留学することは重要であることから、「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を令和5年6月に策定し、

通知しました。

## (2) 在外教育施設における教育の充実

我が国の経済の国際化の進展に伴い多くの日本人が子供を海外に同伴しており、令和5年4月現在、日本人学校に約1.6万人、補習授業校に約2.0万人の子供が通学しています。在外教育施設の機能強化が必要となるなか、令和4年6月には「在外教育施設における教育の振興に関する法律」が公布・施行されました。本法律では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされており、令和5年4月には本法律に基づく基本方針を定めました。基本方針においては、在外教育施設における教育の振興の基本的な方向に関する事項として掲げられた、在留邦人の子の学びの保障、国内同等の学びの環境整備、在外教育施設ならではの教育の充実に向けた施策をお示しています。本方針では、在外教育施設における国内同等の教育環境の整備や特色ある教育の充実等が図られるよう、在外教育施設における教育の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進することとされています。

文部科学省では、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として、正規に採用される前の若手教師をプレ派遣教師として派遣しています。在外教育施設への派遣経験は、多文化・多言語環境における指導能力やカリキュラム・マネジメント能力など、教師の資質・能力の向上にも繋がるものです。(※参考 URL: [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/mext\\_01929.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/mext_01929.html)) (令和7年度及び8年度に新たに日本人学校等に派遣する教師の募集を、令和6年4月頃に行う予定です。)

さらに、教育環境の整備については、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育の実施などを行うほか、令和5年度補正予算において、日本人学校及

び私立在外教育施設における1人1台端末の整備及びICT支援員の配置に必要な経費を措置されました。

また、「選ばれる在外教育施設」づくりに向け、優れた教育プログラムへの重点的な支援により特色ある研究開発による教育の高度化を図るとともに、教育・運営に係る指導・助言を行う「在外教育アドバイザー」を設置するほか、令和6年度には在外教育施設幼稚部等調査において、就学前教育に係る実態調査の充実を図るなど、在外教育施設ならではの教育の充実に取り組んでまいります。

## (3) 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒や、保護者の国際結婚などによって日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は5万人を超え、その数は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知しました。

文部科学省では、外国人の子供の就学を促進するため、就学状況等に関する調査や、学校外における日本語指導・教科指導等の取組を行う地方公共団体への支援を引き続き実施します。

学校における指導体制の整備充実のため、令和8年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備する地方公共団体への補助事業において、日本語指導補助者や母語支援員の派遣、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組、外国人高



校生等に対して日本語指導に限らずキャリア教育や居場所づくりなども含めた包括的な支援を拡充します。

加えて、外国人児童生徒等の指導を担う教師が、必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツと、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるような多言語による動画コンテンツ（15言語に対応）を作成・公開しています。これらコンテンツについては、文部科学省ホームページから御覧いただけます。

(URL : [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003\\_00004.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003_00004.htm))

さらに、高等学校における日本語指導の体制づくりの手引や日本語指導・学習支援のためのガイドラインを作成し、特別の教育課程による日本語指導をはじめとした高等学校における日本語指導体制の充実を進めています。

その他、日本語能力評価方法の改善のための調査研究と散在地域における児童生徒の日本語能力把握のためのネットワーク構築の研究事業を推進するほか、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等の実態調査を実施します。また、外国人児童生徒等教育支援のための情報検索サイト「かすたねっと」についても、多様な教材・資料の充実を図ってまいりますので、こちらも是非御活用ください。

(URL : <https://casta-net.mext.go.jp/>)

(QRコードはこちら)



#### (4) 外国人等に対する日本語教育施策の推進

日本語教育の推進は、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境整備に資するとともに、我が国に対する各国・地域の理解と関心を深める上で重要です。日本語教育

の推進に関する法律に基づき、令和2年6月に閣議決定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」も踏まえ、様々な取組を行っています。

令和5年5月には第211回通常国会で「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(令和5年法律第41号)が成立し、一定の要件を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定する制度と、認定日本語教育機関で日本語を指導するための「登録日本語教員」の資格制度を創設しました。本法律の令和6年4月の施行に向け、具体の検討を行うため、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会のもとに認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループを設置し、日本語教育機関の認定制度、登録日本語教員の資格制度の詳細等について検討を行いました。その後、各ワーキンググループでの議論を踏まえ、令和5年12月に、日本語教育機関認定法施行規則(令和5年文部科学省令第39号)や認定日本語教育機関の認定基準(令和5年文部科学省令第40号)等を策定しました。

また、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」(報告)を令和3年10月に国語分科会で取りまとめるとともに、「日本語教育の参照枠」活用の手引の取りまとめを行いました。令和4年9月には「日本語教育の参照枠」の指標に基づく日本語能力の自己評価ツールである「にほんご チェック!」を公開し、「日本語教育の参照枠」を活用した生活・留学・就労などの分野別の教育モデルの開発なども令和4年度から進めています。さらに、地方公共団体等において地域日本語教育の在り方を検討する際の「よりどころ」として活用できるよう、今後、期待される方向性や、その方向性に沿った事例などを

集めた「地域における日本語教育の在り方について」(報告)を令和4年11月に国語分科会で取りまとめました。



(地域における日本語教室の様子)

日本で生活する外国人の日本語教育環境を整備するため、都道府県や政令指定都市が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援する地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を展開するとともに、特定の課題に対する学習ニーズに対応した先進的な日本語教育の取組を創出・普及する「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業を実施しています。

また、日本語教室が設置されていない地方公共団体にアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人等に対して日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称:つなひろ)(令和2年6月公開)の提供などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し地域の日本語教育を推進しています。

<参考:「つながるひろがる にほんごでのくらし」ウェブサイト(18言語に対応)>

(<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>)

(QRコードはこちら)



このほか「日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修」を実施し、日本語教育に携わる人材の資質・能

力の向上を図るとともに、多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進しています。

これら事業における取組の優れた実践事例等については、日本語教育大会などを通じ、周知・広報に努めています。加えて、日本語教育関係機関が作成・開発し、公表している日本語教育に関する各種コンテンツ(教材、カリキュラム、報告書等)に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS)」を運用しています。このほか、難民等に対する日本語教育、日本語教育に関する調査・調査研究等の取組を行います。

## 3 教師の資質能力の向上等

### (1) 教師不足への対応

現下の教師不足への対応は重要な課題であり、学校における働き方改革や処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めていくことが必要です。

喫緊の課題への対応として、文部科学省では、令和5年度補正予算において、教師人材の発掘を強化するとともに、研修等を経て教師としての入職に繋げることに取り組むための補助事業を立ち上げました。

### (2) 教員採用選考の改善

教育の質の向上のためには、出来るだけ多くの教師志願者を確保し、優れた教師人材を採用することが重要です。各業種で採用が多様化している中、教員採用においても意欲ある教師志願者を確保するため、令和5年5月に教員採用選考試験の早期化・複数回実施等の改善の方向性を提示し、令和6年度においては、第一次選考の日程について、6月16日を一つの目安として示したところです。複数回実施についても、各教育委員会において、秋・冬選考の追加実施も含め、地域

の実情に応じた積極的な検討・対応が行われるよう促しているところです。加えて、第一次選考の共同実施については、各教育委員会における負担の軽減を図り、より効果的・効率的に行うことで、第二次選考においてより丁寧で人物重視の選考作業等に注力できるようにする観点から有用と考えており、各教育委員会の協力もいただきながら具体的検討を進めてまいります。

### (3) 質の高い教師養成

子供たちへの質の高い教育を担う教師に、志ある優れた人材を得るためには、養成は大学、採用・研修は教育委員会というこれまでの垣根を越えた連携強化が重要であると考えております。そのため、「地域教員希望枠」を活用し、大学入学前から教員採用に至るまで一貫して、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を大学と教育委員会の連携・協働のもと、継続的・安定的に養成・確保する取組への支援を行う事業を令和6年度予算として新規で計上したところです。

また、教職大学院では、意欲と能力のある学部学生が教職大学院の科目を先取り履修した場合に、最短で学部と大学院を5年で修了することが可能となる制度改革を行いました。さらに、令和4年答申も踏まえ、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成すべく、留学経験や、心理・福祉関係の資格取得などの「強みや専門性」を身に付ける活動と教職課程の両立可能なカリキュラムを4年制大学が実施する場合、二種免許状の教職課程を特例的に開設できる制度改革を令和5年度に行い、令和7年度から本特例による教職課程の開設が可能となりました。加えて、「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方」について、過去の経緯や現在の状況も踏まえて、教師になった者の奨学金返還免除を実施する意義や目的、期待される効果、対象範囲や対象となる学生に求める条件など、様々な観点から、現在、中教審教員養成部会にてご議論いただいているところであり、引き続き、優れた教師人材の確保に資する取組の方向性を示していきたいと考えております。

### (4) 新たな教師の学びの姿の実現に向けた教員研修の高度化

新たな教師の学びを支える研修体制の構築について、教育公務員特例法の一部が改正され、令和5年度から、各教師の研修履歴を記録するとともに、記録を活用した対話に基づく受講奨励を行う仕組みが制度化されました。この新たな制度を支えるため、文部科学省において研修受講履歴の記録及び研修コンテンツ等を一元的に収集・整理・提供する「全国教員研修プラットフォーム（通称：PlanT（プラント））」を構築し、令和6年4月から稼働する予定です。また、PlanTにおいて提供する研修の充実を図るため、令和4年度補正予算等を活用し、教育を取り巻く喫緊課題等に対応した研修等、約200のオンデマンド研修を開発していますので、こちらもぜひご活用ください。教員の研修高度化に向けた取組を引き続き行ってまいりたいと思います。

## 4 生涯にわたる学びの推進

### (1) 生涯にわたる多様な学習機会の提供

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育や家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、企業内研修、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省は、「教育基本法」の精神にのっとり、国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。以下では、生涯学習の機会の整備に関する具体的な取組について紹介します。

放送大学では、BS デジタル放送やインターネット等を活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供しています。放送大学の学生は職業・年齢・地域を問わず

多様であり、現在約9万人が学んでいます。放送大学では、社会人の方々がキャリアアップや専門性を高めるために、学芸員や公認心理師・認定心理士などの資格に対応する科目を開講しているほか、数理・データサイエンス・AI人材の育成に資する講座などを実施しています。さらに、全国に学習センター等を設置して学生の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しており、我が国の生涯学習・リカレント教育の中核的機関として大きな役割を担っています。

また、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定し、その普及・奨励を図っています。令和6年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は24団体105課程であり、令和5年の延べ受講者数は約5万人となっています。

民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。

このほか、文部科学省では、高等学校を卒業していない者などに対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する高等学校卒業程度認定試験を実施しています。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されるとともに、就職などの機会においても学力を証明する手段として活用されています。令和5年度における受験者数は1万6,813人、合格者数は7,932人となっています。出願者のうち約半数を高等学校中途退学者が占めており、出願者の約半数は大学等への進学を目的としています。また、令和3年度からは、高等学校中退者等を対象に学習相談や学習支援を行う地方公共団体への補助事業を実施しています。

加えて、第12期中央教育審議会生涯学習分科会においては、リカレント教育の推進に関して中心的に議論を行っているほか、分科会の下に社会教育人材部会、日本語教育部会を設け、社会教育人材の養成や活躍促進に向けた方策や我が国における外国人に対する日本語教育の推進について専門的な議論をおこなっているところ

であり、引き続きウェルビーイングの実現に向けた生涯学習・社会教育の推進に資する議論を進めてまいります。

## (2) リカレント教育の推進

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となった後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。令和5年6月に取りまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針2023」（骨太の方針2023）や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、リ・スキリングを拡充することが求められています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、大学・専修学校等における実践的なプログラムの開発・拡充や社会人が学びやすい環境の充実に努めています。

具体的には、高等教育機関ならではのリカレント教育モデルの確立に向け、産業界の人材育成課題や大学等の教育資源を整理した上で、具体のプログラム開発のための分析・ヒアリング等を行う調査研究や、専修学校の教育分野8分野における企業や各業界と連携したプログラムの開発・提供、放送大学における数理・データサイエンス・AI関連分野の講座の体系化及び個別最適な学びの推進、大学等における創造的な発想をビジネス等につなぐ教育プログラムの開発、大学コンソーシアムや自治体等における大学側のシーズと産業界のニーズのマッチングや従業員の学びに対する企業側の評価・環境整備等を含む、産官学金の連携による総合的リカレント教育推進体制の構築、大学や専修学校等における企業等との連携による実践的・専門的な短期プログラムの文部科学大臣の認定（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）等の取組を推進します。また、女性の学びとキャリア形成等を一体的に行う仕組み作りを行うとともに、リカレント教育の講座情報等を提供するポータルサイト「マナパス」の整備を進めています。これらの施策を推進することで、リカレント教育の抜本的拡充に取り組んでいます。

### (3) 専修学校教育の振興

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、産業界を支える職業人の養成に大きな役割を果たしてきました。

中でも専門課程（専門学校）は、高等教育機関の重要な一翼を担うとともに、多様なキャリア形成を担う職業教育機関としても高く評価されており、令和2年度からの高等教育の修学支援新制度の対象にもなっています。また、高等課程（高等専修学校）においては、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、幅広い職業教育や個に応じた手厚い教育が実施されています。

社会の高度化・複雑化が進み、実践的に活躍する専門職業人を養成する専修学校の役割がますます重要になっていく中、文部科学省では、専修学校における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取組等に対する支援や、「職業実践専門課程」を中心とした専修学校教育の質の保証・向上の推進など様々な振興策に取り組んでいます。

## 5 地域学習の推進

人生100年時代や Society5.0 の到来、DX の急速な進展、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国の地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要になっています。

第11期中央教育審議会生涯学習分科会においては、高齢者や外国人、障害のある方等、様々な困難な立場

にある方々の社会的包摂の実現や、急速に進展するデジタル社会への対応などに向けて、社会教育・生涯学習が果たすべき具体的役割等について議論が行われました。この議論も踏まえつつ、令和5年4月に中央教育審議会生涯学習分科会の下に「社会教育人材部会」を設置し、社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について議論を行ってきたところです。これらの動向も含め、文部科学省としては、以下のように地域における学びの推進に努めています。

### (1) 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

#### ① 公民館等の社会教育施設の機能強化

デジタル化が進展する社会において、デジタル技術を活用しながら、地域の特性を生かした地域の魅力向上や課題解決を図ることが重要です。このため、文部科学省としては、公民館等の社会教育施設に施設の複合化や民間のノウハウを取り入れたデジタル技術の効果的な活用、デジタル基盤の強化を促進するとともに、全ての世代のデジタルリテラシーの向上への取組を促進してまいります。

#### ② 社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について

前述の社会教育人材部会では、令和5年8月に「中間的まとめ」を取りまとめた後、関係者からのヒアリング等を行っています。

この中で、社会教育主事は多様な分野と社会教育（行政）」をつなぎ牽引する地域全体の学びのオーガナイザー、社会教育士は専門性を様々な場に活かすオーガナイザーと位置づけを明確化し配置・活躍を促進しています。

その上で、社会教育人材の養成については、社会教育主事講習の定員拡大、多様で特色ある受講形態の促進による受講者の選択肢の拡大等に取り組むこととしています。

また、社会教育人材の活躍促進については、社会教育士の活躍事例の収集やロールモデルの提示、認知度拡大や活躍場所の拡大、社会教育人材のネッ

トワーク化、継続的な学習機会の確保等に取り組んでいくこととしています。

引き続き、最終まとめに向けた議論を進めてまいります。

## (2) 学校、家庭、地域の連携・協働

### ① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会制度）は、「社会教育法」に基づく地域学校協働活動と一体的に取り組むことにより、社会に開かれた教育課程の実現、学校の働き方改革や不登校対策、地域防災の推進など、学校や地域を取り巻く課題解決のプラットフォームとなり得るものであり、今後の学校運営に欠かすことのできない仕組みです。そして第4期教育振興基本計画では、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する」こととしています。

コミュニティ・スクールの導入校数・導入率は近年飛躍的に伸びており、令和5年5月現在、全国の公立学校のうち18,135校、率にして52.3%と半数を超えました。令和4年2月に示した「教育進化のための改革ビジョン」において、令和6年度までをコミュニティ・スクール導入加速のための重点期間としていることを踏まえ、また、令和9年度までの第4期計画期間も見据えつつ、

- ・全国フォーラム（地域とともにある学校づくり推進フォーラム）や教育委員会担当者向け説明会・協議会等の開催
- ・豊富な知見を有するCSマイスターの教育委員会等への派遣
- ・コミュニティ・スクールと多様な地域関係者をつなぐ地域学校協働活動推進員等の配置促進

等により、更なる導入の加速とともに、地域学校協働活動との一体的な取組をはじめ導入後の取組の質的向上を図ってまいります。

### ② 家庭教育支援の推進

家庭教育支援については、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、支援が届きにくい家庭に支援を届けるアウトリーチ型支援を含め、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進していきます。

## (3) 読書・体験活動の推進

### ① 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、広く読書活動に対する国民の関心と理解を深めるため、4月23日を「子ども読書の日」としてキャンペーンを行うなど、様々な取組を実施しています。

地域における読書活動については、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な

（子ども読書の日ポスターデザイン）



施設となるための環境の整備を進めており、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実の推進に努めています。

学校図書館の整備充実については、令和4年度から8年度までを対象とする新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、学校図書館図書標準の達成や、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備と学校司書の配置拡充に必要な経費として、5か年で2,400億円の地方交付税措置を講じることとしています。

## ②体験活動の推進

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域など、社会総ぐるみでその機会を創出していくことが必要です。文部科学省では、体験活動に関する普及啓発や調査研究、教育的効果の高い自然体験活動、多様な関係者と連携した体制の構築を図るとともに、民間企業が実施する優れた取組に対しての表彰事業を行い、引き続き、青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図ってまいります。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構では、全国28か所にある教育施設において、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を展開し、自然体験活動や集団宿泊活動をはじめ、科学・文化芸術・国際交流といった多様な体験活動の機会と場を提供しています。さらに、「子どもゆめ基金」助成事業を通じて、地域の民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動への支援を行い、未来を担う夢を持った子供の健全育成を推進してまいります。

# 6 ともに生きる学びの推進

## (1) 男女共同参画の推進

文部科学省では、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）に基づき、男女共同参画を推進し多様

な選択を可能にする教育・学習の充実を推進しています。

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要とされています。このため、文部科学省では、「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」として、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、女性が指導的立場に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの構築を行っています。さらに、我が国の将来を担う子供たちの最も身近な存在である学校運営における女性の参画を推進し、子供たちの男女共同参画を推進する意識を醸成することに加え、幼児期の教育現場等における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する取組を行うこととしています。

また、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命（いのち）の安全教育」に取り組んでいます。令和3年度から「生命（いのち）の安全教育推進事業」として、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材等を活用した指導モデルを作成しています。さらに、動画教材や教員向け研修動画の公表を行うとともに、学校現場での実践をより後押しするため、実践事例集の公表や全国フォーラムの開催を行い、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を図ってきました。令和4年12月には生徒指導提要の改訂において、性犯罪・性暴力に関する対応について生徒指導の観点から整理し、課題未然防止教育として、「生命（いのち）の安全教育」を実施する旨が明記されています。今後、授業の実施を支援する動画コンテンツを作成するほか、全国の学校等において「生命（いのち）の安全教育」の実施が更に推進されるよう、教育委員会等が全校実施を目指す取組の支援を行うこととしています。

「生命（いのち）の安全教育」の教材及び指導の手引き等は、文部科学省ホームページに掲載しておりま

すので、積極的な活用について御協力をお願いします。

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html))

(QRコードはこちら)



## (2) 障害者の生涯を通じた学習活動の充実

障害者の生涯学習機会の確保を規定した「障害者の権利に関する条約」の批准や、「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境や、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、地域における学びの場を整備・拡大することが求められています。

文部科学省では、従前より学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な生涯学習プログラムの開発、実施体制等に関する実践研究及び、生涯を通じた共生社会の実現に関する調査研究に取り組み、その研究成果を普及しています。

実践研究においては、令和6年度は前年度に引き続き、次の3つのメニューで障害者の生涯学習支援体制を推進してまいります。

- ① 都道府県が中心となり市区町村や大学、特別支援学校、社会福祉法人等が参画する「地域コンソーシアムによる障害者の生涯学習支援体制の構築」
- ② 市区町村と民間団体が連携して障害者を包摂する生涯学習プログラムを開発する「地域連携による障害者の生涯学習機会の拡大促進」
- ③ 大学・専門学校等において、特別支援学校高等部卒業後も学び続けることができる生涯学習プログラムを開発・実施する「大学・専門学校等における生涯学習機会創出・運営体制のモデル構築」

また、令和5年度より、上記事業実施に関する課題解決や新たに事業に着手する団体を支援するため、アドバイザー派遣等を開始しており、引き続き積極的な働きかけを行うことで障害者の学びの場づくりを推進い

たします。

さらに、実践研究事業の成果の普及や、障害理解の促進、実践者同士の学び合いによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目的として、これまで地域別の展開を目指して地域ブロック別で開催してきた「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」について、令和6年度から、テーマ別でも開催することで、より集中した議論や専門性の高い実践の共有、課題解決等を図ります。

令和5年度ブロック別コンファレンスの様子や、これまでの実践研究成果等は、文部科学省ホームページに随時掲載してまいりますので、是非御覧ください。

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm))

(QRコードはこちら)



## (3) 学校安全の推進

学校において児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒等の安全が確保されることが不可欠です。

また、児童生徒等は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められます。

こうした問題意識に立ち、政府においては、令和4年度から令和8年度における学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す「第3次学校安全の推進に関する計画」(令和4年3月25日閣議決定)を策定しました。

文部科学省では、この第3次計画に基づき、令和5年度には、学校の施設・設備等に起因する事故を防止することを目的として、学校における施設・設備の安全点検に関する標準的な手法等を「学校における安全点検要領」として取りまとめました。

また、「学校事故対応に関する指針」について、事故



の未然防止や事故発生に備えた体制整備、被害児童生徒等及びその家族への支援、事故等の検証や再発防止策の検討、死亡事故等の発生に関する国への報告等について実効性を高めるための改訂を行いました。

今後とも、安全で安心な学校環境の整備や組織的な取組を引き続き支援していくとともに、安全に関する資質・能力を身に付けた児童生徒等が将来社会人となり、様々な場面で活躍することを通じて、社会全体の安全意識の向上や安全で安心な社会づくりに寄与できるよう、安心で安全な学校づくり・社会づくりを一層推進してまいります。

なお、安全教育や安全管理に関する詳細な情報は、「学校安全ポータルサイト」に掲載しています。是非御覧ください。

(<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>)

(QRコードはこちら)



#### (4) ハンセン病に対する差別・偏見の根絶

文部科学省では、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決（令和元年6月28日）や「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）を踏まえ、関係省庁と連携・協力し、患者・元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育などに取り組んでいます。

省内の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」ではハンセン病の元患者やその御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、有識者ヒアリングや関係施設の視察等を含めた検討を進め、令和3年9月に議論を踏まえた当面の取組をまとめました。

また、関係省庁間の連携の下で一体的に施策を進めるため、令和5年11月に文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で教育委員会等向けに通知を发出

し、厚生労働省作成のパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などの資料の活用・促進を依頼しています。

加えて、独立行政法人教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成し、配信しています。この動画は、学校でハンセン病問題にかかる教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しており、学校等での校内研修等への活用を促進しております。

今後とも、御家族の皆様との協議も踏まえながら、厚生労働省や法務省等の関係省庁とも連携し、ハンセン病の患者・元患者や御家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するための取組の一層の充実を図ってまいります。

#### (5) 子供の貧困対策の推進

平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備に努めてきたところです。令和元年6月には同法が改正され、新たに市町村にも貧困対策計画策定の努力義務が課されるとともに、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されるとともに、同法改正等を踏まえ、令和元年11月には、政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

令和5年4月には「こども基本法」が施行され、「子供の貧困対策に関する大綱」は同法に基づき策定される「こども大綱」に一元化されることとなりました。

こども大綱においては、こどもの貧困を解消し、貧困による様々な困難をこどもたちが強いられないような社会を作るために、教育の支援等の経済的支援を進めるほか、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進

すること等が盛り込まれています。

文部科学省としては、幼児教育・保育の無償化、義務教育段階の就学援助、高校生等への修学支援、大学生等への修学支援により、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに、高校中退を防止するための支援や高校中退後の継続的なサポートの強化、こどもが安心して多様な体験・遊びができる機会や学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組の促進等に引き続き取り組んでいきます。

## I 安全・安心で質の高い学校施設等整備の推進

文部科学省では、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備と老朽化対策を一体的に進めるため、環境を考慮した学校施設の整備等を推進し、地方公共団体が学校施設を整備する際の参考となる指針や手引、事例集を作成する等、その普及を通じて質の高い学校づくりを進めています。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難所としての機能も果たすことから、安全・安心を確保することが極めて重要です。誰もが安心して利用できる安全な学校施設づくりを目指し、引き続き耐震化や老朽化対策、防災機能強化等を推進しています。

令和6年能登半島地震では、これまでの耐震化の措置により校舎が倒壊するような被害はありませんでしたが、壁のひび割れや天井材の落下等の被害が多く、一部では、柱や梁等に大きな損傷を受けた学校や、がけ崩れ、地盤沈下等の被害を受けた学校もありました。文部科学省では、これらの学校施設の早期復旧に取り組んでまいります。



がけ崩れにより校舎を支える基礎杭が露出した  
石川県立金沢北陵高校の被害写真



避難所として活用されている学校体育館の様子

### 1 豊かな学校施設環境の構築

#### (1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能の確保のため、施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項を示した「学校施設整備指針」を



学校施設の在り方に関する  
調査研究協力者会議

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/066/index.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/066/index.html)

学校種ごとに策定しています。また、今後の学校施設の在り方や学校施設整備指針の改訂について、学識経験者等からなる「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」(以下

「協力者会議」という。)において調査研究を行ってきました。協力者会議において、令和4年3月に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について最終報告」がまとめられ、柔軟で創造的な学習空間や

地域・社会との共創空間など、新しい時代の学び舎として目指す5つの姿と、その姿を実現するために学校設置者や国が取り組む推進方策が提言されました。

## 新しい時代の学び舎として目指していく姿

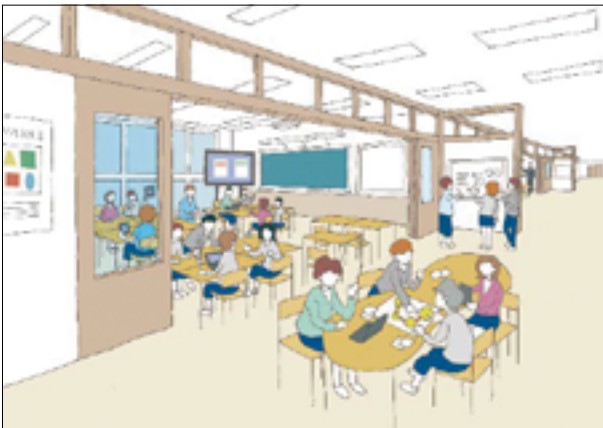
### 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの姿の方向性）

#### 【新しい時代の学び舎として創意工夫により特色・魅力を発揮】

- 学び 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現
- 生活 新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現
- 共創 地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

#### 【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

- 安全 子供たちの生命を守り強く、安全・安心な教育環境を実現
- 環境 脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現



（学び）多目的スペースの活用による多様な活動へ柔軟に対応できる学習空間



（共創）地域や社会の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動が展開できる共創空間

こうした提言等を踏まえ、文部科学省では、令和4年6月に各学校施設整備指針を一斉に改訂するとともに、令和5年5月に、新しい時代の学びに対応した空間を改修等で実現する際に、ボトルネックとなる技術的な課題への対応策を分かりやすく解説する「学校施設の教育環境向上を図る改修等に関する課題解決事例集」を作成しました。また、令和5年1月に「学校施設の質的改善・向上に関するワーキンググループ」を立ち上げ、新しい時代の学びを実現する具体的な整備内容等について、議論を進めています。



学校施設の教育環境向上を図る改修等に関する課題解決事例集

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/seibi/1372577\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1372577_00003.htm)

## （2）学校施設のバリアフリー化の推進

令和3年4月の改正バリアフリー法等の施行により、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられ、2,000㎡以上の公立小中学校等を建築等する際に、廊下の幅や車椅子使用者用のトイレの数等を示したバリアフリー基準への適合が義務付けられたほか、2,000㎡未満のものを建築する際や既存の建築物に対しても基準適合への努力義務が課せられました。



学校施設のバリアフリー化の推進

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/seibi/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html)

令和2年には、学校設置者に対して国としての公立小中学校等施設におけるバリアフリー化に関する整備目標を設定しました。学校設置者の取組の加速化を支援するため、令和3年度より既存の公立小中学校等施設におけるバリアフリー化工事の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げました。

令和4年度には、前回の令和2年度調査に引き続き、2回目となる「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」（令和4年9月時点）を実施しました。調査結果

を公表するとともに、文部科学省 WEB サイト内の「学校施設のバリアフリー化の推進」特設ページにおける情報発信や、全国の学校設置者等を対象とした講習会や各種会議等における普及啓発等に取り組んでいます。これらの内容も踏まえ、障害等の有無に関わらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化の一層の推進をお願いします。

対象		令和4年度	令和7年度末までの目標	
バリアフリートイレ	校舎	70.4%	避難所に指定されている全ての学校に整備する	
	屋内運動場	41.9%		
スロープ等による段差解消	門から建物の前まで	校舎	全ての学校に整備する	
		屋内運動場		77.9%
	折戻口・玄関等から教室まで	校舎		61.1%
		屋内運動場		62.1%
エレベーター	校舎	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する	
	屋内運動場	70.5%		

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

### (3) 公立特別支援学校の教室不足への対応

公立特別支援学校では、令和5年10月1日時点の調査で、全国で3,359教室が不足しています。前回調査（令和3年10月1日）と比較して、381教室減少していますが、依然として高い水準で全国的に教室不足が生じています。

文部科学省では、教室不足のより一層の解消に向けて、各設置者の取組を支援するため、特別支援学校の新増築等の施設整備に対して優先的に国庫補助を行っています。また、令和2年度から6年度までを教室不足解消のための「集中取組期間」とし、特別支援学校ではない既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について補助率を1/3から1/2へ引き上げていることに加え、令和5年度からは、教室不足解消に向けた既存の特別支援学校校舎の改築・改修についても、同期間中は補助率を1/3から1/2へ引き上げています。各設置者に対しては、特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を可及的速やかに策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障

が生じないよう適切な対応を求めています。

また、各都道府県に対し、教室不足解消の前倒しの可否や課題等について個別にフォローアップするとともに、解消に向けた好事例の収集を行い、そのノウハウ等を各設置者に共有するなど、取組の加速化を働きかけています。

## 2 学校施設の長寿命化と維持管理

### (1) 公立学校施設の長寿命化に向けた取組

公立学校施設については、これまで耐震化を優先的に進めてきましたが、その一方で老朽化が進行した学校施設の増加に伴い、安全面や機能面における不具合が多く発生するなど対策が喫緊の課題となっています。

厳しい財政状況の下、施設の老朽化のみならず、1人1台端末に対応した教育環境向上等の公立学校施設を取り巻く様々な課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、コストを抑えながら改築（建替え）と同等の教育環境を確保することができ、排出する廃棄物量も少ない「長寿命化改修」に重点を移していくことが必要です。

長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、技術的には、70～80年程度に耐用年数を延ばすことが可能です。また、地方公共団体による長寿命化改修の導入を推進するため、地方公共団体が行う長寿命化改修に対して国庫補助を行っています。

設置者における所管施設等の長寿命化に向けた取組を更に推進するため、文部科学省では、令和3年3月、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月）」（以下「行動計画」という。）を改定しました。

行動計画では、各設置者におけるメンテナンスサイクルの構築や中長期的な維持管理等におけるトータル

コストの縮減、予算の平準化を目指すべき姿として掲げるとともに、各設置者に対して個別施設計画の早期かつ確実な策定や積極的な公表をお願いしています。

これらを踏まえ、文部科学省では、すべての地方公共団体に対して、公立学校施設の個別施設計画を策定するよう要請してきたところであり、令和5年4月1日現在で99.2%の学校設置者において策定が完了しています。

今後は、各設置者において計画の適時の見直しや内容の充実化が図られるよう、文部科学省は、各設置者が策定した個別施設計画に記載されている主な内容をまとめた一覧表を公表するとともに、計画の内容充実に向けた見直しに資する事例集の作成や、教育委員会と首長部局との横断的な検討体制の構築に関する解説書等の周知を行うなど、引き続き、長寿命化対策の取組の支援に努めてまいります。



教室内の三方面にホワイトボードを設置することで、「主体的・対話的で深い学び」を促す環境を整備（同上）

## (2) 学校施設における維持管理の徹底

学校施設には、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性が求められます。建築当初には備わっているこれらの性能も、経年等により満たさなくなっている恐れがあります。学校施設の管理者等においては、当該施設が常に健全な状態であるよう、適切に維持管理を行うことが必要です。

近年、学校施設の老朽化に伴い、外壁等が落下する事故が相次いで発生する等、安全面における不具合が増加しています。また、体育館の床板剥離による負傷事故、防球ネットの支柱倒壊による児童死傷事故など重大事故も継続的に発生しています。

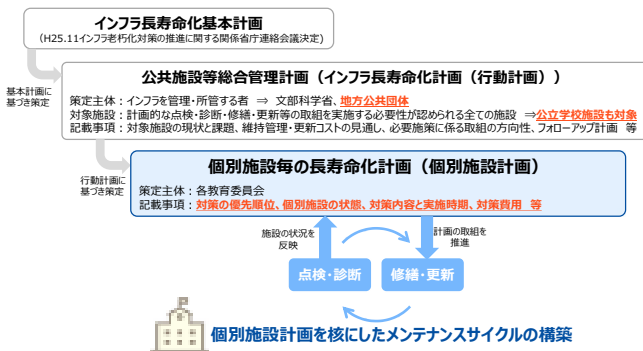
文部科学省では、このような学校施設に起因する事故等を防ぐため、学校設置者に対して、落下や倒壊等により重大な事故につながる恐れのある外壁や工作物等の点検を要請するなど安全確保に係る通知を発出するとともに、適切な維持管理が進むよう手引きやパンフレットなどを作成・周知しています。

今後も引き続き、学校施設における維持管理の適切な実施を推進してまいります。



学校施設の維持管理について  
(通知、手引き、パンフレット)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/maintenance/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/index.htm)



改築同等の教育環境を確保  
(千葉県 柏市立土小学校)

### (3) 文教施設の多様な整備手法の活用

文部科学省では、文教施設におけるコンセッション事業を含めた PPP/PFI の案件形成を進めるため、令和5年度には PFI 等の活用に関する調査を新たに実施するとともに、専門家による伴走支援等の支援事業を新設しました。令和6年度予算案では、本支援事業のさらなる拡充を盛り込んでいます。今後も、トップセールスや説明会等の実施を通じて周知を図り、コンセッション事業を含めた PPP/PFI を検討する地方公共団体等の支援に取り組んでいきます。

また、文教施設の集約化・複合化は、地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現するための多様な整備手法の一つです。文部科学省では、文教施設の集約化・複合化等の実態を把握するとともに、集約化・複合化に関する基本的な考え方と留意事項等を提示した報告書や事例集等について周知しています。

なお、学校施設環境改善交付金では、令和4年度に制度改正を行い、学校以外の公共施設との複合化・集約化を伴う改築及び長寿命化改修について、一定の条件の下、補助率の引上げ（1/3 から 1/2）を実施しています。

### (4) 公立学校の廃校施設等の活用

少子化に伴う児童生徒数の減少による廃校施設等の有効活用が課題となっています。こうした状況を受けて、文部科学省では、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用用途を

募集している廃校施設情報の公表等を通じて、廃校を使ってほしい地方公共団体と、廃校を使いたい事業者等への情報発信・マッチングを行っています。

また、国庫補助金により整備した学校施設を学校以外に転用等する場合、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の無償による財産処分であれば、原則

として国庫納付を不要にするなど、財産処分手続を簡素化しています。



余裕教室の有効活用

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu.htm)



IT 企業のオフィスとして廃校を活用

## 3 環境を考慮した学校施設づくり

### (1) 環境を考慮した学校施設の整備推進

気候変動問題など様々な課題が深刻化する中、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、学校施設の省エネルギー化や再生可能エネルギー設備の導入等をはじめとした脱炭素化を積極的に推進することが求められています。

文部科学省では関係省庁と連携して、校舎や体育館等の断熱性の向上、再生可能エネルギー設備の導入、



～未来につなごう～  
「みんなの廃校プロジェクト」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1296809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm)

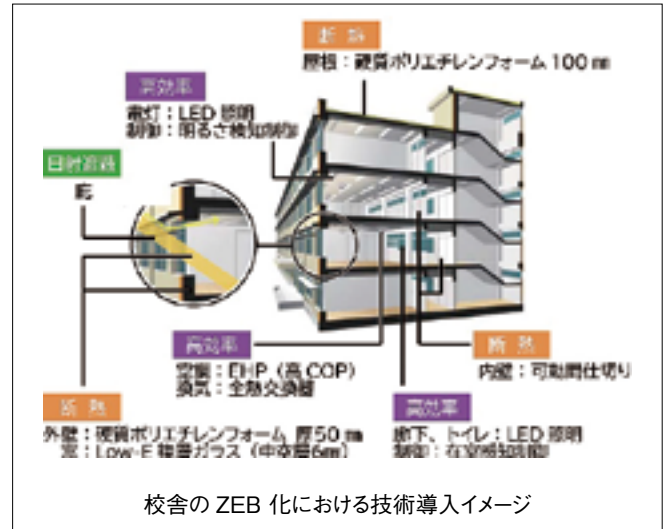
校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設（エコスクール）を推進しており、エコスクールパイロット・モデル事業を平成9年度から28年度まで実施し、1,663校認定してきました。また平成29年度からの「エコスクール・プラス」では、令和5年度までに262校認定しています。

エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童生徒が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすなど、施設自体の建築的要素と運営・教育という人的要素が調和して機能するよう、「施設面」・「運営面」・「教育面」の3つの視点に留意することが重要です。

さらに、整備されたエコスクールを一層活用していくため、令和元年度に「環境を考慮した学校施設づくり事例集—継続的に活用するためのヒント—」を作成の上周知し、学校設置者の取組を促進しています。

また、これまでのエコスクールの取組を深化させ広げていくとともに、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指したネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の整備の推進に取り組んでいます。令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域に立地する学校などのうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、国庫補助単価の上乗せを行っています。令和5年3月には「2050年カーボンニュートラルの実

現に資する学校施設のZEB化の推進について」を報告書として取りまとめ、技術面の普及啓発にも取り組んでいます。引き続き、学校施設の脱炭素化の推進に取り組んでいきます。



環境を考慮した  
学校施設づくり事例集  
—継続的に活用するためのヒント—  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1421996_00001.htm)

「2050年カーボンニュートラルの実現に資する学校施設のZEB化の推進について」報告書の公表について  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523\\_00006.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00006.htm)

## (2) 学校における省エネルギー対策の推進

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和54年法律第49号）に基づき、事業者はエネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。省エネルギーは、我慢によるエネルギー使用量の削減を求めることではなく、児童生徒の学習環境を確保した上でエネルギーを無駄なく使用することです。

近年の学校施設は、エアコン設置やICT導入による高機能化や学校教育以外の多目的利用等による多機能化によりエネルギー使用量が増加する傾向にあり地方公共団体が省エネルギーの推進に苦慮している状況が見られます。

このため、文部科学省では、学校のできる省エネルギー対策に関する資料「学校のできる省エネ」（平成24年3月）や「学校等における省エネルギー推進のための手引き」（平成31年3月）を作成し、省エネルギー対策に関する講習会の開催などを通じて周知・普及する取組を行っています。

また、学校設置者等に対し、エネルギー使用量が増



加する夏季と冬季に省エネルギーの取組への協力を呼び掛けています。



省エネ法、グリーン購入法等への取組

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/green/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/index.htm)

### (3) 木材を活用した学校施設づくり

学校施設における木材利用は、木材の柔らかくで温かみのある感触や優れた吸湿効果から、豊かで快適な学習環境づくりを行う上で大きな効果が期待できます。また、森林の保全、地場産業の活性化などの観点からも大きな意義があります。



「令和5年度 木材を活用した学校施設づくり講習会」より  
(富山県 魚津市立星の杜小学校)

このように、多面的な効果等のある木材を学校施設に利用していくため、文部科学省では、「木の学校づくり—その構想からメンテナンスまで—（改訂版）」（平成30年度）や「木の学校づくり 学校施設等のCLT活用事例」（令和元年度）などの手引き・事例集の作成、施策や好事例を紹介する講習会の開催など、普及啓発に取り組んでいます。また、地域材を利用した木造の公立学校施設の整備について、国庫補助単価の上乗せを行っています。

令和3年6月に改正された「脱炭素社会の実現に資

する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）により、脱炭素社会実現の観点からも、より一層の木材利用を推進することが求められています。

文部科学省では、こうした状況も踏まえて、引き続き、木材を活用した学校施設づくりに取り組んでいきます。

## 4 災害に強い学校施設整備

### (1) 学校施設の耐震化等

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要です。

そのため、文部科学省では、学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策について、学校設置者の取組が進むよう、指針の策定や対策方法・対策事例を紹介した事例集、ガイドブックの作成とその周知・普及に加えて、国庫補助制度の充実を図りながら重点的に推進してきました。

その結果、令和5年4月1日現在で公立小中学校の構造体の耐震化率は99.8%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.6%となり、これらについての対策はおおむね完了した状況です。文部科学省としては、これらの対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。

「平成28年熊本地震」では、公立学校施設においては、耐震化や吊り天井の対策が進んでいたため、倒壊・崩壊等の大きな被害は発生しませんでした。一方、吊り天井以外の非構造部材における被害が大きく、避難所としての使用ができない学校も多くありました。このような経験から、文部科学省に設置した有識者会議で取りまとめた緊急提言では、安全対策の観点から優先順位をつけて計画的に老朽化対策を行うことなどの

課題が提示されました。これを踏まえ、非構造部材の落下防止を含めた老朽化対策の取組を支援してきており、令和5年4月1日現在で、公立小中学校施設の吊り天井以外の非構造部材の耐震対策実施率は67.3%となっています。文部科学省としては、引き続き、非構造部材の耐震対策を推進していきます。



屋内運動場の吊り天井の落下防止対策の例（天井撤去）

また、文部科学省において実施した避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査では、令和4年12月1日時点で、避難所としての防災機能の整備が進んでいるものの、引き続き防災機能強化の対策が必要な状況でした。これを受け、防災担当部局等と教育委員会の連携協力体制の構築を推進するとともに、学校施設の防災機能に関する事例集の作成とその周知・普及や国庫補助などにより、避難所となる学校施設の防災機能の強化の推進に取り組んでいます。

## (2) 近年の水害に対する取組

「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」や「令和2年7月豪雨」等で発生した大規模な風水害では、学校施設等に甚大な被害が広範囲に及びました。令和3年6月に文部科学省において公表した調査では、浸水想定区域または土砂災害警戒区域に立地し、地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられている学校が、全国の公立学校約3万7千校のうちの約3



受変電設備によるかさ上げ

割となるなど、水害等のリスクを抱えている学校が一定数あることが判明しました。このことから、上記調査結果の公表と合わせて、文部科学省において「学校施設の水害・土砂災害対策事例集」を作成し、各学校設置者へ周知しました。また、「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」を令和3年11月に立ち上げ、本協力者会議のもとに水害対策検討部会を置き、学校施設の水害対策の基本的な考え方や具体的な検討手順などについて検討の上、令和5年5月に、「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引 ～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開のための韌(しな)やかな学校施設を目指して～」として取りまとめました。防災担当部局等から協力を得ながら、ハード面・ソフト面の両面から水害対策を推進するようお願いするとともに、手引や事例集の周知・普及や国庫補助などにより、水害対策の推進に取り組んでいます。



水害リスクを踏まえた  
学校施設の水害対策の  
推進のための手引

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext\\_00002.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/063/toushin/mext_00002.html)

## (3) 防災・減災、国土強靱化への取組

防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、令和7年度までの5か年に重点的・集中的に講じ

る対策をとりまとめたものとして「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月11日に閣議決定されました。この中で、学校施設関係の対策として、非構造部材の耐震対策を含む老朽化対策や防災機能強化対策を行うこととされています。

また、新たな「国土強靱化基本計画」が令和5年7月に閣議決定され、中長期的な目標や施策分野ごとのハード・ソフトに渡る推進方針が定められました。また、令和5年6月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」が改正され、政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として「国土強靱化実施中期計画」を定めることとされています。

文部科学省としては、地震や津波などの大規模な災害時において避難所としての役割も果たす学校施設の機能維持を図るため、財政支援など防災・減災、国土強靱化に必要な支援に取り組んでいきます。

#### (4) 学校施設の災害復旧

文部科学省では、自然災害により被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費の一部を国庫負担（補助）しています。特に、激甚災害に指定された災害に関しては、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担率が引き上げられます。

このような取組により、平成23年に発生した「東日本大震災」により被災した学校施設については、国からの支援を得て復旧する公立学校2,326校のうち2,319校（99.7%）の復旧が完了しました。

東日本大震災以降も、「平成30年7月豪雨」、「令和元年東日本台風」、「令和2年7月豪雨」など相次ぐ災害により、多くの学校施設が被害を受けました。また、令和6年能登半島地震が1月1日に発生し、学校施設も被害にあったところです。これらの災害の被災地でも国からの支援を得て、仮設校舎の設置や校舎の本復旧などが進められています。

文部科学省では、引き続き、自然災害により被害を受けた学校施設の早期復旧に向けて支援していきます。

## II 公立学校施設整備費予算、好事例の普及

### 1 公立学校施設整備の関連予算

新しい時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進、防災・減災、国土強靱化の推進や脱炭素化の推進等、公立学校施設を取り巻く様々な課題に対応する施設整備を支援するため、公立学校施設整備の関連予算を令和6年度当初予算案に683億円を計上しており、令和5年度第1次補正予算1,558億円と合わせて、総額2,242億円としています。また、令和6年度当初予算案では、学びの多様化学校や夜間中学の設置等の促進のため、廃校や余裕教室等の既存施設を活用して学びの多様化学校や夜間中学を

整備する場合における新しい支援メニューの創設（補助率1/2、令和9年度まで）を盛り込んでいるほか、国庫補助に係る建築単価について、資材費や労務費の動向等を踏まえ、鉄筋コンクリート造の小中学校校舎では対前年度比10.3%増としています。

引き続き、各地方公共団体が地域の実情に応じて計画的な施設整備を行えるよう支援していきます。

### 2 学校施設整備・活用推進プラットフォーム (CO-SHA Platform)

新しい時代の学びを実現する学校施設の整備・活用や技術的な課題に対応する学校設置者の取組を支援す



校内通級のための教室の空間づくりを検討する取組について提案のあった3者が選定されました。10月から本格的に活動がスタートし、本プロジェクトで実施される取組・成果は、本年2月のイベントで発表されるとともに、CO-SHA Platform でも公表しているところです。

今後もコンテンツの更新・充実を行い、地方自治体が新しい時代の学びを実現する学校施設づくりを推進できるよう支援していきます。

るため、文部科学省のWEBサイトにプラットフォーム(CO-SHA Platform)を構築し、令和4年11月から運用を開始しました。CO-SHA Platformは3つの役割を有しています。

- ① 学校施設の整備・活用事例等を掲載する「新たな学校施設のアイデア集」
- ② 専門的・技術的な知見を持つCO-SHAアドバイザーによる「相談窓口」
- ③ 学校関係者の横のつながり作りを目的とした「ワークショップ等のイベント開催」

昨年11月にオンライン開催されたイベント「『みんな』の学校をつくるには？」では、教育と学校建築の有識者4名をゲストにお招きし、子どもの学びを主体に、教職員や地域住民などさまざまなプレイヤーが混じり合う理想的な空間をテーマにトークセッションを実施しました。

また令和5年度から新たに「CO-SHA ソウゾウプロジェクト」を開始しました。この取組は、新しい時代の学びの空間づくりについて「何から手をつけたら良いかわからない」「ノウハウがない」「専門の職員が足りない」といった課題を抱えている学校設置者や教職員の方々を対象にプロジェクトを公募し、専門家による支援等を受けながら実際の空間づくりに取り組むものです。

令和5年8月から募集が開始され、オープンスペースの活用方法について検討する取組、学校図書館を地域との連携で活用していく取組、



## 1 はじめに

社会や経済の急速な高度化・グローバル化が進み、グローバルサウスと呼ばれる途上国・新興国の存在感の高まりをはじめとして、国際社会及び我が国を取り巻く環境が大きく変化する中、我が国が今後も健全に成長し魅力ある国であるためには、諸外国との交流や協力を一層充実させていくことが重要です。

文部科学省では、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成や海外の優秀な学生及び研究者の戦略的な受け入れによる双方向の人的交流を継続的に推進しています。

また、文部科学大臣による国際会議出席や各国・地域の要人等との会談、各国の日本大使館等における情報収集等を通じ、各分野において、相手国・地域のニーズ等を踏まえた国際協力の取組を強化しています。

## 2 ユネスコにかかる取組について

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は、教育、科学、文化等の分野における国際的な取組を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国連の専門機関であり、日本が戦後最初に加盟した国連機関です。令和5年7月には、平成30年に脱退していた米国が再加盟し、現在は194か国・地域が加盟しています。ユネスコは、平成27年に国連サミットで採択され、2030年を達成目標とする「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」のうち、教育、科学技術、人文社会科学、文化等の分野に

おいて重要な役割を果たし、国際的議論を主導しています。

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」というユネスコ憲章の精神の下、SDGsの実現に向け、我が国は、ユネスコや加盟国等と連携し、様々な取組を実施しています。

### ○ SDGs 実現に向けた ESD の推進

教育分野において、我が国は、「現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」である持続可能な開発のための教育（ESD: Education for Sustainable Development）の重要性を提唱しています。持続可能な社会の創り手の育成は、SDGsの実現に大きく貢献するものであり、ESDを推進していくために様々な施策を推進しています。

国際的には、ESDの実施枠組みである「持続可能な開発のための教育: SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」が令和元年11月の第40回ユネスコ総会で採択、12月の第74回国連総会で承認され、令和2年より開始されています。また、第74回国連総会では、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものであるESDが、SDGsの17のゴール全ての実現への鍵であることも併せて確認されました。

また、令和5年12月には、文部科学省とユネスコの共催により、東京で「第1回ESD-Net 2030グローバル会合」を開催し、世界約80か国から、ESDの取組を実践している教育関係者200名以上が参加しました。これにより、関係者間のネットワーク強化が図られ

るとともに、国際的な ESD の更なる推進につながりました。



### ○ ESD 推進のための具体的な取組

我が国は、ESD の提唱国として、国内においても様々な施策を推進しています。とりわけ、学校に関係する施策としては、幼稚園教育要領や小・中学校及び高等学校の学習指導要領において、「持続可能な社会の創り手」の育成を盛り込んでおり、全ての学校において ESD に取り組んでいます。また、令和5年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画においても、総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」を掲げ、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針等においても、ESD の推進を明記しています。

また、我が国ではユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、ユネスコが認定する平和や国際的な連携を实践する学校）を ESD の推進拠点と位置付け、その普及や発展に取り組んできました。ユネスコスクールにおける活動は様々ですが、例えば、環境、防災、国際理解等、様々なテーマに積極的に取り組んでいる学校が多く見られます。文部科学省としても、令和5年3月に「ユネスコスクールガイドブック—ESD の活動を通じて創る未来」を改訂し、ユネスコスクールにおける具体的な取組の好事例等を紹介しながら、活動を後押ししています。

これまでに、ユネスコスクールでは ESD の実践に関する多くの優良事例が生まれており、それらを毎年開催しているユネスコスクール全国大会で共有しています。令和5年度の全国大会では、「未来のユネスコスクールを考える— ASPnet 70 周年を迎えて」をテーマに、東京で開催しました。オンライン参加を含めて、全国

各地から約 300 名が集まった本大会では、パネル・ディスカッションやポスター発表、6つのテーマによる分科会等が行われ、ユネスコスクールとしての ESD の取組や成果の発信や共有が行われるとともに、関係者によるネットワーク作りの貴重な機会となりました。

また、ESD の推進に当たっては、ユネスコの科学や文化分野の事業との連携も重要です。例えば、ユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークは、SDGs を通して地域の課題を考える場として有用であり、ユネスコスクールとの連携等も期待されています。

上記のほかにも、ESD の推進のために、文部科学省では以下のような様々な取り組みを行っています。

- ①「ESD for 2030」の取組を促すため、令和3年5月に ESD 国内実施計画を策定しています。この計画では、自治体や企業、学校等の主体ごとに講じるべきアクションを具体的に示しながら、多様なステークホルダーを巻き込みながら ESD を推進していくことを目指しています。
- ②令和元年度から、「SDGs 達成の担い手育成（ESD）推進事業」を実施し、SDGs の実現の担い手を育むカリキュラム開発、教員の能力向上等に取り組む大学、教育委員会及び NGO 等の取り組みを支援しています。
- ③ユネスコを通じた世界的な ESD の推進の取組として、日本政府の支援によって、ユネスコが「ユネスコ／日本 ESD 賞」を実施しています。この賞は、世界中の ESD の実践者にとってより良い取組に挑戦する動機付けと、優れた取組を世界中に広めることを目的に実施されるものです。世界中から推薦された案件から毎回3件が選ばれていますが、学校も対象になっています。令和5年の ESD 賞受賞機関の一つには、我が国から推薦した金沢大学が選出されました。文部科学省においては、引き続き、以上のような取組を進め、国内外における ESD の推進をはじめとする平和で持続可能な社会の構築を目指すユネスコ活動を一層推進してまいります。

### 3 OECD との連携・協力

文部科学省では、経済協力開発機構（OECD）とも協力・連携しています。

OECD では、各国における教育改革推進や施策の充実に寄与することを目的として、PISA（生徒の学習到達度調査）、PIAAC（国際成人力調査）、TALIS（国際教員指導環境調査）等の各種国際比較分析及び調査・研究等の事業が行われており、我が国も参加しています。令和5年度には、TALIS 第4回調査が行われたほか、PISA2022 年調査結果が公表されました。令和6年度には PIAAC 第2回調査結果が公表される予定です。これらの調査の結果は、文部科学省として、児童生徒の学力向上を図る取組や教育政策の立案等に活用することとしています。

また、OECD では、時代の変化に対応した新たな教育モデルの開発を目指す「Education 2030」事業を推進しており、文部科学省も積極的に参画しています。令和5年12月には第5回グローバル・フォーラム「VUCA 世界における OECD ティーチングコンパス共創に向けて」がルーマニアで開催され、我が国からも政府関係者をはじめ生徒や教員等、10 名以上が出席し、議論への積極的な参加を通じて我が国の情報を世界に向けて発信しました。

加えて文部科学省は OECD の教育事業の紹介や他の OECD 加盟国との情報交換を通じた教育分野の国際協力促進及び我が国の教育発展の寄与を目的として「OECD/Japan セミナー」を開催しています。令和6年3月には、第22回セミナーが「PISA2022 から見えるこれからの学び - 数学的リテラシーを中心に、新しい時代に必要な教育を考える -」をテーマに開催されました。セミナーでは、2023年12月に公表された PISA2022 の結果をもとに、OECD 及び文部科学省からの結果報告に加え、カナダ、シンガポールから事例発表があったほか、新しい時代に必要な数学教育に

ついで意見交換が行われました。

### 4 外国人の受入れ・共生の推進

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者は増加傾向にあります。政府としては、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力的に、かつ包括的に推進していく観点から、平成30年12月以降、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定・更新し、更に、令和4年6月からは、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及びその具体的施策を示した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を策定・更新しています。文部科学省においても、これらの基本方針に基づき、関係省庁との連携の下、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。

大臣官房国際課においては、新型コロナウイルス感染拡大を契機に顕在化した外国人学校の保健衛生環境に係る課題の改善に向け、令和4年度から「外国人学校における保健衛生環境整備事業」を立ち上げ、外国人学校における保健衛生の確保に向けた多言語による専門的な情報発信・相談対応に取り組んでいます。

また、高度外国人材の呼び込みが、イノベーション創出や地域経済の活性化等の観点で我が国において大きな政策課題となっている一方で、それらの人材が日本での勤務を行う際に、その子弟に魅力的な教育環境が整備されていることを求める傾向にあることを踏まえ、令和6年度から「高度外国人材子弟の教育環境の整備」を新たに立ち上げ、横展開が可能な受入れモデルの創出に取り組むこととしています。

引き続き、外国人の受入れ・共生のための環境整備を推進していきます。

<参考：外国人学校向け保健衛生情報サイト>

<https://hsfs.mext.go.jp/>

## 5 国際バカロレアの推進

国際バカロレア（IB）は、課題論文、批判的思考の探究等の特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業により、グローバル化に対応した素養・能力を育成する教育プログラムです。政府として国内での普及促進に取り組む過程で公立学校等での導入も進み、令和5年12月現在、我が国におけるIB認定校等は、229校となっています。

令和4年度に開催した国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議でのご意見も踏まえ、平成30年度に設立した「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」によるIBに関する情報共有プラットフォームの構築やシンポジウム等の開催、IBの教育効果や国内大学入試におけるIBの活用状況の調査・研究などを通じ、好事例の蓄積・発信等の取組を継続的に行っていくことで、更なるIBの普及に努めます。

<参考：文部科学省IB教育推進コンソーシアム>

<https://ibconsortium.mext.go.jp/>

## 6 JICA 海外協力隊 「現職教員特別参加制度」

「JICA 海外協力隊」は、日本政府のODA予算により、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する事業です。教員の国際協力への参加促進を目的とし、文科省とJICAの共管事業として、平成13年度にJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設されました。これまでに1,500名を超える教員が世界各地の開発途上国等に派遣されています。本制度では、教員が現職の身分を保持したまま活動に参加でき、学年暦に合わせた派遣期間の設定（通常2年3か月の派遣期間を4月からの2年間とする）、1次選考（技術選考）の免除等、教員の参加を促す様々な措置を講じています。

近年は、外国人児童数の急増に伴い学校現場が多様化し、また、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を受けて、学習指導要領の前文に「持続可能な社会の作り手」の育成について明記されるなど、日本の教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

派遣された教員は、開発途上国で国際教育協力に従事し、現地の発展に貢献すると同時に、厳しい環境の下で現地の人々と生活を共にする中で、問題への対処能力や指導力等、教員としての資質の向上が期待されます。帰国後は自身の貴重な経験を地域や学校における国際理解教育、外国人児童生徒やその保護者への柔軟な対応等に生かすことで地域全体の活性化や国際化、ひいては我が国教育の充実にもつながることが期待されています。

こうした取組には、教育委員会や学校による教員に対する組織的支援が不可欠です。教育委員会や学校においても、本制度の趣旨と成果を理解の上、国際的な視点や経験を持った人材の育成に本制度を御活用ください。



現職教員特別参加制度の取組

（写真提供：JICA）

<参考：現職教員特別参加制度>

[https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support\\_system/teacher/index.html](https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support_system/teacher/index.html)



## 7 日本型教育の海外展開

知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術教育を行う高等専門学校制度等、我が国の教育を取り入れたいとのニーズが諸外国から寄せられています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は平成 28 年度から「日本型教育の海外展開事業」(EDU-Port ニッポン)を実施し、日本型教育の海外展開に向けて外務省や経済産業省、JICA、JETRO、民間教育産業等と協力する場(プラットフォーム)を構築するとともに、企業や大学等が行う海外展開事業を支援しています。事業開始から令和4年度までの7年間で、51 各国・地域から 18 万 5000 人を超える参加がありました。

令和5年度「予測困難な時代の学びを保障する学習手法の共有と 海外展開に関する調査研究」に採択された学校法人菊竹学園名古屋産業大学 による海外展開事業は、これまでの取り組みを基に、東アジア(日本、台湾)や東南アジア(インドネシア、ベトナム)で行ってきた環境リテラシー育成の取組を、南アジア(ネパール)にも広げることが計画し進めています。具体的には、ネパールの大都市域(ポカラ、カトマンズ)の小・中学校を対象に、学校環境教育の実態やニーズ、児童・生徒の環境意識を調査します。また、身近な地域の CO<sub>2</sub> 濃度調査に基づく体験的で探究的な環境学習を支援し、気候変動に対応した環境リテラシーを生涯を通じて身に付けるべき知識と能力として育成・評価します。ネパールにおける調査結果を日本、台湾、インドネシア、ベトナムの結果と比較し、地球規模の課題に向き合う児童生徒の育成に貢献することを目指しています。現在は、現地の環境学習支援に向けて準備を進めており、ネパールのカウンターパートとなる高等学校とは MOU(学校間交流協定)を結ぶことで合意しています。



令和6年度の EDU-Port ニッポンでは、官民協働のプラットフォームを通じて、引き続き企業や大学等による日本の教育の海外展開等を支援する調査研究事業を実施します。

事業の進捗・募集等については、定期的にメールマガジンにて報告していますので、御関心のある方は御登録ください。

<参考：お問合せ・メールマガジン御登録>



<https://www.eduport.mext.go.jp/contact.html>

<参考：EDU-Port ニッポン>



<https://www.eduport.mext.go.jp/>

## 8 人的交流の推進

異文化交流や相互理解は、まず子供たちに直接接している教員に、相手国に対する理解を深めてもらうことが重要です。文部科学省では、平成 28 年の G7 倉敷教育大臣会合で国際協働及び教員交流の重要性が確認されたこと踏まえ、平成 29 年度より「新時代の教育

のための国際協働プログラム」を実施しています。本プログラムでは、我が国の初等中等教育段階の教員が、諸外国の教員と、経験や課題を相互に学び合うための教育実践活動や交流を、それを通じて、様々な教育課題に関する教育実践の改善に取り組んでいます。

具体的には、中国、韓国、タイ及びインドから、初等中等教育における教職員を我が国に招へいし、我が国の教育制度や教育事情、生活や文化等について幅広く理解を深める機会を提供するとともに、我が国の教員の家庭を直接訪問し、相互の交流を深めてもらうことで、相互理解と友好親善を図ってきました。同様に我が国の初等中等教育における教職員を中国、韓国及びタイに派遣し、相互交流を図ってきたところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3・4年度はオンライン形式中心の交流が続いていましたが、令和5年度にはすべてのプログラムで対面交流が再開され、中国、韓国、タイ、インド及び我が国から合計約120名の教職員が本事業に参加しました。

また、令和5年度には、G7富山・金沢教育大臣会合の内容を踏まえ、「学校教育（初等中等教育段階）の生成AI等を含むデジタル化」をテーマに、国際シンポジウムを開催しました。G7各国及び国際機関の講演者から、各国の教育のデジタル化推進の現状、課題及び今後の計画等について発表があり、それらを広く発信しました。日米間においては、昭和26年に発足した「日米教育交流計画」（日米フルブライト交流事業）により、これまで約10,000名の学生・研究者等の交流が行われています。令和4年度も、本事業を通じて、日本から39名を米国に派遣し、米国から38名の奨学生を日本に受け入れました。今後は奨学金の対象となる学術分野をSTEM領域にも広げ、また支給金額を増額する等、事業内容の充実を図り、本交流計画を通じて日米交流を更に推進してまいります。



日米フルブライト交流事業 70 年間の実績

<参考：日米フルブライト交流事業>

<https://www.fulbright.jp/scholarship/index.html>

また、令和5年には、文部科学省と国務省との間での初めてとなる覚書を締結しました。本覚書に基づき、新たな政策対話の枠組みを設けるなど、日米間の連携を強化しています。

スポーツは、その活動によって「楽しさ」や「喜び」を得ることで、人々の生活や心を豊かすること、地域活性化や健康長寿社会の実現、経済発展などに寄与することなどの様々な価値を有しています。

スポーツ庁は、こうした価値を一層向上させ、スポーツの力で社会が活性化し、その社会がスポーツを支えるといった好循環が構築される「スポーツ立国」を実現することを目指しています。そのために、5年間のスポーツ施策の基本的な指針として、令和4年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、国際競技力の向上やスポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・協力、障害者スポーツの振興、学校体育の充実といった多様な施策を、関係省庁や企業と連携しながら総合的・一体的に推進しています。

## 1 スポーツ基本計画

「スポーツ基本計画」は、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るために定めるものであり、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での、重要な指針となるものです。

令和4年3月に策定された「第3期スポーツ基本計画」(以下、「第3期計画」という。)では、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、第2期計画における「する」「みる」「ささえる」という視点に、

- ①スポーツを「つくる/はぐくむ」、
- ②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」

を感じる、

- ③スポーツに「誰もがアクセス」できる、
- という「新たな3つの視点」を加え、それぞれの視点において具体的な施策を示しています。

スポーツ庁は第3期計画に基づき、全ての人々がスポーツの力で輝き、前向きで活力のある社会、絆の強い世界、豊かな未来の実現を目指して、スポーツ行政に取り組むこととしています。

## 2 スポーツ振興財源

令和5年度のスポーツ庁予算は、約359億円を計上しました。一方、国費では行き届きにくいスポーツ振興活動への助成を行い、スポーツ振興の補完的財源としての役割を果たしているのがスポーツ振興投票とスポーツ振興基金です。

### (1) スポーツ振興投票

スポーツ振興投票は、誰もが身近にスポーツに親しめる環境の整備、将来性を有する競技者の発掘・育成等のための財源の確保を目的として、超党派のスポーツ議員連盟により提案され、平成10年5月に議員立法として成立した「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」により創設されました。

スポーツ振興投票の対象となる試合の指定、くじの販売、試合結果に基づく当せん金の確定及び払戻等の業務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」という。)において実施されており、これまで、サッカーの複数の試合結果(勝敗・得点)を対象として、購入者が自分で予想を行う「toto」、コンピュータがランダムで試合結果を選択する「BIG」の大きく2種類の

商品が販売されてきました。これに加えて、令和4年9月からサッカー又はバスケットボールの単一試合や競技会を対象とする「WINNER」が販売されており、現在は大きく3種類の商品が販売されています。

スポーツ振興投票の実施により得られる収益は、スポーツの振興を目的とする事業への助成に活用されており、令和5年度は、約178億円を、地方公共団体やスポーツ団体へ配分しています。

### 令和5年度スポーツ振興くじ助成金 配分額

助成区分	件数(件)	配分額
大規模スポーツ施設整備助成	9	3億4,463万円
地域スポーツ施設整備助成	267	66億8,063万円
総合型地域スポーツクラブ活動助成	157	2億6,181万円
地方公共団体スポーツ活動助成	484	17億6,738万円
将来性を有する競技者の発掘及び育成活動助成	93	21億6,023万円
スポーツ団体スポーツ活動助成	776	37億7,870万円
国際競技大会開催助成	23	27億9,726万円
合計	1,809	177億9,063万円

※一万円未満の金額は四捨五入しているため、「合計」と「各助成金額の合計」は一致しない。

## (2) スポーツ振興基金

スポーツ振興基金は、国際競技力の向上及びスポーツの裾野拡大を図る活動に対して安定的・継続的な助成を行う制度として、平成2年に政府出資金を受けて設立されました。

現在は、JSCが運営主体となって、民間寄附金の運用益や国の交付金を主な原資に助成事業が行われており、令和5年度は、スポーツ団体が行うトップアスリートの強化事業等に約18億円を配分しています。

### 令和5年度スポーツ振興基金助成金 配分額

助成区分	件数(件)	配分額
スポーツ団体選手強化活動助成	20	3,979万円
スポーツ団体大会開催助成	158	6億6,237万円
選手・指導者研さん活動助成(※)	-	11億円
アスリート助成(※)	-	
合計	178	18億216万円

※スポーツ振興くじの収益から充当。

## 3 スポーツを通じた健康増進

「スポーツ基本法」の前文において、「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」と規定されています。国民医療費の増大や高齢化の更なる拡大が予想される中、スポーツに取り組むことによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されています。

スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、国民全体のスポーツ参画を促進するとともに、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、国民の誰もがスポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。スポーツ庁では、20歳以上のスポーツ実施率を70%程度とすることを目標に掲げており、ライフステージに応じたスポーツ環境の整備に取り組んでいます。また、蓄積された科学的知見の普及・活用を図るため、スポーツを通じた健康増進に関する総合研究事業にも取り組み、周知・啓発を図っています。引き続き、スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、一人一人の人生や社会が豊かになるという「Sport in Life」の理念の拡大に向けた取組を進めていきます。

## 4 子供のスポーツ機会の充実

### (1) 子供の体力の現状と課題

「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、令和元年度から続く子供の体力の低下傾向に改善の兆しが見られました。

幼児期から中学生までの運動習慣は、生涯にわたる体力・運動能力等の基盤となる極めて重要な要素であることから、生活の中に運動（習慣）を取り入れ定着させるための取組を進めて行くことが必要です。

そのため、スポーツ庁としては、学校・家庭・地域における運動機会を確保し、子供の運動習慣の形成や体力向上につなげられるよう、①幼児期からの運動習慣形成の取組の強化、②子供のニーズに応じた多様なスポーツ環境の整備促進、③体育の授業における子供の運動意欲の向上、④授業以外の場における運動時間の増加、⑤家庭で運動を実践するキッカケの提供等の取組を進めています。

### (2) 幼児期からの運動習慣の形成

幼児期からの運動習慣作りは、子供の体力向上はもとより、成人以降のスポーツ習慣や高齢期以降の健康の保持にも大きな影響を及ぼすものです。

そのため、スポーツ庁では、家庭や学校を始め、地域において、幼児及び小学校児童を対象に、その発達段階に応じた運動習慣の形成に取り組むことにより、子供の体力向上を目指し、さらに、生涯に渡って運動やスポーツを継続する人が増えるよう取り組んでいます。

### (3) 学校における体育活動の充実

小学校から高等学校までを見通した指導内容の系統化や明確化を図りつつ、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力をバランスよく育むこととしています。体育・保健体育については、生涯にわたって心身の健

康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」といったスポーツとの多様な関わり方と関連付けるとともに、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けるよう、学習過程の工夫を求めています。

スポーツ庁では、体育・保健体育の授業の充実を図るために、体育授業にアスリートを派遣する取組や中学校における児童生徒が共に学ぶための指導方法等の実践研究などの取組を実施しています。

また、学校における体育活動中の事故防止に向けて、授業等で使用する用具の安全確保、体罰やハラスメントの根絶、熱中症事故の防止に向けた取組の徹底を求めるとともに、会議やセミナー等の場で全国の事故発生状況・事例等に係る情報や、事故防止のための科学的知見等の共有を行っています。

### (4) 運動部活動改革について

これまで運動部活動は、生徒のスポーツに親しむ機会を確保する役割を担ってきたのみならず、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じた責任感・連帯感の涵養や、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を構築する役割も担っていました。

しかし、少子化の進展により、従前と同様の学校単位での部活動運営は困難となり、さらに学校や地域によっては部活動自体の存続が厳しい状況にあります。また、必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難となっています。

少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保し、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ資源を最大限活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現するため、学校における部活動改革は必要不可欠です。スポーツ庁としては、令和4年6月にスポーツ庁長官に手交された検討会議の提言

等を踏まえ、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について示した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を令和4年12月に策定・公表しました。本ガイドラインでは、令和5年度から7年度までを「改革推進期間」として位置づけ、休日の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。スポーツ庁としても、改革推進期間の2年目となる令和6年度は、実証事業の拡充に加え、課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析といった取組を実施するとともに、事例集等を通じた先進事例の更なる周知や広報活動の強化など、必要な施策を総合的・一体的に講じていきます。

## 5 スポーツに関わる多様な人材の育成とスポーツを通じた女性の活躍推進

### (1) スポーツ指導者の資質・能力の向上

スポーツの場において、適切な資格や知見を有した指導者の養成・確保が課題になっています。このため、スポーツ庁は、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）が実施する公認スポーツ指導者制度を支援することを通じて、年齢や性別など多様なスポーツニーズに対応し、スポーツの価値を脅かす体罰、暴力、不法行為等を行わず、アスリート等の人間的成長を促す事ができる指導者の養成を推進しています。

### (2) アスリートのキャリア形成支援

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力を発揮し活躍することは、アスリートが有する価値を社会に還元するという点で大変重要です。しかしながら、現役時のアスリートへのキャリア形成支援について十分な体制が整っていません。このため、スポーツ庁は、スポーツ関係団体・大学・企業等の関係者が

連携して取り組むスポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営を通じて、キャリア形成のための研修支援や人材育成、情報提供等、積極的な支援体制を構築しています。

また、アスリートのキャリア形成上の課題やスポーツ指導者等の人材育成に関する調査研究を実施しています。

### (3) スポーツを通じた女性の活躍推進

女性のスポーツ参画については、中学生女子の運動習慣の二極化や若年層で低いスポーツ実施率、競技スポーツにおける女性の健康課題への対応など、様々な検討すべき課題があります。

第3期計画においては、スポーツを通じた女性の活躍促進の取組として、施策目標に、「女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツ実施について、個人や関係団体への普及・啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進し、女性のスポーツ実施率を向上させること」等を掲げています。

国際的には、国際女性スポーツワーキンググループ（International Working Group on Women and Sport）で採択された「ブライトン・プラス・ヘルシンキ2014宣言」に、2017（平成29）年、スポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）、公益財団法人日本パラスポーツ協会（JPSA）・公益財団法人日本パラリンピック委員会（JPC）、公益財団法人日本体育協会（現JSPO）、JSCが同時に署名しました。

女性のスポーツ実施率の向上については、運動が女性の健康維持増進にもたらす効果や手軽にできる運動情報等をホームページに掲載しているほか、「オリジナルダンス」や「ながら運動」の動画配信等を発信しています。（前掲）。

スポーツ団体の女性役員比率の向上については、「スポーツ団体ガバナンスコード（中央競技団体向け）」を踏まえた女性理事割合の引上げを各スポーツ団体に促すとともに、女性役員候補とスポーツ団体とのマッチング支援等を実施しています。女性アスリートの国際競技力向上として、女性アスリートが抱える健康課題等を

解決するため、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊産期・育児期の支援プログラム、相談窓口を拡充し、今後一層の環境整備と競技力向上を推進しています。

## 6 障害者スポーツの振興

### (1) 障害者のスポーツの環境の整備

令和4年10月にスポーツ審議会健康スポーツ部会の下に障害者スポーツ振興ワーキンググループを設置し、持続的な障害者スポーツの振興に向け、「障害者スポーツセンター」を単なる施設ではなく、地域全体で障害者スポーツ振興を行う、幅広い機能と高い専門性を持つ人材等から構成される、包括的な地域拠点として位置付けるとともに、持つべき機能として、「指導・相談」に加え、「ネットワーク」、「情報拠点」、「人材育成」などを明示した中間まとめを令和5年6月に公表しました。

令和6年度は、中間まとめを踏まえ、障害者スポーツセンターの機能強化に向けた事業のほか、①障害のある人ない人がともにするスポーツ環境づくり、②障害者のスポーツのに向けた障壁解消、③障害者スポーツ団体の基盤強化に向けた民間連携促進や地域におけるスポーツ・福祉・医療健康・教育各部局の連携体制の整備促進に取り組めます。特に、障害者スポーツ団体と民間企業、地方自治体の連携促進に向け、コンソーシアムの形成や、障害者スポーツ推進に積極的な企業の認定制度などを進める予定です。

また、生涯にわたってスポーツ活動を定着させるためには、学齢期からスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保することが重要であり、総合型地域スポーツクラブや社会福祉施設等多様な地域のスポーツ資源と連携した特別支援学校等の運動部活動の地域連携・地域移行の受け皿整備に取り組めます。

### (2) 全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、国民体育大会の直後に当該開催都道府県で行われています。

2023年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期されていた大会が、特別大会として鹿児島県において開催されました。なお、2024年度については、佐賀県で開催される予定です。

### (3) 主な国際障害者スポーツ大会

#### ① パラリンピック競技大会

パラリンピック競技大会は、オリンピック競技大会の直後に当該開催地で行われる、障害者スポーツの最高峰の大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、1960(昭和35)年にイタリアのローマで第1回大会が開催され、オリンピック競技大会と同様、4年に一度開催されています。2021(令和3)年8、9月には、東京2020大会(第16回大会)が開催され、日本からは254名の選手が参加しました。冬季大会は、1976(昭和51)年にスウェーデンのエンシェルスヴィークで第1回大会が開催されて以降、オリンピック冬季大会の開催年に開催されており、2022(令和4)年3月には、中国の北京において第13回大会が開催され、日本からは29名の選手が参加しました。日本選手団はこの大会で、金メダルを4個獲得し、海外で行われたパラリンピックでは最多の獲得数となりました。

#### ② デフリンピック競技大会

デフリンピック競技大会は、4年に一度行われる聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は1924(大正13)年にフランスのパリで第1回大会が開催され、2022(令和4)年5月には、ブラジルのカシアスドスルにおいて第24回夏季大会が開催されました。95名の日本代表選手が大会に派遣され、過去最多となる

30個のメダルを獲得しています。冬季大会は1949(昭和24)年にオーストリアのゼーフェクトで第1回大会が開催されました。2019(令和元)年12月にはイタリアのヴァルテッリーナ、ヴァルキアヴェンナ地方で第19回冬季大会が開催され、15名の日本代表選手が参加し、6名が入賞しました。2025(令和7)年には、日本初となる夏季大会が東京で開催されます。

### ③スペシャルオリンピックス世界大会

スペシャルオリンピックス世界大会は、4年に一度行われる知的障害のある人のスポーツの世界大会であり、夏季大会と冬季大会が開催されています。夏季大会は、1968(昭和43)年、冬季大会は1977(昭和52)年からそれぞれ開催されており、2023(令和5)年6月にはドイツのベルリンで夏季大会が開催され、日本からは73名の選手が参加しました。2025年(令和7)年2月にはイタリアのトリノで冬季大会が開催される予定です。

## 7 大学スポーツの振興

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育の授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動(体育会活動、サークル活動、ボランティア等)等の側面があります。全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながるものです。また、大学の持つスポーツ資源(学生、指導者、研究者、施設等)の活用は、市民の健康増進や障害者スポーツの振興等に資するとともに、地域や経済の活性化の起爆剤となり得るものです。

このような大学スポーツの更なる振興を図るため、大学横断的かつ競技横断的統括組織である一般社団法人大学スポーツ協会(UNIVAS)が平成31年3月1日に設立されました。

スポーツ庁は、UNIVASの設立理念に基づいた学業充実、安全安心・医科学、事業・マーケティング分野等の活動事業をサポートするとともに、大学スポーツムーブメントの創出や大学スポーツ資源の活用による地方創生を促進する取組を推進しています。

UNIVASでは、大学スポーツを「楽しむ」、「応援する」、「支援する」という3つの活動指針のもと、学業充実・デュアルキャリア形成、安全安心なスポーツ環境整備、大学スポーツ認知拡大等を推進するための事業を行っています。

## 8 スポーツの成長産業化

スポーツは産業としての一面も持ち、スポーツで「稼ぐ」ことで、スポーツ産業を活性化すれば、その収益でスポーツ環境を改善することができ、スポーツ参画人口の拡大にもつながります。そしてスポーツ環境の改善や参画人口の拡大は、スポーツ産業を更に活性化する原動力となります。このように、スポーツの成長産業化はスポーツ振興の重要な柱の一つであり、スポーツ参画人口の拡大に至る循環を自律的に拡大させていくことが重要です。

このため、国は具体的な数値目標として2025年までにスポーツ市場規模を15兆円とする目標を掲げ、コストセンターとされてきたスタジアム・アリーナをまちづくりや地域活性化の核として多様な世代が集う交流拠点へ変革するスタジアム・アリーナ改革や、スポーツ観戦等スポーツイベントにおける体験の高付加価値化と新たな顧客層の獲得につながる「スポーツホスピタリティ」の普及・発展、スポーツ産業における新たな収益源の確保に向けたスポーツの場におけるテクノロジーの活用、スポーツそのものがもつ価値の高度化や産業の裾野拡大、社会課題解決につながるスポーツ界と他業界の共創による新事業創出など、様々な施策を推進しています。



## 9 スポーツを通じた地域活性化

### (1) 地域スポーツ施設の整備・運営

地域住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる場として、地域のスポーツ施設は重要な役割を果たしてきたところですが、今後予想される、施設の老朽化、財政的制約、人口減、少子高齢化等の社会の変化に伴う住民ニーズの変化に、より一層対応していくことが必要となっています。

スポーツ庁では、学校施設環境改善交付金等による社会体育施設・学校体育施設に対するハード面の支援のほか、スポーツ施設のストック管理に関する計画策定、学校体育施設の有効活用、官民連携等による施設管理・運営の優良事例の収集・紹介、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブックの作成および地方公共団体への普及・啓発といったソフト面の対応も進めてきました。

今後も、地方公共団体や民間事業者、関係団体等と連携し、地域や経済の活性化に貢献するスポーツ施設の整備・運営を推進していきます。

### (2) スポーツツーリズム振興に向けた取組

#### ① 地域スポーツコミッションの活動支援

スポーツ庁は、スポーツによるまちづくりを推進する組織である「地域スポーツコミッション（地域SC）」の設立及び新たな事業展開への支援を行っています。令和5年度は、16件の取組を支援しました。

地域SCの設置数は、令和4年10月時点で194箇所であり、今後は、地域SCの基盤人材の育成・確保の取組を推進していきます。

#### ② 地域資源を活かしたスポーツツーリズムコンテンツの磨き上げについて

スポーツ庁は、スポーツツーリズム需要拡大戦略等に基づき、重点テーマである武道やアウトドアスポーツ

を中心とした新たなスポーツツーリズムの創出等を推進しています。令和5年度は、6件の取組を支援するとともに、コンテンツと連携したデジタルプロモーションやプロモーションを通じて得た基礎的データの利活用促進、文化庁及び観光庁と連携した「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施しました。

#### ③ スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰

以上の取組に加え、スポーツによるまちづくりに積極的に取り組もうとする自治体を応援するため「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰制度」を創設しました。令和5年11月に開催した式典「スポまち!長官表彰2023」では、26自治体を受賞され、室伏長官より参加した首長に対し表彰状をお渡ししました。また、特別ゲストを迎え、「スポーツのチカラで地域に活力を」をテーマにトークセッションを行ったほか、受賞自治体の取組紹介なども実施しました。式典には多くの報道陣も参加するなど、「スポーツ・健康まちづくり」への注目度が高まっています。

## 10 スポーツを通じた国際交流・協力

### (1) 国際交流・協力に向けた取組

スポーツ庁は、「Sport for Tomorrow」事業をはじめ、各国とのスポーツにおける連携を強化するための政策対話の枠組みづくりや参画等、様々な施策を通じて、スポーツによる国際交流・協力に取り組んでいます。

また、国際スポーツ界における我が国のプレゼンス（影響力）の向上とスポーツによる国際社会の発展への貢献を図るため「スポーツ国際展開基盤形成事業」を実施しています。

本事業は、我が国の情報収集・発信能力を高めるとともに、スポーツ国際政策の展開を促進するための基盤形成を目的としており、国際競技連盟（IF）等の日

本人役員の増加・再選に向けた取組や国際スポーツ界の中核的存在となる人材育成、国内外のネットワークの強化等の支援を行っています。

さらに、スポーツ産業分野では、国際展開に関心を持つ企業・団体に向け情報発信やネットワーク構築を目的としたプラットフォーム「JSPIN (Japan Sports Business Initiative)」を立ち上げました。

## (2) 国際競技大会の招致・開催に対する支援

我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化等にも大きく寄与することから、スポーツ庁では、国際競技大会の招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体・府省庁との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

また、今後の大規模国際競技大会等の運営の透明化、公正化を図るため、令和5年3月に「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」を策定し、関係者に周知を行っているところです。今後は、本指針に関する教材や大会開催に関する事例集の作成・活用などを進め、本指針の更なる実効性確保と大規模国際競技大会の運営において中心的な役割を担える人材の育成・確保に向け取り組んでいきます。

## 11 持続可能な国際競技力の向上

我が国のアスリートが国際大会で躍動する姿は、国民に大きな勇気や感動をもたらすものであり、国際競技力の向上に継続的に取り組むことが重要です。

スポーツ庁では、第3期計画及び「持続可能な国際競技力向上プラン」<sup>1</sup> (令和3年12月27日) を踏まえ、関係機関と連携しつつ、我が国の国際競技力向上に向けた支援や環境整備に取り組んでいます。

## (1) 中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立

オリンピック競技・パラリンピック競技に共通して、中央競技団体 (NF) による選手強化活動 (強化合宿、コーチ等設置など) に対する支援の充実を図るとともに、JSC、JOC、JPC による協働コンサルテーションを実施し、NF が策定する強化戦略プランの実効化に向けた多面的な支援を行っています。各 NF の強化戦略プランは、JSC、JOC 及び JPC からなる協働チーム並びに外部有識者によって評価され、国はその評価結果を各種事業の資金配分に活用しています。

## (2) アスリート育成パスウェイの確立

アスリートの発掘・育成・強化の取組は、競技団体、地方公共団体、その他関係機関等、様々なところで行われています。より多くの優れた能力を有するアスリートを発掘し、育成・強化につなげていくため、これらの取組の有機的な連携が図られるよう、NF におけるアスリート育成パスウェイの構築等を支援しています。

## (3) スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実

我が国のスポーツ医・科学支援、研究及びトップアスリートのトレーニング中核拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター (HPSC) では、平成31年に、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な競技力強化拠点として、NTC 屋内トレーニングセンター・イーストを新たに整備したほか、HPSC ではトレーニングが困難な競技については、既存のスポーツ施設を NTC 競技別強化拠点<sup>2</sup> に指定する等、スポーツ医・科学、情報等によるアスリート支援の充実に取り組み、国際競技力の向上を図っています。

## (4) 地域における競技力向上を支える体制の構築

「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議提言」<sup>3</sup> (令和4年11月29日) を踏まえ、

5年度から、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ外傷・疾病・障害を予防し、健康を維持しながら安全に競技を継続できるよう、地域と一体となって、スポーツ医・科学支援を受けられる環境の整備に取り組むこととしています。

1 参照:スポーツ庁HP「持続可能な国際競技力向上プラン」  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop07/list/1377917.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop07/list/1377917.htm)

2 令和6年4月時点:45か所  
3 参照:スポーツ庁HP「地域におけるスポーツ医・科学支援の在り方に関する検討会議」  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/jsa\\_00099.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/jsa_00099.html)

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術は、それを通じてあらゆる人々が社会に参画することで、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものであるほか、観光やまちづくり、産業等の関連分野において、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動等を実現するものであるなど、多様な価値を有しており、重要な役割を担っています。文化庁は、こうした文化芸術の振興を図り、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組みます。

## 1 文化芸術立国の実現に向けた文化行政の実施

### (1) 文化芸術推進基本計画について

文化芸術基本法に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「文化芸術推進基本計画」を策定しています。

令和5年3月には、令和5年度から令和9年度までの5年間を対象とする「第2期文化芸術推進基本計画」を閣議決定しました。

第1期計画期間中の成果と課題を踏まえ、5年間で取り組むべき重点取組として、以下の7つを掲げています。

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

これに加えて、計画期間中に効果的かつ着実に文化芸術政策を推進するための16の施策群を整理し、具

体的な取組を推進していくこととしています。

計画に基づき、文化庁が中核となり、関係府省庁をはじめとする関係機関と連携を図りながら、文化芸術施策を総合的、一体的かつ効果的に進めていきます。

### (2) 文化庁の予算及び組織について

令和6年度文化庁予算においては、継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化、グローバル展開やデジタル化などによる文化芸術活動の充実、文化振興を支える拠点等の整備・充実など、対前年度1億円増の1,062億円を計上しています。

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、日本博を契機とした観光コンテンツの拡充、世界遺産をはじめとする文化財の抜本的活用の促進、日本文化の魅力発掘・発信を行います。

加えて、令和5年度補正予算として、文化財の強靱化（保存修理、防火・耐震対策等）、クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援、国立文化施設の整備など、総額303億円を計上しました。

### (3) 文化庁の京都移転に係る取組について

令和5年3月27日、文化庁長官をはじめ、京都の新しい文化庁での業務を開始し、5月15日には、移転予定の職員の大半が移転しました。

文化庁の京都移転は、東京一極集中の是正にとどまらず、文化芸術のグローバルな展開、文化芸術のDX化、観光や地方創生に向けた文化財の保存・活用などをはじめとする、新たな文化行政の展開を進める上で大きな契機になるものと考えています。

今後も、全国各地域において成果を感じていただけるよう、地方創生に一層資する新たな文化行政を展開してまいります。

## 2 博物館・劇場等の振興

### (1) 博物館の振興

#### ① 博物館法改正と博物館の活性化

博物館法の制定から約70年が経過し、社会の変化も踏まえ、文部科学大臣から「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」諮問が行われ、本諮問を受けて、文化審議会において「博物館法制度の今後の在り方について(答申)」が取りまとめられました。

本答申では、博物館の基本的な機能の充実とともに、これからの博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化への対応の必要性が示され、新しい博物館登録制度の方向性が提言されました。

文化庁において、こうした議論を踏まえながら、博物館における設置主体の多様化に対応し、その適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、求められる役割を果たしていくための規定整備を目的とした、博物館法の改正に取り組み、国会で可決されました(施行は令和5年4月)。

また、令和4年8月には、プラハで国際博物館会議(ICOM)大会が開催され、博物館の新定義が採択されました。新定義には「多様性」「持続可能性」「誰もが利用でき」など、現代の博物館に求められる理念と活動を示す概念が盛り込まれました。

博物館法の改正とICOM新定義策定という大きな転機を受け、文化庁では、より一層の博物館の振興を図るため、改正博物館法の概要や博物館についての情報をまとめた「博物館総合サイト」を令和4年12月に開設し、博物館と法制度が広く一般に親しまれるようプロモーション活動を展開しています。また、技術進歩、災害の多発、学びの多様化など、様々な側面から博物館資料のデジタル・アーカイブ化やDXによる業務効率化が求められており、これを推進するため「博物館DXに関する検討会議」を設置し、当該議論を進めて

います。

#### ② 国立美術館・博物館における取組

##### i) (独) 国立美術館について

独立行政法人国立美術館は、6館(東京国立近代美術館(本館・国立工芸館)、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館)が、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力し、国民のニーズや研究成果を踏まえ、魅力ある質の高い所蔵作品展、企画展及び企画上映を実施しています。また、美術作品の収集・保管、教育普及活動やこれらに関する調査研究等を通じ、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員等の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行っています。令和5年3月に国立アトリサーチセンターを設置し、「アートをつなげる、深める、広げる」をミッションに、専門領域の調査研究にとどまらず、情報収集と国内外への発信、コレクションの活用促進、展示室を活用して教員と学芸員が鑑賞教育について学ぶ指導者研修などラーニングの拡充、アーティストの支援などに取り組みます。

##### ii) (独) 国立文化財機構について

独立行政法人国立文化財機構は、国立博物館5館(東京・京都・奈良・九州国立博物館及び皇居三の丸尚蔵館)を設置し、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた8施設において文化財の調査・研究などを行っています。また、本部に設置された文化財活用センターでは、企業と連携して文化財の複製品やVR等の先端技術を用いた体験プログラムの開発等の取組を通じて、日本の歴史や伝統文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。同じく本部に設置された文化財防災センターでは、文化財の防災・救援のため、地方公共団体や関係団体との連携・協力体制を構築するとともに、災害時ガイドライン等の整備や救援及び収蔵・展示における技術開発、普及啓発事

業等を通して、文化財の災害対応のみならず、防災、減災にも取り組んでいます。

### iii) (独) 国立科学博物館について

独立行政法人国立科学博物館は、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史・科学技術史に関する調査・研究、ナショナルコレクションとしての標本・資料の収集・保管・活用を行うとともに、それらの成果を活かした展示や学習支援活動を行っています。上野地区（上野本館）、筑波地区（筑波実験植物園、筑波研究施設）、白金台地区（附属自然教育園）の3地区で活動を展開し、国民の自然科学や科学技術に関する理解の増進に努めています。

令和5年度は、研究者による研究活動や展示を解説する動画の公開や各SNSによるタイムリーな情報発信を行うとともに、学校と博物館の連携を強化するために、地域博物館と連携協働した「教員のための博物館の日」に関する事業を昨年度に引き続き実施します。

### iv) 文化庁国立近現代建築資料館について

文化庁国立近現代建築資料館では、我が国の重要な近現代建築資料の劣化、散逸、海外流出を防止するため、所在情報等の調査、資料の収集・保管及び調査研究を行っています。あわせて、年2回の展覧会を通じて、我が国の建築文化に対する国民への理解増進を図っています。（詳細は、こちらを御覧ください。<https://nama.bunka.go.jp/>）

## (2) 劇場・音楽堂等の振興

### ① 劇場・音楽堂等の活性化

劇場・音楽堂等は文化芸術を継承・創造・発信する場であるとともに、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育む地域の文化拠点です。文化庁としては、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月公布・施行）」を踏まえ、我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業やバリアフリー・多言語対応の整備を支援することで、

劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信を牽引することを目指しています。

### ② 国立の劇場における取組

国立劇場（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわ）は、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、文楽、能楽、大衆芸能、組踊などの伝統芸能を、各種の演出や技法を尊重しながら、できる限り古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供しています。また、伝統芸能の伝承者養成や調査研究等の事業を実施しています。老朽化が進んでいた初代国立劇場及び初代国立演芸場について、令和5年10月末をもって閉場し、他劇場にて主催公演を行いながら、伝統芸能の中核拠点・文化観光拠点として機能強化を図るべく、令和12年度以降の再開場を目指して再整備に向けた取組を進めています。

新国立劇場は、現代舞台芸術の振興と普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、ダンス、演劇などの自主制作の公演を行い、国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、現代舞台芸術の実演家等の研修や調査研究等の事業を実施しています。これらの劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行っており、舞台芸術を振興する多様な活動を展開しています。

## 3 文化財の保存と継承

### (1) 文化財保護を巡る近年の動向

文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、令和4年度から「文化財の匠プロジェクト」（令和3年12月文部科学大臣決定）に基づき、修理技術者、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と計画的な保存・継承の取組を推進しています。

また、「文化財の匠プロジェクト」については、文化

審議会から、本プロジェクトの充実を含む「持続可能な文化財の保存と活用のための方策について」答申があったことを踏まえ、令和4年12月に改正し、内容の充実を図ったところです。

重点的な取組内容として追加した点は、

- ①文化財修理に不可欠な原材料について、リスト化・公表し、生産支援を通じて安定供給につなげていくことのほか、伝統的な和紙などについては文化財建造物の修理機会においても需要を創出していくこと
- ②文化財保存技術に係る人材に関して、選定保存技術の保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに、団体認定を推進すること、選定保存技術に親しみを持ってもらえる通称を付与することや、中堅・若手の技術者を対象に新たに表彰制度を創設すること
- ③適正な周期で修理するための事業規模の確保に関して、文化財類型に応じた必要な事業規模を漸次確保していくことに加えて、長期的な修理需要予測調査を実施することや、必要な事業規模・予算を確保した上で、多様な資金調達の実用も図っていくことなどとなっております。

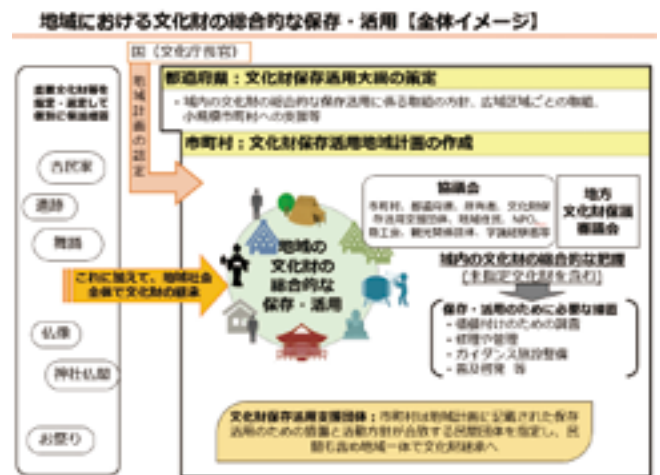
また、同プロジェクトにも記載されている「国立文化財修理センター」について、令和5年12月に基本的な考え方（基本構想）を策定するなど、設置に向けた検討を進めています。

## (2) 地域における文化財の保存・活用

平成30年の文化財保護法の一部改正により、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくため、都道府県における文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）と、市町村における文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の制度が規定されました。大綱は、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に関する総合的な施策を盛り込むものであり、令和6年3月末現在、44道府県で策定されています。市町村の地域計画は、未指定文化財を含む域内の文化財の保

存及び活用に関する基本的な方針、保存・活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載するものであり、作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件を提案できる特例があります。また、国指定等文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現在移譲されている都道府県・市のみならず認定町村でも特例的に自ら事務を実施できることとしています。令和6年3月末現在、139市町で作成され、国の認定を受けています。今後、この大綱及び地域計画の作成は多くの地方公共団体で進んでいくことが見込まれており、これらのプロセスを通じて、各地域において、貴重な地域の文化財を確実に把握し、地域において守り育てる取組が進むことが期待されます。

このような地域社会総がかりでの文化財の保存・活用の取組を促進するため、令和3年度より「地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）」を設け、地域計画等に基づき地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能の維持や、保存・活用を行う団体の取組等の支援を行う地方公共団体を後押ししています。



## (3) 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財保護法に基づき、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区

等を指定・選定し、重点的に保護するとともに、登録制度による緩やかな保護制度により、多種多様な文化財の保存・活用を図っています。さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存団体を認定しています。

また、これらの文化財について、保存と活用を図るために所有者、管理団体等が実施する事業に対して補助を行い、保存整備や活用等を引き続き推進します。

あわせて、国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要文化財等の買上げを実施するとともに、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し補助を行います。



重要無形文化財「尺八」保持者：野村峰山  
(令和4年10月31日認定)



大徳寺方丈及び玄関 屋根解体中 (写真提供：京都府)



国宝(建造物)「通潤橋」(写真提供：山都町教育委員会)(令和5年9月指定)



重要伝統的建造物群保存地区「宇和島市津島町岩松」  
(写真提供：宇和島市教育委員会)(令和5年12月選定)



史跡「十五郎穴横穴群」  
(写真提供：ひたちなか市)(令和6年2月指定)



東日本大震災や平成28年熊本地震等の大規模災害への対応として、被害を受けた国指定等文化財について、早期の保存・修復を図るため、文化財の所有者等が実施する被災文化財の復旧事業に対する指導、経費の補助など、必要な措置を講じております。

#### (4) 埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、文化財保護法に基づき、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行っています。また、令和5年度からは、労働者不足や機材の高騰を受け、毎年増加しつつある発掘調査費の縮減を図ることを目的として、様々な分野で導入されている最新技術を遺跡の把握や発掘調査に導入するために必要な調査研究を実施しています。

埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な実施に関する様々な課題に対応するため、令和4年7月に「これからの埋蔵文化財保護の在り方について」（第一次報告書）をまとめました。この中で、重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項として示した、指定相当の埋蔵文化財のリスト化については、地方公共団体と連携しつつ第2期以降のリストの作成、公表を進めます。さらに、近世・近代遺跡の取扱いについても、地方公共団体の意見聴取等を行いながら、現状を把握するとともに保護の考え方の整理を進めています。

水中に存在する埋蔵文化財（水中遺跡）については、保護の取組をより一層進めるため、地方公共団体との連携によるパイロット事業の実施を通じ、水中遺跡の保存活用を推進するためのモデル創出を行います。加えて、地域の特徴ある埋蔵文化財活用事業により、埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発や、埋蔵文化財の保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用した埋蔵文化財センター設備の整備を図ることによって、地域活性化を促進します。

#### (5) 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁

画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において令和元年度まで保存修理作業等を実施してきました。今後は、壁画の保存管理と活用を両立した新たな施設の設置に向けた準備を進めてまいります。特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、「キトラ古墳壁画体験館 四（し）神（じん）の館（やかた）」において、石室から取り外した国宝キトラ古墳壁画の保存・活用と、整備された古墳の公開を推進します。

#### (6) 世界文化遺産と無形文化遺産

我が国を代表する文化遺産を、ユネスコの世界遺産一覧表に記載し、保護することにより、我が国の文化の世界への発信や、国民の歴史と文化を尊ぶ心の涵養を図ります。令和5年1月に「佐渡島（さど）の金山」の推薦書正式版をユネスコに提出したところであり、登録に向け、引き続き取り組んでいきます。今後も、一覧表に記載された世界遺産を適切に保護するとともに、我が国の誇る貴重な文化遺産の文化的価値を発信し、世界遺産一覧表への記載を推進します。

また、ユネスコの無形文化遺産代表一覧表への記載を通じ、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組について世界に発信していくことも、国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等への貢献となり、同時に、国内外の無形文化遺産の担い手間の対話や交流を深めるきっかけとしても重要です。令和5年3月に「伝統的酒造り」の提案書をユネスコに提出しており、令和6年12月に開催される無形文化遺産保護条約政府間委員会で代表一覧表への記載の可否が審議される予定です。また、令和6年3月には新規提案として「書道」及び拡張提案として「和紙：日本の手漉和紙技術」「山・鉾・屋台行事」「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための

伝統技術」の提案書をユネスコに提出しています。

引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興するとともにユネスコ無形文化遺産への記載を推進します。

## (7) 文化財の防火対策

ノートルダム大聖堂や首里城跡における火災を受け、国宝・重要文化財の管理状況等を調査した結果、多くの施設で消火設備の老朽化による機能低下の恐れ等が明らかになりました。この調査結果を踏まえ、国宝・重要文化財（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成し、文化財の総合的な防火対策の検討・実施を促進しています。なお、令和3年12月には当該ガイドラインを反映した「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」を策定し、必要な防災施設について明示しました。

また、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」（令和元年12月23日大臣決定）を策定し、世界遺産や国宝を対象に重点的な補助を行っています。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年計画加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に文化財の防火対策及び耐震対策を盛り込み、文化財を災害から守るために欠かせない防災施設の整備等について加速化して取り組んでいます。

## 4 文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

### (1) 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向

上させる取組への支援を行っています。

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、この財源を用いて観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化庁としても、文化財をはじめとする我が国固有の文化資源に付加価値を付け、より魅力的なものにするための取組を支援し、観光インバウンドに資する文化資源を活用した観光コンテンツの磨き上げや創出を進めるとともに、日本文化の魅力を実効的にオンライン発信することで、観光振興・地域経済の活性化の好循環を促進していきます。

## 5 文化観光の推進

### (1) 文化観光推進法について

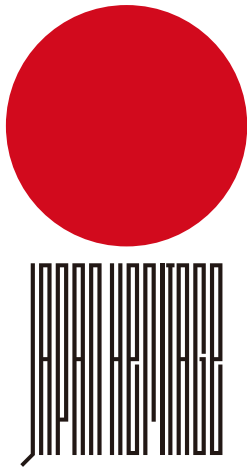
文化の振興を起点として、観光の振興及び地域の活性化の好循環を創出するためには、地域において文化の理解を深めることができる機会を拡大し、これにより国内外からの観光旅客の来訪を促進していくことが重要となっています。こうした観点から、博物館等の文化施設を拠点として、地域の文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が令和2年5月に施行されました。令和6年4月現在、本法に基づき、51件の拠点計画・地域計画を認定しており、本法を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体となった文化観光の推進を図ることとしています。

### (2) 日本遺産の魅力向上

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図る中で、情報発信や人材育成、環境整備等の取組を進めていくことが必要です。

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に、日本遺産として認定する候補となり得る地域を「候補地域」に、それぞれ認定し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を促進することにより、地域の活性化・観光振興を図ります。

令和6年4月現在、全国で104のストーリーを日本遺産に認定しており、日本遺産全体の底上げ、ブランド力の強化を図るとともに、地域の文化資源としての磨き上げを促進しています。



JAPAN HERITAGE

日本遺産

「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマーク

## 6 子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の推進

### (1) 学校における芸術教育・文化芸術活動の充実及び地域文化クラブ活動の環境整備

#### ① 学習指導要領の趣旨を踏まえた学校芸術教育の充実

音楽を担当する指導主事等に対し、学習指導要領に基づいた我が国の伝統音楽の指導に係る研修である伝統音楽指導者研修会に加え、小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員等に対し、学習指導要領の

趣旨を踏まえた実践的な研修会を実施し、学校における芸術教育の充実を図っています。

#### ② 子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的として、小学校・中学校等において、文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少数人数の芸術家を派遣し、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を含めた質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保を図っています。

また、劇場・音楽堂等で子供たちが本格的な舞台芸術に触れる機会を創出するため、18歳以下の子供に無料で鑑賞機会を提供する舞台公演への支援を行っています。

#### ③ 文化部活動及び地域文化クラブ活動の環境整備のための取組

生徒のバランスの取れた生活や学校の働き方改革の観点から平成30年12月に策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう、地方公共団体、教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めており、更に、令和4年12月には、公立の中学校の生徒を主な対象とした学校部活動の地域連携や地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行に向けた取組を進めるため、文化部活動と運動部活動のガイドラインを統合したうえで全面的に改定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

ガイドラインでは、少子化が進む中でも、子供たちが将来にわたり継続して文化芸術活動に親しめる機会を確保できるよう、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしています。そのた

め、令和5年度には、県立学校を含む97市区町村において文化部活動の地域移行に向けた体制構築や環境整備を行うための実証事業を実施しており、令和6年度には、実証事業の拡充による全国的な取組の推進に加え、重点地域における政策課題への対応や課題の整理・検証などにより、新たな課題への対応や事業成果の更なる普及を図ります。

また、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から続く我が国最大規模の高校生の文化の祭典として、「全国高等学校総合文化祭」を開催しています。第48回となる令和6年度は、「集え青き春 漕ぎ出せ知の筏 水面煌めく清流の国へ」を大会テーマとして、岐阜県において開催されます。

この大会において、演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門で優秀な成績を収めた高校等が、東京の劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に開催するほか、我が国の伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露し、交流する場となる全国高校生伝統文化フェスティバルを京都で開催しています。



清流の国ぎふ総文2024 マスコットキャラクター ミナモ

## (2) 地域における子供たちの文化芸術活動の推進

子供たちに、茶道、華道、和装、囲碁、将棋などの伝統文化や生活文化等を計画的・継続的に体験・修得

できる機会を地域偏在を解消しつつ提供します。将来にわたり子供たちが文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保することにより、伝統文化等を確実に継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ります。

## 7 文化芸術の創造的循環の創出とグローバル展開の加速

国・地方公共団体・企業・個人が文化への戦略的投資を拡大し、文化を起点に産業等他分野と連携し、創出された新たな価値が文化に再投資され、持続的に発展する「文化と経済の好循環」を目指し、平成29年12月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略推進のための主要施策の内容や目標等を明らかにした「文化経済戦略アクションプラン」を平成30年8月に策定し、関係府省庁と緊密に連携しながら文化経済戦略を推進します。

### (1) 芸術家等の活動基盤強化

文化芸術の担い手は小規模な団体やフリーランス等で活動する者が多く、立場の弱さや不安定さに起因して不利益が生じたり、活動継続が困難になったりするなどの課題が存在しています。その担い手である芸術家等が持続可能な形で文化芸術活動を継続できるよう、適正な契約関係構築の推進や、活動環境改善のための必要な取組の実施等、活動基盤の強化の取組を推進します。

### (2) 文化芸術エコシステムの形成促進

文化芸術組織の自律的・持続的な成長の促進に資する伴走型支援等の適切な支援方法の検証を推進します。

我が国における文化芸術活動を振興するために、日本作家及び現代日本アートの国際的な評価を高め、世界のアート市場規模に比して小規模にとどまっている我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成します。

### (3) 文化芸術のグローバル展開の推進

日本文化を戦略的に発信し、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、トップレベルのアーティスト等を発掘しグローバルに活躍するための総合的な支援、国内外で開催する国際共同製作による公演等への支援、新進の芸術家等を対象とした研修や公演・展示会等への参加・実施に対する支援、活字コンテンツ、映画等の海外展開に対する支援などを行います。また、「国際文化交流に祭典の実施の推進に関する法律」に基づき、平成31年3月に閣議決定された「国際文化交流の祭典の推進に関する基本計画」を踏まえ、日本で行われる世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。併せて、我が国をアートの国際発信拠点とする取組として、国際的なアートフェア誘致を目指した我が国のアートシーンの国際発信や国際的なイベントにおけるアートの国際発信等を推進します。

### (4) 国際文化交流・協力の推進

日中韓やASEAN+3といった枠組での文化に関する国際的な閣僚級会合への積極的な参加を通じて、国際文化交流・協力の推進と文化面での日本のプレゼンス向上を目指します。特に日中韓文化大臣会合の下では、3か国から毎年都市を選定し、様々な文化芸術イベントを通じて都市間で交流を行う「東アジア文化都市」事業等の実施を通じて、東アジア諸国との交流の拡大に努めます。

また、我が国の技術や知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地の文化遺産の保護に貢献します。



写真①: 第14回日中韓文化大臣会合(2023)



写真②: アルメニア共和国における文化遺産保護のための人材育成拠点交流事業(写真提供:佐賀大学)

### (5) 「日本博 2.0」の推進について

「日本博 2.0」は、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)に向けて、最高峰の文化資源を磨き上げるとともに、戦略的なプロモーションを推進し、年間を通じてインバウンド需要に的確に 대응するために展開するプロジェクトです。これらの実施を通じて、訪日機運の醸成と万博から現地への誘客を図っていきます。

### (6) 興行入場券の適正な流通の確保

近年、興行入場券の高額転売が社会問題となっていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が平成30年12月に成立し、令和元年6月14日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。

## 8 舞台芸術活動等の推進

### (1) 舞台芸術等の創造活動への効果的な支援

我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対して優れた舞台芸術の鑑賞機会を提

供するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった公演活動について支援を行っています。また、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信するための取組に対して支援を行うことで、国際発信力を強化し、国際文化交流を推進しています。このほか、「文化庁芸術祭」を毎年秋に開催しています。

さらに、次代の文化芸術を担う新進芸術家等に対し高度な技術・知識を習得させるための事業や大学の有する資源を積極的に活用し、アートマネジメント人材や新進芸術家等を育成する事業のほか、若手芸術家が海外での実践的な研修に従事する機会を提供する等の人材育成に取り組んでいます。



文化庁芸術祭オープニング・オペラ公演  
「修道女アンジェリカ／子どもと魔法」

## 9 メディア芸術の振興

### (1) アニメーション・漫画などの メディア芸術の振興

我が国のアニメーション、マンガ、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術は、その作品を通じて広く国民に親しまれるとともに、海外で高く評価され、我が国への理解や関心を高めています。

これらのメディア芸術を一層振興するため、創作活動への支援、人材育成などに重点を置いて、施策の充

実を図ります。

具体的には、我が国のメディア芸術分野における優秀な若手クリエイターやアニメーターの育成支援等を通じ次世代を担う人材の育成や水準の向上に努めているほか、メディア芸術作品の収集・保存・活用の取組を推進しています。

### (2) 日本映画の振興

映画は、演劇や音楽、美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着している、国民的な芸術文化です。

文化庁では日本映画の振興のため、優れた日本映画の製作支援等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人材育成を行っています。

## 10 生活文化等の振興と保護

### (1) 生活文化等の振興と保護

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、また、それを支えるものとして機能しています。和装や茶道、食文化など外国人がイメージする日本文化として我が国の魅力を高めるとともに、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、これら生活文化の振興と保護を図るため、生活文化の各分野についての実態調査等を行っています。

令和6年度はこれらの調査をさらに進めつつ、令和3年の文化財保護法改正により創設された無形の文化財の登録制度を活用し、生活文化分野の認知向上や普及啓発等に取り組むとともに、分野の活性化や新たな需要創出等に向けた事業を実施していきます。

## (2) 食文化の振興・普及

南北に長く四季があり、海に囲まれている日本には、諸外国の文化を巧みに受け入れながら、豊かな風土や人びとの精神性、歴史に根差した多様な食文化が存在しています。文化庁では、このような日本の食文化を次の世代へ継承するために、文化財保護法に基づく保護を進めるとともに、各地の食文化振興の取組に対する支援や、食文化振興の機運醸成に向けた情報発信等を行っています。

令和6年度は、引き続き、これらの取組を進めるとともに、「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成等を通じ、国内外に食文化の魅力を発信していきます。

活動に触れる機会の醸成に取り組んでまいります。



令和5年度「CONNECT⇄」より「うずうず広場」

## (2) アイヌ文化の振興

令和2年7月、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、「アヌココロ アイヌ イコロマケナル（国立アイヌ民族博物館）」を中核施設とする「ウアイヌココタン（民族共生象徴空間）」（愛称：ウポポイ）が北海道白老町に開業しました。

国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした我が国初の国立博物館であり、「私たちのことば」など「私たちの」で始まる六つのテーマで、アイヌの人々の視点から紹介する基本展示をはじめ、体験キットを手にとって理解を深める探究展示“テンパテンパ※”、高精細の映像が楽しめるシアター、テーマ展示や特別展示等を通して、アイヌの歴史や文化を総合的・一体的に紹介しています。

また、アイヌ語の振興の観点から、館内ではアイヌ語を第一言語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用するとともに、最大8言語にも対応しています。（詳細はこちらを御覧ください。<https://nam.go.jp/>）  
※テンパテンパとは、「触ってね」という意味のアイヌ語）

# 11 文化芸術による共生社会の実現

## (1) 障害者等による文化芸術活動の推進

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく国の第2期基本計画（令和5年3月策定）に則り障害者の文化芸術活動の推進に関する施策に総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

具体的には、障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表の機会の確保、作品等の評価を向上する取組のほか、文化芸術へのアクセス改善、支援人材の育成、鑑賞に配慮した取組や利用しやすい環境づくりに係る研修や地方自治体に対する支援、助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリー字幕・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等を推進していきます。

さらに、国立美術館・博物館で、障害者手帳を持つ人について展示会の入場料を無料としているほか、令和6年度の税制改正において、バリアフリー改修を行う劇場・音楽堂等に対する税制上の特例措置を延長しています。こうした取組を通じて、あらゆる人が文化芸術



国立アイヌ民族博物館

### (3) 多様な文化を生かした地域づくり

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援し、国全体が活性化するための基盤づくりや、地方公共団体が主体となって、地域住民やアーティスト、地域の芸・産学官と共に実施する地域の文化芸術資源を活用した文化芸術創造拠点形成に向けた総合的な取組を支援しています。

また、アーティストの創造力を活用した特色ある地域活性化を図るため、文化芸術団体等が国内外のアーティストを招へいして実施する、地域住民等と協働した創作や研究・調査、発信に係る地域滞在型の取組について支援しています。

国民文化祭は、地域の文化資源等の特色を生かし、一層の地域の文化の振興に寄与するため、観光をはじめとした様々な施策と有機的に連携した文化の祭典であり、文化庁と都道府県等との共催により昭和61年度から開催しています。

令和6年度は、「ともに・つなぐ・みらいへ ～ 清流文化の創造～」をキャッチフレーズに、「第39回国民文化祭」が10月から岐阜県において開催されます。



「清流の国ぎふ」文化祭2024 マスコットキャラクター ミナモ

## 12 社会の変化に対応した 国語に関する施策の推進

### (1) 国語施策の推進

国語に関する問題は、文化審議会国語分科会（前身

は国語審議会）が中心となって検討を行い、様々な改善を図っています。具体的には、一般の社会生活での国語の使用に関する目安又はよりどころとして、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを制定してきました。最近では令和3年3月に、「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」と「「障害」の表記に関する国語分科会の考え方」を公表しました。このうち、公用文に関する報告に基づき、令和4年1月に文化審議会から文部科学大臣に対し「公用文作成の考え方」が建議されました。この建議については、同月に閣議での報告を経て、内閣官房長官から各国务大臣に宛てて、周知依頼の通知が出されています。

<参考：「公用文作成の考え方」（文化庁 HP）>

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/93657201.html>

令和4年度には、今後検討すべき国語施策上の問題を整理するとともに、急ぎ取り組むべき課題としてローマ字のつづり方に関する問題の審議を始めました。これを受け、令和5年度にはローマ字のつづり方に関する審議が本格化しています。令和6年度も、社会の実態や国民の意識を調査し把握しながら、引き続き検討することとしています。

また、毎年実施しているものとして、最新の施策について周知・協議する「国語問題研究協議会」、人々の国語に関する意識を調査する「国語に関する世論調査」があります。加えて、令和5年度からは、国語に関する問題や考えを直接国民から聴取する「国語課題懇談会」を新たに開始しました。これらは、人々の国語に対する関心と理解を深めることを目的としたもので、令和6年度も実施します。このほか、文化庁ウェブサイトでも、国語に関する情報の充実を図ってきました。「国語施策情報」で過去からの現在までの資料等を閲覧できるようにするとともに、動画集として「国語施策の紹介」「敬語おもしろ相談室」「ことば食堂へようこそ!」を公開しています。令和6年度からの新規の取組として、言葉に関する疑問を感じたときに参考にいただけるページの作成、公開を予定しています。



さらに、平成 21 年2月にユネスコが消滅の危機にある言語として発表した、国内のアイヌ語など八つの言語・方言、加えて東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の保存・継承のための調査研究や取組支援を行っています。令和6年度も引き続き、調査データが不十分な地域の方言調査や調査成果の還元をはじめ、危機言語・方言を抱える地域相互と研究者の連携を図るための協議会や危機言語・方言の状況とそれらの価値を認識する場としてのサミットの開催、アイヌ語アナログ資料のデジタル化やアーカイブ作成支援、民族共生象徴空間でのアイヌ語体験プログラムの更新を進めていきます。

そして、令和6年度からは新たに、国立国語研究所の「現代日本語書き言葉均衡コーパス」のデータを5年計画で現在の1億語規模から2億語規模に拡充する取組と、方言や言語の違いを超えて音声認識ができるシステム開発の可能性を検証する取組を予定しています。

な改正内容は以下の3点です。

**i 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設等**

過去の作品や一般の方が創作したコンテンツ等の円滑な利用を図るため、集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物等について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、時限的な利用を可能とするとともに、手続の簡素化・迅速化を実現すべく、新制度の手続の事務を文化庁長官による登録や指定を受けた民間機関が担うことができるようにするものです。



**13 新しい時代に対応した著作権施策の展開**

**(1) 令和5年著作権法改正について**

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しており、時代のニーズに対応した制度や環境整備が求められています。

文化審議会では、令和3年7月、文部科学大臣から「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問されたことを受け、2年間にわたり審議を行い、令和5年2月に第一次答申を取りまとめました。

【参考】文化審議会答申

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/93834701\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/93834701_01.pdf)

また、同答申に示された簡素で一元的な権利処理方針と対価還元に関する法制化の考え方等に基づいた改正著作権法が令和5年5月に成立・公布されました。主

文化庁においては、答申の方向性を踏まえて、制度の着実な実施に向けた準備を進めるとともに、著作物の権利情報をより円滑に把握できるよう、分野横断権利情報検索システムの構築に向けた検討、周知・啓発などの関連する施策に取り組んでいます。

**ii 立法・行政における著作物等の公衆送信を可能とする措置**

立法・行政のデジタル化への対応を進めるべく、著作物等について、著作権者等の許諾なく、立法・行政のための内部資料として必要な公衆送信等を可能とするとともに、特許審査等の行政手続や行政審判手続についても、公衆送信等を可能とするものです。

**iii 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償の算定方法の見直し**

海賊版サイトによる被害が深刻化するなか、損害賠償請求に関して、十分な賠償額が認められず、いわゆる「侵害し得」となりやすい状況であったことを踏まえ、著作権法における損害賠償の算定方法を見直すものです。

なお、上記iの改正事項は公布日から3年を超えない

範囲内で政令で定める日から施行されることとなっております。iiおよびiiiについては、令和6年1月1日に施行されております。

## (2) AI と著作権について

昨今のAIの急速な発展により、AIを利用したコンテンツの生成などが可能になってきました。このようなAIについては、社会変革に期待する声と、その利用に伴うリスクを懸念する声があります。こうした懸念やリスクに対応するため、G7における「広島AIプロセス」や、政府の有識者会議である「AI戦略会議」等において、国外・国内を問わず議論が進められてきました。

AIと著作権の関係においても、AIを適切に活用していくべきという声がある一方で、著作権が侵害される懸念があるといった声もあります。そのため、文化審議会においては、クリエイターの懸念の払拭し、AIサービス事業者やAIサービス利用者の侵害リスクを最小化できるよう、AIと著作権に関する考え方を明らかにすべく議論を行ってきました。特に、著作権法の規定により、著作権者の許諾なくAI学習に著作物等が利用できるのはどのような場合かということや、どのような場合に、AI生成物の生成・利用が著作権侵害となるかといったことについて、文化審議会の議論を経て、現時点の考え方を明らかにした「AIと著作権に関する考え方について」を取りまとめたところです。

文化庁としては、引き続き、生成AIに関する技術の進展や諸外国の動向も注視しつつ、こうした審議会の議論の成果を踏まえ、AIと著作権の関係についての考え方を理解していただけるよう、広く周知・啓発に取り組む予定です。

なお、教育機関向けには、令和5年7月に作成された「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」において、著作権保護の観点から各学校でのAI生成物の利用に関する基本的な考え方や生成AIを利用する際の留意点について記載しておりますので、指導に当たりご活用いただきたいと思います。

【参考】初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20230710-mxt\\_shuukyo02-000030823\\_003.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20230710-mxt_shuukyo02-000030823_003.pdf)

## (3) 海賊版対策について

近年のデジタルコンテンツの需要の高まりと相まって、海賊版の被害状況は過去最悪の状況となっております。

政府は、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、令和元年10月、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を作成しました。その後、令和3年4月、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法の成立・施行など各取組の進捗を踏まえて更新され、政府一丸となって実効性のある取組を進めています。

文化庁においては、国内外における著作権保護の実効性を高めるため、海外の著作権制度の整備支援、権利行使の強化、普及啓発等の取組を進めているところです。

また、文化庁では令和4年度に、高等学校を対象とした海賊版対策に係る普及教材「みんなで考えよう!著作権と海賊版」を作成し、「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」に掲載しています。著作権侵害や海賊版の問題について分かりやすく学べる教材となっておりますので、教育現場の皆様におかれましても指導にあたり是非ご活用いただきたいと思います。

【参考】インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト 教材ページ

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/teachingMaterials.html>

海賊版の被害は、日々変化してきており、継続した取組が不可欠です。今後も被害状況を踏まえつつ、必要な取組を適切に行います。

また、「海賊版は利用しない」という意識を共有することも効果的な対策です。教育現場の皆様におかれましても、海賊版ではなく正規版でコンテンツを楽しむよ

うご指導いただくようお願いいたします。

#### (4) 著作権に関する普及啓発について

デジタル社会の到来により、「著作権」は全ての国民に関係する身近な権利となり、誰もが著作権に関する知識を身につけておくべき状況となっています。特に、小学校や中学校、高等学校の学習指導要領では、音楽、美術、情報などの教科において著作権や知的財産権を学ぶことが触れられており、指導に当たる教員は、著作権に関する正しい知識を習得する必要があります。文化庁では、教職員・情報通信技術支援員（ICT 支援員）を対象とした著作権講習会をオンライン形式で開催しており、教育機関において関係する条文や授業目的の公衆送信補償金制度について解説するとともに、実際の指導に役立つ実践事例なども紹介しています。

また、文化庁ホームページでは、著作権に関する学習教材を公開しています。指導に当たりご活用いただきたいと思えます。

【参考】著作権に関する教材、資料等

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

を実施し、『宗教年鑑』として発行するほか、宗教に関する資料の収集を行っています。

#### (2) 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすおそれがあり、ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、またこれらの方法で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。

## 14 宗教法人制度と宗務行政

我が国には、多種多様な宗教団体が存在しており、それらの多くは宗教法人法に基づく宗教法人です。文化庁では、宗教法人制度を円滑に進めるため、次のとおり様々な取組を行っています。

#### (1) 宗教法人の管理運営の推進

文化庁は、都道府県の宗務行政に対する助言や、都道府県事務担当者研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」

# 研修主事研修

～学び合い文化の醸成・協働的な職場環境づくりの担い手として～

## はじめに

岐阜県では、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて、関係規則の一部を改正し、令和5年度から、全校種、各学校（校舎別、課程別）に主任手当のある「研修主事」を置くこととした。各教職員が安心して学びに打ち込めるよう、校長のリーダーシップの下で、全校的な学び合い文化の醸成と協働的な職場環境づくりを目指している。併せて、岐阜県教員委員会にて校内研修活性化の手立てを学び合う「研修主事研修」を新設し、研修主事を中心とした校内研修推進体制を支援している。なお、研修主事の人数は、小学校・中学校・義務教育学校（以下、「小中義」という）では525人、高等学校・特別支援学校（以下、「高特」という）では100人になる。

## 1. 研修主事研修

各学校に新たに位置付けた「研修主事」を中心とした校内研修推進体制を支援するため、年2回、4月と10月に、「研修主事研修」(悉皆)として小中義は半日のオンライン型の研修を、高特は終日の集合型の研修をそれぞれ実施した。

### (1) 校内研修の手引き

研修主事研修の研修資料として「校内研修の手引き」(全21ページの冊子)を作成するとともに1回目の研修主事研修で配付し、その後、岐阜県総合教育センターの研修申込システムを通してダウンロードできるようにしている。手引きは、「校内研修の重要性」「校内研修の推進体制」(図1)「校内研修の企画・運営・評価、研修の

### 新たな教師の学びの姿の実現のための研修推進体制

～校内での学び合いの活性化に向けて～【高特】(イメージ)

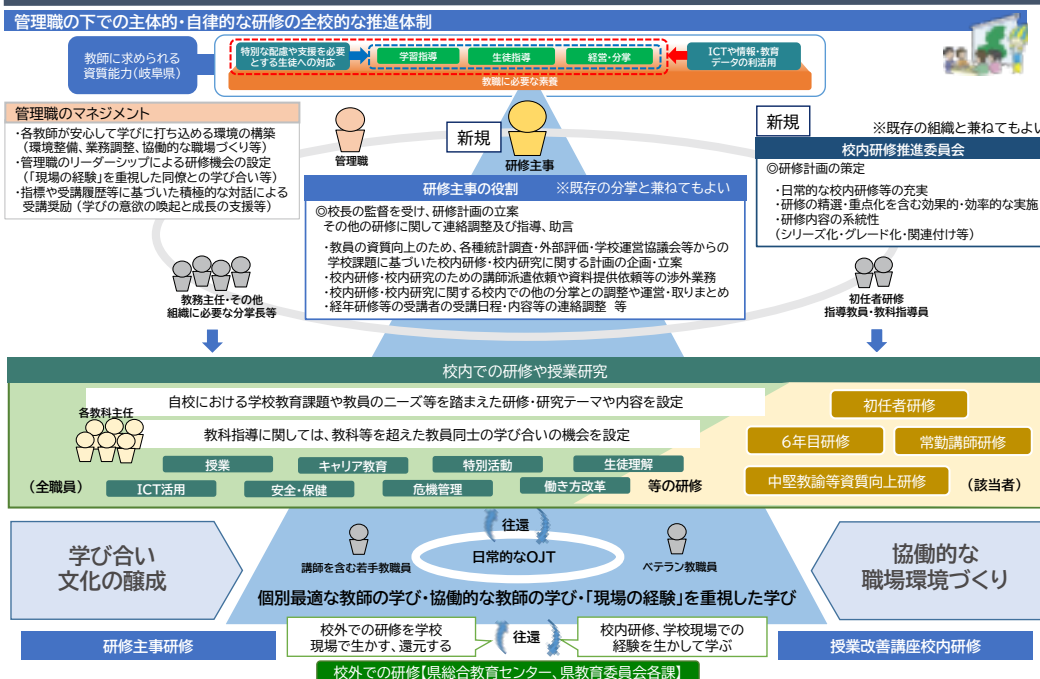


図1

具体例「校内研修Q&A」「参考資料等」で構成し、研修主事が校内研修推進のために活用できるようにした。

以下に、集合型の研修として実施した高特の研修主事研修について紹介する。

## (2) 研修主事研修 1回目 (4月)

1回目の研修のねらいは、次の2つである。

- ・ 研修主事として、研修主事の役割についての理解を図る。
- ・ 教職員の資質向上や学校課題への対応に向けた校内研修や日常的な校内での学びの活性化を図る。

1回目の研修日程は次のようであった(表1)。研修を進めるに当たっては、様々な地区や校種の方が交流できるよう、ランダムに決めた6人を1グループとした。各グループでは、最初に「となりのとなりしりとり自己紹介」というアイスブレイクの活動を行った。

1	講話	「研修主事の職務と求められていること」	教育研修課長 20分
2	講話	「総合教育センター研修講座及び校内研修の推進について」	研修企画係長 20分
3	グループ協議Ⅰ	「今年度の校内研修の取組について」	60分
4	ワークショップ	「研修主事を核とした校内の学び合いの活性化に向けて」	90分
5	グループ協議Ⅱ	「校内研修の活性化について」	30分
6	全体会	研修の振り返り	30分

表1

その後グループ協議Ⅰでは、事前に提出された研修計画書(図2)を参考にしながら、勤務校の現状や課題、1年分の研修計画をどのように立案し、実施する予定か、また、研修主事の悩みなども率直に話していただいた。同じ職務の者同士、すぐに打ち解け、前例のない研修主事として職務を遂行する不安や、戸惑いを共感し合っていた。

ワークショップでは、「研修を充実させるための工夫や改善のアイデア」について協議し、最後には、リ

## ワークショップの方法

- ① 1枚のカードに1つずつ異なるアイデアを一人5枚書く。
- ② そのカードをよくシャッフルし、トランプのように他のグループメンバーに5枚ずつ配る。
- ③ 配られたカードをよく読んで、書いた人の気持ちを考える。
- ④ 自分が一番興味・関心を持ったカードについて、グループ内で順番に発表する。
- ⑤ そのカードを分類していき、カテゴリのタイトルをつけ、グループの意見をホワイトボードにまとめる。
- ⑥ グループのアイデアをギャラリーウォークで気ままに見て歩いて回り、近くにいる人と対話し、交流を深める。

個人  
追  
究

協  
働

フレクシオンシートを用いて、個人で振り返りを行った。これからの校内研修について、カードを使用し、ゲーム感覚で楽しみながら考えることができた。また、ギャラリーウォークでは、他グループのアイデアを最後まで熱心に見て回っていた。

グループ協議Ⅱでは、個人の振り返りを共有し、グループ内でお勧めの研修を「推しの研修」(写真1)として1つ選び、全体会で発表した。

研修後のアンケートによると、この日の研修を通して、新たな気づきや参考になったこととして、「どの先生も初めての試みで、非常に苦慮されていることが分かった。悩んでいるのは自分だけでないことが分かっただけでも救われた」「研修はいつでもできること」「研修の持ち方など色々なアイデアをいただいた。研修主事が主導して校内全体に研修するだけでなく、先生方の学びをサポートすることが大事だということが分かった」「堅く考えて構えていたが、少し気持ちが楽になった」等があった。

(別紙様式)

### 令和5年度 校内研修計画書

学校番号	30	学校名	[ ] 高等学校	校長名	[ ]
				研修主事名	教諭 [ ]
			研修主事の分掌等	教務部所属 2年生正担任	

**1 校内研修の主題**

自校の課題	普通科、専門学科を有する本校では、多様な取組の「質」を支える教員同士の学び合いの雰囲気醸成とさらなるコミュニケーションの円滑化が課題
目標の領域 学校のニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学習指導 ■ 経営・分掌 ■ ICT</li> <li>■ 生徒指導 ■ 特別支援 ■ その他 (複数選択可)</li> </ul>
校内研修の目標	校内研修をきっかけとした教員同士のコミュニケーション機会を向上させることで、力量向上体制構築と目の教育活動の「質」を高めていく。
目標設定の理由	多忙な職場環境、働き方改革及びコロナ禍の状況が継続して学校現場では、教員同士の繋がり希薄化が大きな課題。(教員の精神的な孤立化(退職等)、若手教員への伝承不足、未来志向の考え方が育みにくい等)

**2 令和4年度校内研修実施報告書の2(3)次年度の校内研修に向けて**

- ・本校の課題に応じた研修、職員からの要望に対応した研修を計画的に設定。
- ・教科別の授業研究会だけでなく、キャリア教育におけるノウハウの継承や学校行事の再開に向けて、教員同士で学び合う機会の設定。
- ・多様性と包摂性に対応するための生徒理解に関する研修の設定。
- ・ICTを活用した働き方を見直し、効果的な教育活動の研究を継続。

**3 令和5年度の校内研修の年間研修計画 (学校独自の別様式でも可)**

1 全体像 ( [ ] 高校の校内研修の活性化図)

**2 校内で教員同士のコミュニケーションの機会を増やすことで、教育活動の「質」を高めていく取組 (4月～5月準備、6月～取組開始予定)**

- 1 職員会議研修 (全体職員、約30分の取組)
- 2 オリジナル研修 (参観職員、放課後、2週間に1回程度、約45分)
- 3 メンター・プログラム研修 (参観職員同士、1カ月に1回30分程度)
- 4 軌道定での会話 (研修) (上記1～3の取組等をきっかけに活性化)
- 5 学校内外での雑談 (研修) (上記1～4の取組等をきっかけに活性化)

**3 期待される成果**

- ・教員個々の研修課題の発見、その意識の向上。
- ・教員同士の学び合いの土壌をさらに実現。
- ・若手中間教員の悩みや課題に対する対応、課題解決体制の構築。
- ・ベテラン教員の指導実力の可視化とその貴重な活用 (校内ならではの課題解決)
- ・校内コミュニケーション機会の向上により、風通しの良い職場環境作りにも寄与。

**4 研修コンテンツの開発及び運用**

研修主事が研修コンテンツを開発、各企画委員会で提案、職員会議に周知を図り、実施。

※以下は研修コンテンツのイメージ例

#### オリジナル研修 (新規)

①教育の本質、回っている研修 (全体向け) → 誰もが本当に回っていること

②生涯と目の目標設定の働き方研修 (全体向け) → 何事も教育活動の原点は目標設定

③地味研修 (若手向け) → いきなり恐ろしいのではなく、段階を歩いていく方法等

④課題の深層研修 (全体向け) → 単に「1」研修に頼りすぎないこと

⑤「匠」研修 (若手向け) → 校内で働く数少ない師匠ができる先生からの講話・体験等

⑥校内の指導実力を明らかにする研修 (全体向け) → 自己では分からない先生の強み

⑦目の教育の方向性を知る研修 (全体向け) → 一部教科学習資料等を参考に

⑧現場環境を良くする研修 (全体向け) → 同僚と話し合いますが、支っていますか

⑨社会人研修 (若手向け) → 競技である前に、一生懸命にすることが必要

⑩ドムスター研修 (若手、中堅向け) → これからの学校を担う人への伝承・刺激

※5月の企画委員会及び職員会議で実施を図りたいもの。(提案予定)

職員会議研修 (7月5日(水))・・・「授業研究会」研修 (異教科、専門科版)

※教科等の枠を超えた議論に挑戦していく。

オリジナル研修 (6月9日(金))・・・①教員の本音、困っている研修

※愚直や本音に困っていること等を共感してく。

オリジナル研修 (6月30日(金))・・・②校内の「匠」研修

※校内で優れた取組、積極的な先生方の紹介

オリジナル研修 (7月14日(金))・・・③ドムスター研修

※これからの学校を担う人への伝承・刺激研修

メンター・プログラム研修 (6月～12月) (詳細は別添)

1年間のスケジュール

4月～5月 メンター・プログラムに係る企画、議論、導入案を決定

6月～12月 メンター・プログラムの運用開始

1月 メンター・プログラムに係る振り返り

(当該対象の先生方へのインタビュー及び全職員へのアンケート等の実施)

2月 令和5年度の「メンター・プログラム」のまとめ

図2

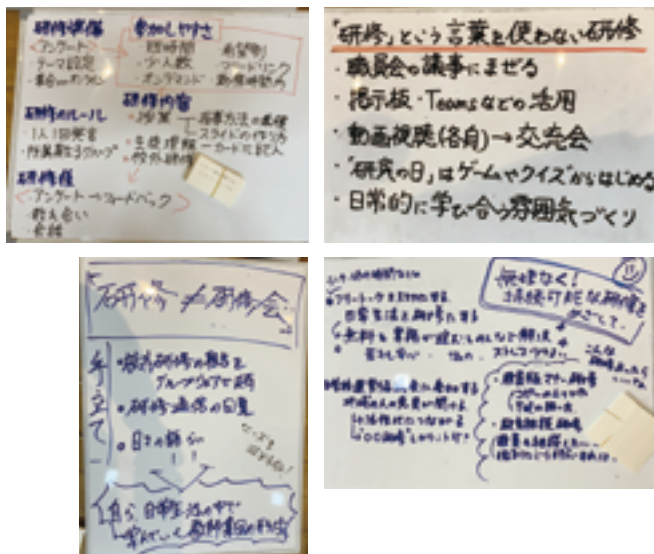


写真1

### (3) 研修主事研修 2回目 (10月)

#### ① 事前調査の実施

2回目の研修に向けて、事前調査を実施した。今年の4月以降に研修主事が主催した校内研修の回数は、5

回以上が20%、3～4回が24%、1～2回が37%、行っていないが19%であった。内容は、学習指導が一番多く、次にICT、生徒指導の順であった。効果的・効率的な校内研修にするために工夫したことは、「気軽に参加しやすく、自分の興味あるものを選んで参加できるように、短時間で任意参加できる研修会を複数回設定した」「学校のニーズを探しながら、管理職と相談して随時、実施した」、研修者から寄せられた意見としては、「いろいろ試みた」等があった一方、うまくいかなかったこととしては、「時間の確保」が多くあがった。

#### ② 当日の日程・内容

2回目の研修のねらいを「自校の校内研修の良さや課題を明らかにし、次回の校内研修で取り入れる視点を見つけることができる」とし、次のような日程で実施した(表2)。なお、グループについては、1回目の研修後に実施した評価シートでの要望も踏まえ「研修主事同士をつなぐ」という点から校種別、地区別の6人グ

1	講話	「研修主事の皆さんにお伝えしたいこと」	教育研修課長 20分
2	実践発表	・全日制普通科高校 ・全日制普通科と専門学科の併設高校 ・定時制通信制高校 ・特別支援学校	4校 15分ずつ
3	グループ協議Ⅰ	「校内研修実施報告グループ内発表」	60分
4	講話	「事前アンケート結果より」	担当者 10分
5	グループ協議Ⅱ	「学び合い文化の醸成に向けて改善すること」	40分
6	全体会	研修の振り返り	30分

表2

グループになるようにした。

実践発表（写真2）では、4校の研修主事がそれぞれの学校での取り組みをパワーポイント等で紹介した。発表内容は下記のとおりである。



写真2

**A校**：研修主事として全職員との個別インタビューを実施したり、授業を参観したりして、それぞれの先生の強みを見つけ、その分野で困っている先生方へつないだ。

**B校**：若手教員の力量向上と相談体制の充実を目指してメンター・プログラム研修を実施し、メンティーとメンターをマッチさせた。

**C校**：公開授業週間を例年よりシンプルな形態とし、ICTを活用しながら「楽に楽しく効果的に」校内研修を進めた。

**D校**：数年前から実施してきた「ちょこっと勉強会」をブラッシュアップし、学校の弱い部分に焦点を

当てた研修にしぼって実施した。

どの研修主事も教職員のニーズに基づいた校内研修をマネジメントしており、素晴らしい取り組みの紹介に皆、熱心に聞き入っていた。

グループ協議Ⅰでは、各学校の取り組みについて、校内研修実施報告書をもとにグループ内で中間報告をした。

グループ協議Ⅱでは、「学び合い文化の醸成に向けて改善すること」をテーマに、どのような研修をコーディネートするかを話し合った。まず個人でKPT法を用いて校内研修についての考えを整理し、その後グループ内で意見交換をした（写真3）。ホワイトボードや付箋を使用し、議論を深め、グループとしての具体的な解決策を「Keep」「Problem」「Try」の3つにまとめた（写真4）。

全体会では、全17グループが、今後挑戦していく3つの「Try」を発表した。



写真3

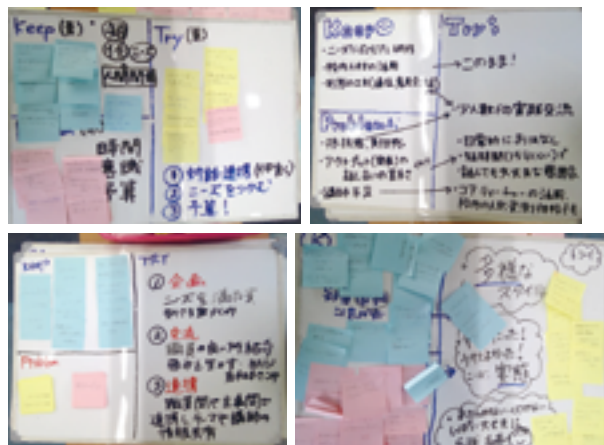


写真4

## 2. 導入後の成果と課題、今後の方向

以下に高特の研修主事研修の成果について述べる。研修後のアンケートでは、研修に参加して「十分満

足できたか(1回目→2回目)が32%→26%「そう思う」が48%→50%「わりにそう思う」が16%→23%「あまりそう思わない」が3%→1%「思わない」が1%→0%であった(図3)。

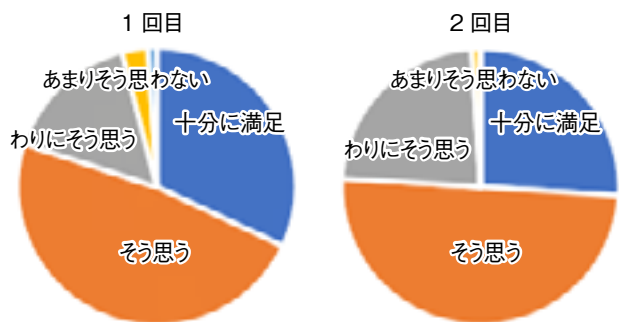


図3

研修後の具体的な声として「小中義の研修主事研修がオンラインで実施されているのであれば、高特も同様にすればよい」「他の研修主事と色々な情報交換が直接できてよかった」「これまであまり前向きには取り組めておらず悩んでいたが、実践発表を聞いて本当に学校をよくするため、生徒に還元するために、私も今一度真剣に頑張らないといけないと思えてとてもよかった」「生徒の反応や保護者の意見、教員間の情報共有や経験値の高い教員からの助言等、日常にこそ資質向上の機会があると思う。日常から学ぶ姿勢を持つことが何よりも大切だ」という雰囲気が醸成できると思う」等があった。

今後は、各学校で実施した校内研修の報告書を提出

### 【令和5年度の 高等学校の校内研修の取組】について

(1) 今年度の取組について  
4月当初の職員会議にて右図の「校内研修の活性化図」を示し、詳細な運用は6月開始を目指した。  
【校内研修の活性化図が示すもの】  
・校内の年代構成不均衡の職場、コロナ禍及び働き方改革等を踏まえ、校内教員の繋がりがやや希薄になっていないかという仮説の基、多様な校内研修の機会を提供することで、その繋がりが広がり、日常の何気ない会話も含めて、教員の力量向上に繋がらないかというもの。



(2) 代表的な研修事例4つの紹介

#### 研修事例① (職員会議研修)

今年度研修の機会をアップ!

【研修カード】 【グループ交流の事例】 【けんしゅう新聞発行】

#### 研修事例② (オリジナル研修)

校内の研修改善 実践の推進

【「区」発表会】

#### 研修事例③ (メンタープログラム研修)

さらなる教員間の力量向上を!

【メンタープログラム実施】

#### 研修事例④ (けんしゅう新聞の発行)

研修の「区」を学校中に広げる!

開催日	発行日	発行テーマ	内容
第1号	4月24日(土)	教育現場の現状	多岐にわたる、教員意識の変化等
第2号	5月11日(土)	研修実践報告	小中研修から本校教員と先生が学校、その研修能力
第3号	5月28日(土)	校内コミュニケーション	業務、抱負されてきた先生の成長等
第4号	6月4日(土)	公開授業実践の活性化	授業の思い通りの実践と授業改善
第5号	6月18日(土)	研修に活かす研修	研修実践の成果、実践の共有
第6号	7月1日(土)	教員間のつながり	公開授業の発表と発表者の向上
第7号	7月25日(土)	教員間のつながり	教員間のつながり

けんしゅう新聞の発行... 研修主事、校長、決意を交し、グループウェアで実施する。そして、少しずつ先生方の研修意識の向上が図られているという状況。

(3) 成果  
・多様な研修機会を提供し、また、研修参加者にはその都度、振り返るためのフォームズアンケートを実施することができた。また、けんしゅう新聞を1カ月に1回程度発行することもできた。先生方自身が、自己主体的な研修意識を改めて考える機会となったのではないかと。

(4) 課題  
・本校に限らず、どの学校の教員も多忙感を抱え余裕のない毎日を過ごしている。その中で納得の研修を企画、運営をいかに図れるか。研修主事のマネジメント力が問われている。しかし、研修主事自身もその事だけに捕らわれるのではなく、先生方の研修意識、ニーズを適切な形でキャッチしながら、試行錯誤の研修事例を集めていく「志」の広さも大切である。

図4



してもらい、その中から数校の報告書を県のホームページで紹介する予定である。さらに各学校には報告書の要約版（図4）も提出していただき、これについては、全ての高特の研修主事が互いに閲覧できるようにもする予定である。

2回の研修を通して、校内研修活性化のアイデアについて、参加者100人の知恵を絞ることができた。アイデアを実践し、日常的に校内研修を充実していくこと、それが教職員の資質向上につながり、ひいてはよりよい教育実践になる。研修主事の職務についての理解を深めることができたのは大きな成果である。一方、校内研修が新たな負担とならないようにするために今後も考えていく必要がある。

1回目の研修終了後には、「この通りの研修を自分の学校でもやってみる」といったうれしい声も聞かれた。従来の「研修」から脱却し、「研修観の転換」を図る探究型の研修を県としても模索していく。それに加えて研修主事の役割等についての周知が課題だと考える。教職員の理解、管理職の支援、研修主事の熱量、学校規模等、様々な実態がある中で、県内どこにおいても研修主事の孤軍奮闘のような状況にならないように支援していきたい。

## おわりに

「学び合い文化の醸成・協働的な職場環境づくり」の担い手を目指して、研修主事を全ての学校に配置して、初年度、各校において研修主事を中心に試行錯誤の校内研修に「Try」してもらった。

2回目の研修主事研修終了後に「前期において教員が自主的に、学習指導や学級経営、生徒指導などの、これまでに得た経験値を教員間で共有したり、一緒に問題解決に当たったりするところを行いましたか」というアンケートを実施した。「ほぼ毎日」を5、「週に数回程度」を4、「月に数回程度」を3、「前期に数回程度」を2、「ほとんど行わなかった」を1として回答してもらったところ、それぞれの平均値は小中義では3.49、高特では3.14、全校種では、3.44という結果となった。これは、岐阜

大学益子典文教授のご助言により、「学び合い文化の醸成」と「協働的な職場環境づくり」がどれだけ学校に根付いているのかを判断する指標として考えたアンケート項目である。この数値が5年後の令和10年には、4.5になることを目標に今後も支援していく。この目標値の設定については、「ほとんど行っていない」あるいは、「半年に数回しか行っていない」という学校においては、「月に数回程度」の実施を目指し、「週あるいは月に数回程度」と回答している学校については、「ほぼ毎日の実施」となることを目指して定めた。

研修主事の悩みは、職員の意識の問題、時間・予算の確保、研修の活用法など多岐にわたる。研修主事が、学校の先生方のニーズを探り、適切な研修を企画・運営できるように、県教育委員会としても岐阜県の学び続ける教職員を支援していきたい。

# 堺がめざす「新たな学校のあり方」

～新たな学校マネジメントモデル事業を通して～

## はじめに

Society5.0 時代や人生 100 年時代の到来、グローバル化の進展、人口減少の進行など、これからの子どもたちは VUCA（予測困難で不確実、複雑で曖昧）の時代を生きていかなければならないと言われていています。OECD Education2030 では、2030 年に子どもたちに求められる力として「新たな価値を創造する力」や「対立やジレンマに対処する力」、「責任ある行動をとる力」が示されており、VUCA の時代を生きる子どもたちに必要な力を育むため、学校教育のあり方も時代に応じて変化させていくことが求められています。本市では、「新たな学校のあり方」について議論を始め、新たな学びをめざすための学校の変革を推進する取組を進めています。

## 1. 堺市の概要

本市は、大阪府の中南部に位置する政令指定都市で、人口は約 81 万人（令和 6 年 2 月 1 日現在）、仁徳天皇陵古墳をはじめとする世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」や、中世の自由・自治都市の往時の趣を残す環濠エリア、千利休により大成された茶の湯文化、刃物・線香・自転車等の伝統産業といった豊かな歴史文化資源を有しており、中世から近代にかけては「ものの始まりなんでも堺」と言われたようにイノベーションを生み出してきた都市です。

市立の学校園については、小学校 92 校、中学校 43 校（施設一体型小中一貫校 2 校を含む）、特別支援学校 3 校（分校含む）、高等学校 1 校、幼稚園 4 園を所管しており、「ひとづくり・まなび・ゆめ」を教育理念として定め、めざす子ども像である「それぞれの世界

へはばたく“堺っ子”の育成に向けて、様々な施策を通じてその実現をめざしています。

## 2. 堺がめざす「新たな学校のあり方」

### (1) 基本的な方向性の議論

本市では、令和 3 年度から総合教育会議において、現在の教育の課題や国の動向を踏まえた「新たな学校のあり方」について議論してきました。

※総合教育会議での議論の内容については「[総合教育会議](#)」のページからご覧になれます。

詳しくはこちら→



総合教育会議では、子どもたちが生きる時代が変わるなら、当然、教育も変わらなければならず、学校教育が抱える様々な課題に対して短期的に個々に対応してだけでなく、中期的かつ総合的に学校の変革を推進し、自主性・自律性に富んだ自立した学校により子どもたちへの学びを変えていく必要がある。急激に変化する時代を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育み、子どもたちの可能性を最大限に引き出すため、これからの学校教育でめざす学びを「令和の日本型学校教育」である「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実と位置づけ、これまでの画一的な授業から脱却し、「新たな授業形態」と「進化した一斉授業」のベストミックスを図る「授業の改善」や、系統性と連続性を意識した小中一貫体制による「カリキュラムの改善」を進める。さらに、それらの改善を学校ごとに個別に進めるのではなく、中学校区の小中学校を「学校群」として捉え、学校群の教職員、施設、予算のスケール

メリットを生かした「学校群を中心としたマネジメント」を発揮することで、学校の主体的な創意工夫ある効果的な取組を推進していく。「新たな学校のあり方」は、具体的な制度設計を経て、令和7年度から実施することが、会議に参加している市長、教育長、教育委員で共有されました。



(令和3年度第3回総合教育会議から一部抜粋)

図1：これからの堺の学び

## (2) 新たな学校マネジメントモデル事業の実施

### ① モデル学校群の概要

令和7年度からの「新たな学校のあり方」の実施に向けて、各種制度の見直しの必要性や、効果的な組織体制、取組の進め方などを検討するためのモデル校を募集し、5つの中学校区をモデル学校群と決定し、令和5年度から各モデル学校群で異なる課題や特性に応じた取組を進めています。

令和6年度からは、新たに3つのモデル学校群を追加し、8つのモデル学校群で取組を実施、検証します。

開始年度	学校群(中学校区)	構成する学校
令和5年度	陵西学校群	陵西中学校、少林寺小学校、安井小学校、大仙西小学校
	旭学校群	旭中学校、神石小学校、大仙小学校
	若松台学校群	若松台中学校、上神谷小学校、若松台小学校、茶山台小学校
	三原台学校群	三原台中学校、三原台小学校、泉北高倉小学校
	五箇荘学校群	五箇荘中学校、五箇荘小学校、五箇荘東小学校、新浅香山小学校
令和6年度	月州学校群	月州中学校、三宝小学校、錦西小学校、市小学校
	八田荘学校群	八田荘中学校、八田荘小学校、八田荘西小学校
	赤坂台学校群	赤坂台中学校、赤坂台小学校、新檜尾台小学校

(令和5年度第3回総合教育会議から一部抜粋)

表2：モデル学校群一覧

### ② モデル学校群の取組検討体制の構築

各モデル学校群では、まずはじめに校長、教頭、主幹教諭等が中心となり、学校群に共通する課題を出し合い、地域の特性などを踏まえて、小中学校9年間で育成したい子どもの姿として「学校群教育目標」を設定しました。

学校群名	学校群教育目標
陵西	ちがいを認め、ともに生き、将来の夢と希望に向けて自ら学び続ける子
旭	自ら課題を見つけ、仲間とともに、未来を創り出す子
若松台	自己を高めようと努力し、自ら学び続ける子
三原台	人権意識を高く持ち、特別支援教育を通して、自己肯定感や他者への思いやりのある子
五箇荘	自ら学びに向かい、自ら取り組み、自ら表現できる子

表3：令和5年度から実施している各モデル学校群の学校群教育目標一覧

各モデル学校群では、学校群の方針等を決定する校長、教頭、主幹教諭等で構成する代表者会や、校務分掌や教科等ごとに専門部会を設置するなど、各モデル学校群の状況に応じた学校群推進組織を立ち上げ、小中学校の教職員が協働して、学校群教育目標を実現するための取組を検討・実施しています。

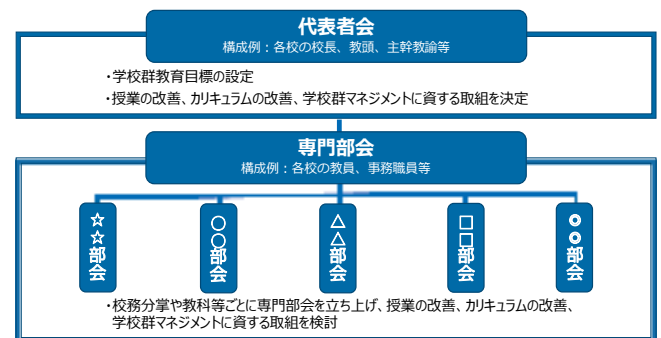


図4：学校群推進組織の一例



写真5：モデル学校群代表者会

### ③ モデル学校群の取組

各モデル学校群では、特色ある様々な取組が教職員の発意で実施されています。その取組の一部を紹介します。

#### (ア) 学校群内の小学校が共同で取り組む単元内自由進度学習（五箇荘学校群）

授業改善の取組として、学校群内3つの小学校の6年生を対象に、算数「比」の単元において、子どもが「学習計画表」を活用して、教科書、プリント、ドリルパーク（A型端末教材）、自由課題等の多様な選択肢の中から自分にあった学習方法を選択し、自分のペースで学習に取り組む「単元内自由進度学習」による授業を実施しました。

図6:学習計画表

学び方の順番やどのような教材を使って学習するかなど、自ら選んで学べるように学習計画表を作成しました。



写真7:自由課題

色水を使った発展学習コーナーの様子です。子どもたちは、単元で学んだことを活用して自由課題に挑戦しました。

#### (イ) 学校群の教職員がともに学ぶ合同研修（三原台学校群）

小中学校の9年間で子どもたちに系統性のある学習指導を行うため、これまで各校で行っていた研修を学校群合同研修とし、年間を通して小中学校3校の教職員で学び合う場を設けました。特別支援教育の視点に基づいた授業改善を進めるため、学校群内すべての教職員がUD（ユニバーサルデザイン）の視点を取り入れた授業を行うための研究授業を実施しました。教職員同士が相互に相談・連携し合える関係を築くことで、小・小



写真8:研究授業

学校群内の教職員約70人を低・中・高学年の3つのグループに分け、授業の研究を行いました。



写真9:事後検討会

学校群で育成したい子どもの姿の実現に向けてUDの視点を取り入れた授業の重要性や、各教科の9年間の系統性を意識した授業のあり方等について議論しました。

中のつながりを強固なものにし、子どもが安心して9年間を過ごせる体制づくりを進めています。

#### (ウ) 小学校連合運動会の合同練習（若松台学校群）

若松台学校群では、すべての市立小学校の6年生が一堂に会し各競技を行う小学校連合運動会に向けて、学校群内3つの小学校の6年生が中学校の運動場に集まって合同練習を行いました。3つの小学校は児童数・教職員数が少ない小規模校のため、単体の学校では各競技に分かれての練習や綱引きの練習を十分に行うことが難しいですが、学校群で一緒に練習を行うことによって、学校群内の同級生と一緒に種目別の練習を行うことができました。最後は、3校の児童代表がエール交換を行い、競技会場での再会と本番での健闘を誓い合いました。指導体制についても、各小学校の教員と中学校の体育科教員が協働し、きめ細かな指導を行いました。



写真10:綱引きの練習

各校対抗の練習試合を行い、子どもたちは本番さながらの白熱したムードで試合に臨みました。



写真11:種目別練習

各校混合で100m走や走り幅跳びなどの種目別練習を行い、学校を越えた仲間たちと練習に励みました。

#### (エ) オンラインと対面を組み合わせた小合同授業（陵西学校群、旭学校群）

陵西学校群では、G7大阪・堺貿易大臣会合の開催をきっかけに、「子どもサミット～G7から世界への興味・関心を広げよう～」と題した学校群内小学校合同の国際理解教育を実施しました。各校でG7参加国について調べた内容をオンラインや対面で発表し合いました。



写真12:オンラインを活用した合同遠隔授業  
G7参加国について調べた内容を他校の仲間に発表しました。



写真13:対面による合同授業  
グループに分かれ、ゲストチャーの方々にG7参加国について質問しています。

旭学校群では総合的な学習の時間において、自分の住んでいる地域や世界の国々について調べた内容を、学校群の他校の仲間に発表しました。オンラインと対面の良いところを活用して工夫をこらした合同授業を実施しました。



写真 14: オンラインを活用した合同授業  
大仙小学校の子供たちは、大型テレビで神石小学校の子供たちの発表を見ながら、自分のPC端末にチャット形式で感想を書き込みました。

写真 15: 対面による合同授業  
大仙小学校の子供たちは、クイズを取り入れた劇形式で発表を行い、神石小学校の子供たちも参加できるように工夫しました。

これらの取組によって、様々な効果が表れてきています。例えば、学校群推進組織の設置では、学校群の小中学校の教職員でアイデアを出し合う場ができたことで、校種を越えて教職員の風通しが一層良くなっています。(ア) や (イ) の取組では、子どもたちの学びの変革だけでなく、教材・教具等の授業準備や校内研修などの校務分掌を学校群の小中学校の教員が分担して行うことで、教員の負担軽減につながっています。(ウ) や (エ) の取組では、単学級のため、子どもの人間関係の固定化等の課題がある小規模校が学校群内の小学校の同学年の子どもと合同授業や合同体験学習を実施することで、同学年の子どもの多様な考えに触れる機会が創出できました。また、適宜、小学校の授業に中学校の教員も加わることで、小学校の子どもと中学校の教員との交流の機会ができ、中学進級の円滑なつながりが期待できます。

今後、これらモデル学校群での取組の一つひとつは、検討プロセスや効果、課題等を検証し、すべての学校で共有化できるように事例集として取りまとめる予定です。

※各モデル学校群での取組については[堺市 HP](#) からご覧になれます。

詳しくはこちら→



### (3) 今後のスケジュール

令和7年度は、すべての中学校区が学校群として学校群推進組織の構築や、学校群教育目標の設定、取組の検討等を開始することとしています。教育委員会事務局では、各学校群が自主的・自律的に学校運営ができるように学校の裁量権限拡大に向けた人事や予算制度の見直しも検討しており、今後、「新たな学校のあり方」の基本的な方針となる取組指針や、授業改善やカリキュラム改善等のてびき、モデル学校群での取組事例集を作成する予定です。

年度	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8～ (2026～)
モデル学校群		【第1期】モデル実施・効果検証 【第2期】モデル実施・効果検証	実施 (取組開始)	全学校群で取組実施
学校			実施 (学校群体制構築、群目標設定、取組検討開始)	
教育委員会		モデル学校群の効果検証をふまえた人事・予算制度等の見直し・再構築 取組指針・てびき(案)の作成	新制度の運用開始 学校群への支援・伴走	
理解促進に向けた取組				教職員向け: 「新たな学校のあり方通信」発行、説明会・研修等の実施 保護者・市民向け: 市HP、広報紙、学校群各校HP等で取組の様子を発信

(令和5年度第3回総合教育会議から一部抜粋)

図 16: 今後のスケジュール

今後、全校で実施していくうえでポイントとなるのは、実際に学校現場で子どもたちへの学びを担っている教職員の意識変革だと考えています。教職員が、総合教育会議で示された個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善や、系統性、連続性を意識したカリキュラム改善、その他各学校群の課題に応じた取組を学校群という組織体制の中で小中学校9年間を見通しながら実施していくことの必要性や重要性を理解して取り組んでいけるかが、本市の学校変革の鍵を握っていると考えています。そこで、全校実施前の時点からすべての教職員に向けて「新たな学校のあり方」の目的や取組の方向性、モデル学校群での取組事例などを紹介する「新たな学校のあり方通信」を2週間に1回の頻度で発行しています。また、教育委員会事務局において、校長マネジメント、教職員の資質向上などの研

修制度や、授業やカリキュラム改善、予算や人事制度など、学校運営に関わる様々な制度、仕組みを「新たな学校のあり方」の視点で点検、見直しを図っています。

な規模で捉え、スケールメリットを生かして最大限に活用しながら、教育データの利活用も融合させ、創意工夫あふれる効果的な教育活動が展開されるよう、学校の変革を進めていきます。

令和6年1月26日(金)  
通信第7号  
発行元 学校改革推進室

## 新たな学校のあり方通信

本通信では、未来を担う子どもたちに必要となる資質・能力を育み、子どもたちの可能性を引き出すことを目的とした「新たな学校のあり方」の理念や取組事例等を紹介していきます。

### モデル学校群での取組事例

◆ **五箇荘学校群での知識構成型ジグソー法による授業の実施**

学校群教育目標「自ら学びに向かい 自ら取り組み 自ら表現できる子どもの育成」の実現をめざし、学校群全体で授業改善に取り組んでおり、9～11月にかけて、学校群内の小学6年生（算数）、中学1年生（数学）、中学2年生（英語、社会、理科）を対象に知識構成型ジグソー法による授業を実施しました。

- ・ **学校群合同夏季研修で学んだことを学校群で即実践！**
  - ① 学校群専門部会（算数・数学部会）で学校群教育目標を実現するための授業像を検討し、市教委に講師招聘等について相談。
  - ② 7月の学校群合同夏季研修に、国立教育政策研究所 白水 勉 総括研究官を招聘し、学校群教職員を対象に知識構成型ジグソー法による模擬授業の実施や、子どもが主体的に学ぶための学習環境を創ることの重要性について助言していただく。
  - ③ 9月、上記②で模擬体験した授業案を用いて、学校群内の小学6年生（算数）を対象に授業を実施。
  - ④ 学校群専門部会（算数・数学部会）の教員が他の教員にも紹介し、他学年・他教科でも授業を実施。
- ・ **知識構成型ジグソー法による授業の例（学年：中2、教科：英語、単元：不定詞）**

【課題】「to不定詞」の3つの用法を使って、提示された絵について文を作る。




図 17: 「新たな学校のあり方通信第7号」一部抜粋

## おわりに

令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所から将来推計人口が公表されました。本市の0歳から14歳の将来推計人口は、2030年時点で、2020年と比較して22%減少すると推計されており、政令指定都市の中で最も早く少子化が進みます。令和5年5月1日現在、本市小学校92校のうち29校（約32%）が通常学級11学級以下の小規模校で、今後ますます学校の小規模化が進むことが予想されます。

また、これまでの教育現場は旧3K(経験・勘・気合い)に支えられてきましたが、今後は新3K(可視化・共有化・効率化)で支えるべきだと言われています。プロ野球のトレーニング棟には最新鋭機器をそろえた動作解析室を設置し、ハイスピードカメラやモーションキャプチャーなどの高性能カメラで選手を撮影し、より緻密なデータを蓄積することができるようになりました。教育現場においても、どのようなデータが必要で、それを集めるためにどうすれば良いのか、トライアンドエラーを繰り返していく必要があります。

教職員の資質能力を学校単位から学校群という大き

# 多様なプレイヤーとの 協働による学びの充実

～社会に開かれた教育課程の実装を目指して～

## はじめに

鎌倉市は、多くの神社仏閣をはじめとする歴史的な遺産や、海・山などの自然環境に恵まれたまちです。そのような鎌倉市の豊かな文化・自然を求め、国内外から多くの観光客が鎌倉市を訪れています。一時の観光だけではなく、鎌倉という場所に可能性や愛着を感じ、移住したり事業を始めたりする方、鎌倉市のために何か貢献したいと力を貸して下さる方も、ありがたいことに少なくありません。

鎌倉市教育委員会としては、このような鎌倉という場所の魅力を最大限活用して、「鎌倉市の教育に協力したい」という熱い思いをもって下さる多様なプレイヤーの方々とコラボレーションしながら、子どもたちの教育のより一層の充実に向けて取り組んでいます。

## 1. 多様なプレイヤーの参画(ヒト)

鎌倉市教育委員会では、鎌倉市の教育のため、教育委員会における教育政策の検討・実施のほか、学校内外での教育実践等、様々な場面で、多様な外部人材や組織に協力いただき、子どもたちの学びの充実のための取組を進めています。

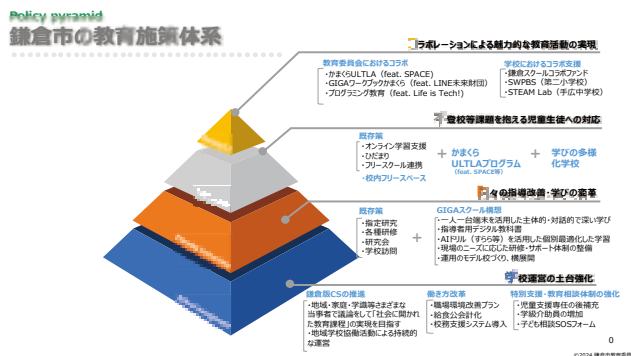
### (1) 教育政策の検討・実施

鎌倉市教育委員会では、現在、市の教育政策に係る計画（鎌倉市教育大綱、かまくら教育プラン、鎌倉市生涯学習プラン）の見直しを進めていますが、民間企業（PwC コンサルティング合同会社）にサポートいただきながら、鎌倉市の教育の現状整理や今後目指すべき姿

を含む、次期教育大綱・計画の検討に取り組んでいます。

検討の過程では、鎌倉市の教育に関わる方の多様な意見を反映させるために、これまでに教育委員会や校長会、教育委員会事務局でのワークショップを実施しており、さらに今後、子どもたちの意見を直接聞く場の設定等も計画しています。

これまでの議論からは、「鎌倉でしかできない学び、突き抜けた鎌倉らしさの実現」や「子どもの思いに寄り添った教育」、「枠にとらわれないワクワクした教育」といったキーワードが紡ぎ出されており、引き続き多くの方の意見を聞きながら、「鎌倉ならではの」教育政策の方向性を取りまとめていきたいと考えています。



鎌倉市の教育施策体系



教育大綱に係る教育委員会での議論の記録  
(グラフィック・レコーディング)

## (2) 民間人材の積極的登用

鎌倉市教育委員会では、新設のポジションである「教育行政職」、「スクールロイヤー」を含む5職種を、人材紹介会社（エン・ジャパン株式会社）のソーシャルインパクト採用プロジェクトのサイトも活用して公募しました（令和5年12月に公募開始、令和6年4月現在募集終了）。教育行政職には89人、スクールロイヤーには4人の応募をいただき、複数の合格者を出すことができました。

また、令和5年度は教育アドバイザーを3名委嘱し、教育に係る施策等の助言をいただいています。



エン・ジャパンでの公募サイト



プロのソーラン節ダンサーによる表現の指導



身近なワクワクもやもやを題材にした  
課題解決型学習の取組

## (3) 学校教育における学びの充実

前述したような教育委員会事務局における取組のほか、学校教育の現場でも、ワクワクする魅力的な学びを実現するため、多くの民間人材の方に協力いただいています。

具体的には、ふるさと納税の仕組みを活用した「鎌倉スクールコラボファンド」（詳細は後述）を通じ、市立小中学校において、企業・NPO・大学等とのコラボレーションを通じた、魅力的な教育実践を進めています。

協力いただいている人や組織は、アーティスト、映画監督、プロダンサー、プロスポーツ選手、地元のメーカー、語学教育関係企業等、多岐にわたっており、外部の方に協力いただく学びの機会は、課題解決型学習や探究学習を実施していく中で、子どもたちにとっても教員にとっても、刺激的でワクワクする経験となっています。

## (4) 学校外での学びの充実

学校教育以外でも、鎌倉市教育委員会では民間人材・組織の協力を得て、鎌倉の文化や自然を存分に生かした学びの充実に取り組んでいます。

その代表的な取組が、「かまくら ULTLA\*（ウルトラプログラム）」です。これは、不登校、あるいは学校を休みがちになっている子どもたちを対象に、鎌倉の森や海、寺など地域の資源・環境の中で、参加者一人ひとりが個性・特性に応じて自分らしく学ぶ方法を見つけることを目的とした探究型プログラムで、鎌倉市教育委員会と民間企業（株式会社 SPACE）の協働で企画・運営を行っています。プログラムの中でも、住職、研究者、作家、漁師等、多様で個性的な多くの外部人材の方にナビゲーターとして協力いただいております。参加した子どもたちからは、「たかさんの“大人げない面白い大人たち”との出会いと対話が貴重な楽しい経験になった」という声をもらっています。

\* ULTLA は Uniqueness Liberation Ithrough Learning optimization and Assessment（学びの



最適化と評価による個性の解放) の略。

(下) かまくら ULTLA プログラムの様子 (上が海の生き物になりきる活動、下がライトの光り方のプログラミングを行う活動)



## 2. 企業協力による環境充実(モノ・コト)

上述した人材面のほか、鎌倉市教育委員会では、教育環境の充実においても様々な企業等に協力いただき、教育環境の一層の充実に繋げています。

例えば、鎌倉市の全市立小中学校の給食で使用する牛乳用のストローは、株式会社カネカの協力のもと、同社が開発した生分解性バイオポリマーを原材料とする製品に切り替えており、子どもたちの環境教育にも寄与する生きた教材となっています。

また、STEAM Lab 実証研究校として、インテル株式会社及びパートナー企業から、3D プリンタを市内の小中学校1校に提供いただいているほか、リコージャパン株式会社の協力を得て、古くなった朝顔の植木鉢を3D プリンタの材料であるフィラメントとしてアップサイクルし、生徒たちが3D プリンタで地域の高齢者向けのプレゼントを作るといった特徴的な教育活動が行われています。

さらに、家具メーカーのイケア・ジャパン株式会社と

令和5年に連携協定を締結し、令和7年4月に開校予定で全国初の分校型となる「学びの多様化学校」や校内のフリースペース等における魅力的な空間づくりの構築について、協力をいただいています。

子どもの学びの充実だけでなく、教員が働きやすい職場づくりについても、企業の協力をいただいて、改善・充実を進めています。UCC 上島珈琲株式会社からは、希望する市立小中学校にコーヒーマシンを提供いただいております。放課後に職員室で教員がコーヒーを飲みながら教育の在り方を語り合う、という素敵な光景が、各学校で見られるようになっています。

## 3. 教育充実のための資金の多様化(カネ)

前述したような様々なプレーヤーとのコラボレーションは、協働先の人・組織のご厚意で必要な経費を負担いただくケースも多いですが、社会に開かれたワクワクする学びを学校現場で継続的・安定的に実践していくためには、その活動を支える資金の確保が必要です。鎌倉市教育委員会では、そのために「鎌倉スクールコラボファンド」という仕組みを構築し、ふるさと納税の仕組みを活用したガバメントクラウドファンディングで広く支援金を募り、子どもたちの学びの充実のために活用させていただいています。令和2～5年度には約2,600万円を調達し、様々な人・組織と協働した学びのプロジェクトを実現しています。このような独自財源を持つことで、これまでの一般財源だけでは難しかった多様な教育活動を、より柔軟な形で直ちに実践することが可能になっています。

鎌倉スクールコラボファンドを活用した多様な教育活動を通じ、子どもたちは明らかに変わり始めています。同ファンドを活用した教育実践を行った学校で、取組前後で子どもたちを対象にアンケートを行ったところ、「自分が動くことで地域や社会が変わっていくと思う」、「SDGsは遠い世界の話ではなく自分とつながりのあるものだと感じている」という設問で肯定的な回答が、それぞれ38%から81%、26%から93%に大きく増加しています。

鎌倉市教育委員会としては、現在の鎌倉スクールコラボファンドの取組をさらに進化させ、教育に活用できる



財源の充実・多様化を図るため、教育アドバイザーや民間企業のアドバイスも得ながら引き続き検討を行っています。鎌倉スクールコラボファンドへの寄附を検討される方に「是非支援したい」と思っただけのような活用の方法や情報発信の在り方について、より一層磨き上げるとともに、令和6年4月から基金を設置し、期間を限定して受け付けていた寄附を通年で受けることとしました。さらに、新たな金融商品の運用益等を活用し財源としての持続可能性を高めることを検討しています。

学校教育の土台となる環境整備や基本的な教育実践は引き続き公財政でしっかりと措置しながら、鎌倉スクールコラボファンドをはじめとする民間資金の活用により、鎌倉らしい魅力的な教育活動を柔軟に組み合わせることで、鎌倉市の教育全体をより進化・深化させることができると考えています。

## おわりに

「社会に開かれた教育課程」と言われて久しいですが、未だ、多くの教育委員会や学校がその実装に課題を抱えていると感じています。その背景には、多くの学校現場が深刻な人的・物的リソース不足にある中でも引き続き「自前主義」に囚われていたり、「平等主義」を重んじるあまり外部の人・組織と協働した多様な教育活動を避けてしまっていたりする、教育関係者のメンタリティに起因する側面と、公教育が税金を財源とする公財政に依存しており柔軟な教育実践が展開しにくいという側面があると考えています。

変化の激しい社会へと船出をしていく子どもたちに

対する教育を社会から隔離した状態で行うことは、教育としてあってはならないことだと考えます。教育現場を社会に開き、社会の中の多様で面白いプレーヤーとコラボレーションしながら、ワクワクする魅力的な教育実践を積み重ねていく— 鎌倉市では、そのようなチャレンジを今後も続けていきます。そして、同様の期待や課題を持つ全国の教育委員会の皆様とも繋がりながら、鎌倉市の実践を他の自治体でも参考にさせていただけるように、我々のチャレンジに伴う成果や課題、新たな発見を、どんどん発信していきたいと考えています。

今回ご紹介した、鎌倉市における多様な民間人材・組織とのコラボレーションは、「鎌倉市だからできること」だと思われるかもしれませんが、もちろん、知名度など鎌倉市が持っている強みは今後も最大限生かしていきたいと思っています。同時に、我々がコラボレーションをしている人・組織は、鎌倉市だから特別に協力してくださっているというよりも、さらに広く「日本の未来を担う子どもたちの力になりたい」という思いで協力してくださっている方ばかりであり、外部の人・組織と協働した学びの充実は、どのような地域でも実践可能だと考えています。鎌倉市教育委員会がファーストペンギンとして多様なプレーヤーと協働し、その過程で得た知見や成果を他地域の教育委員会や学校でも活用いただき、全国の子どもたちの学びの充実に貢献できるならば、これほど嬉しいことはありません。

鎌倉市の取組は、鎌倉市教育委員会のウェブサイトや、「鎌倉市教育委員会 note」でも発信していますので、是非ご覧ください!

(鎌倉市教育委員会ホームページ)

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kyouiku/kyouiku/iinkai/>

(鎌倉市教育委員会 note)

[https://note.com/kamakuracity\\_edu](https://note.com/kamakuracity_edu)



# 学習支援ポータルサイト「子供の学び応援サイト」をリニューアル! きみの好き!応援サイト たのしくまなび隊のご紹介

総合教育政策局生涯学習推進課

文部科学省では、小学生をメインターゲットとした学習支援ポータルサイト「きみの好き!応援サイト たのしくまなび隊」を令和6年3月19日より本オープンしました。

## 〇きみの好き!応援サイト たのしくまなび隊

<https://tanoshikumanabitai.mext.go.jp/>

このサイトは、2020年3月コロナ禍での休校期間中に文部科学省が立ち上げた「子供の学び応援サイト」を前身とし、緊急時の学習支援として機能するという役目を引き継ぐとともに、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末の活用や学習の充実を目指し、新しく開設したポータルサイトです。

たのしくまなび隊では、主にタブレット等端末から無償で利用できる、民間企業や団体等が提供する学習コンテンツを紹介しており、今後はいつでもどこでも学べる環境づくりの一助となることを目指しています。

令和6年度以降は、学習指導要領コードとの紐づけや学習eポータルとの連携、掲載コンテンツの拡充を進め、機能と内容の充実を図っていきます。

## <サイトコンセプト>

「好き」から始まる学びの冒険

たのしくまなび隊は、自分の好きをきっかけにして広がっていく学びを経験してほしいというコンセプトで立ち上げたポータルサイトです。

好きの理由はカッコいい、面白い、何かきになる…なんでもいいと思います。「好き」の対象を、さまざまな角度から眺めて、調べて、考えるうちに、これまでとは違った見方ができるようになったり、思いもよらないものとのつながりに気づいたりするものです。

好き!だから知りたい!という気持ちを大切に、楽しく学び続けてほしいという願いを込めて、「きみの好き!応援サイト たのしくまなび隊」と名付けました。

歩みはじめたばかりのたのしくまなび隊ですが、今後、大きく成長していけるよう、関心を寄せていただけますと幸いです。

## <リニューアル企画のご紹介>

リニューアル企画として、YouTubeチャンネル「とある男が授業をしてみた」の葉一氏とQuizKnock伊沢拓司氏による対談動画を、たのしくまなび隊にて公開しています。

是非、ご覧ください。

サイトへはこちら↓

きみの好き!応援サイト  
たのしくまなび隊



# 教育委員会関係事業の開催予定について

初等中等教育企画課

初等中等教育企画課では、令和6年度におきまして、次の教育委員会関係の事業を開催予定です。

## (1) 地方教育行政功労者表彰式（文部科学大臣表彰）

- 令和6年 10月10日（木） 文部科学省（東京都千代田区）（予定）

### 【概要】

**目的** 地方教育行政においてその功労が特に顕著な教育委員会の教育長、委員について、その功に報いるとともに地方教育行政の発展に資する。

**内容** 表彰式／表彰状伝達／記念講演

## (2) 市町村教育委員会研究協議会

- 第1回 令和6年 6月27日（木） オンライン開催
- 第2回 令和6年 8月2日（金） 北海道・東北地区（予定）
- 第3回 令和6年 9月13日（金） 近畿地区（予定）
- 第4回 令和6年 11月29日（金） 九州・沖縄地区（予定）
- 第5回 令和7年 1月16日（木） オンライン開催
- 第6回 令和7年 2月7日（金） 関東地区（予定）

### 【概要】

**目的** 教育及び教育行政全般について、市区町村教育委員会教育長・教育委員の理解を深め、もって教育委員会運営の活性化に資する。

**対象** 指定都市を除く市区町村教育委員会の教育長及び教育委員

**内容** 職務内容等に関する行政説明／研究協議（予定）

## (3) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会

- 令和7年 1月17日（金） オンライン開催

### 【概要】

**目的** 教育及び教育行政全般について、都道府県及び指定都市教育委員会委員の理解を深め、もって教育委員会運営の活性化に資する。

**対象** 都道府県又は指定都市教育委員会の教育委員

**内容** 職務内容等に関する行政説明／研究協議（予定）

【お問い合わせ】 初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

【電話】 03-6734-4672

## 「瀬戸の花嫁」

私は香川県高松市出身である。高松市民は「瀬戸の花嫁」を聴くと、駅のホームを思い出して涙を流す。

——生まれてから高校卒業まで18年間過ごした高松を離れ、上京したのは、今から10年前のこと。上京すると、圧倒される量の人・モノ・情報に接して、親元から離れたこともあり、わずかな時間に、体験したことのない速さで大人になったような気がした。人は、人・モノ・情報に触れ、経験を蓄積して成長する。東京には、その糧がとんでもなく多い。現に、上京当時、東京出身の同級生は随分と大人っぽく感じた。

そんな考えが幾らか変わったのは、上京して2年経った梅雨の終わりの時期、東京に来てから雨の匂いを忘れたことに気づいたときだった。高松にいたとき、そろそろ雨が降るサインは土の匂いだった。また、東京ではビルに阻まれ、夏でも入道雲がよく見えない。コンクリートに無数にいる赤い点のような虫もいない。ホーホーホーと鳴くキジバトもいない。高松にあり、東京に無いものもまた、こんなに沢山ある。

重要なのは、周囲のあらゆる事物に好奇心を示すこと、そして、その好奇心をたぐって、日常に当たり前のような顔をして潜む宝物を見つけ出すこと。小学校の担任の先生が仰っていたことを思い出す。この言葉もまた、そんな宝物の一つである。

東京で暮らしていると、時折、周囲の流れの速さの中で、生き急がなくてはいけなような気分になる。その時、想いを馳せるのは、高松にあった無数の宝物であり、その道しるべとなっている「瀬戸の花嫁」である。

(H.K)